風間浦村地域防災計画

【地震•津波災害対策編】

令和6年3月 風間浦村防災会議

—目 次—

【地震・津波災害対策編】

第一	1章	総 則		1
第	91節	計画の目	目的	1
第	第2節	計画の情	性格	1
第	第3節	計画の村	構成	2
第	54節	各機関の	の実施責任	3
第	写5節	村及び	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第	66節	村の自然	然的・社会的条件	9
第	写7節	青森県の	の主な活断層	13
第	88節	災害の記	記録	14
第	9節	地震・海	津波による被害想定	15
第	写 10 節	災害の	D想定	19
第 2	2章	防災組織	織	21
第	51節	風間浦村	村防災会議	21
第	52節	配備態勢	勢	23
第	第3節	風間浦村	村災害対策本部	24
第	54節	村災害党	対策本部に準じた組織	32
第	55節	防災関係	係機関の災害対策組織	32
第3	3章	災害予	防計画	33
第	51節	調査研究	究	33
第	52節	業務継続	続性の確保	35
第	第3節	防災業務	務施設・設備等の整備	36
第	54節	青森県	防災情報ネットワーク	46
第	55節	自主防犯	災組織等の確立	48
第	56節	防災教育	育及び防災思想の普及	51
第	97節		災の促進	
第	88節		練	
第	9節		策	
第	第10節		精蓄対策	
第	5 11 節		《害予防対策	
第	第12節		予防対策	
	第13節		予防対策	
第	5 14 節		《害予防対策	
	5 15 節		勿等対策	
	写 16 節		《害対策	
第	5 17 節	要配慮	意者等安全確保対策	81

	第 1	8節	防災ボランティア活動対策	. 84
	第 1	9節	積雪期の地震災害対策	. 86
	第 2	0 節	文教対策	. 88
	第 2	1節	警備対策	. 90
	第 2	2 節	交通施設対策	. 91
	第 2	3 節	電力・簡易水道・電気通信施設対策	. 93
	第 2	4 節	危険物施設等対策	. 97
	第 2	5 節	複合災害対策	100
第	4 ផ	章	災害応急対策計画	101
	第1	節	津波警報等・地震情報等の収集及び伝達	101
	第 2	節	情報収集及び被害等報告	112
	第3	節	通信連絡	119
	第4	節	災害広報・情報提供	122
	第 5	節	自衛隊災害派遣要請	125
	第6	節	広域応援	128
	第7	節	航空機運用	130
	第8	節	避 難	134
	第9	節	津波災害応急対策	143
	第 1	0節	消 防	145
	第 1	1節	水 防	146
	第 1	2 節	救 出	147
	第 1	3 節	食料供給	149
	第 1	4節	給 水	
	第 1	5 節	遺体の捜索、処理、埋火葬	155
	第 1	6 節	応急住宅供給	158
	第 1	7節	障害物除去	161
	第 1	8節	被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与	163
	第 1	9節	医療、助産及び保健	166
	第 2	0 節	被災動物対策	170
	第 2	1節	輸送対策	171
	第 2	2 節	労務供給	174
	第 2	3 節	防災ボランティア受入れ・支援対策	177
	第 2	4節	防 疫	179
	第 2	5 節	廃棄物等処理及び環境汚染防止	182
	第 2	6 節	被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	185
	第 2	7節	金融機関対策	186
	第 2	8節	文教対策	187
	第 2	9節	警備対策	191
	第 3	0 節	交通対策	192
	第 3	1節	電力・ガス・簡易水道・電気通信施設対策	194
	第 3	2 節	石油燃料供給対策	196

1	第	33 節	危険物施設等災害応急対策	. 197
1	第	34 節	海上排出油等及び海上火災応急対策	. 200
第	5	章	災害復旧対策計画	. 205
4	第	1節	公共施設災害復旧	. 205
4	第	2節	民生安定のための金融対策	. 208
4	第	3節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	. 209
第	6	章	日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	. 213
4	第	1 節	総 則	. 213
4	第	2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	. 214
4	第	3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	. 216
1	第	4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	. 224
4	第	5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	. 227
1	第	6 節	防災訓練に関する事項	. 228
1	第	7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	. 229
,	第	8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	. 231

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、地震・津波災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、風間浦村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための住民運動の展開を図る。

第2節 計画の性格

この計画は、風間浦村の地震・津波災害に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。なお、風水害等防災計画は別編とする。

- 1. 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2. 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、風間浦村の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部的事項については、風間浦村災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3. 地震・津波災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4. 風間浦村及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1. 総則(第1章)

風間浦村地域防災計画(地震・津波災害対策編)作成の目的、性格及び防災関係機関等の処理すべき業務等について定めるとともに、地震・津波災害の要因となる自然的、社会的背景等について記載する。

2. 防災組織(第2章)

防災対策の実施に万全を期するため、風間浦村並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定める。

3. 災害予防計画(第3章)

地震・津波災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、風間浦村及び防災関係機関等の予防的な施策・措置等について定める。

4. 災害応急対策計画(第4章)

地震・津波災害による被害の拡大を防止し、又は二次的に発生する災害を防御するため、風間浦村及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。

5. 災害復旧対策計画(第5章)

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定 及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、風間浦村及び防災関係機関等が講じるべき措置 について定める。

6. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画(第6章)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体 等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進に当たっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

1. 村

村は、防災の第一次的責務者として、村の地域並びに村の住民の生命、身体及び財産を地震・津 波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共 団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

- (1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、災害が村域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。
- (2) 県出先機関は、村の地域並びに村の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護する ため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得 て防災活動を実施するとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村の地域並びに村の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動 を実施するとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5. 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震・津波災害に対する防災力向上に 努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、村その他の防災関係機関の防災活動が円 滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚をもち、平時より地震・津波災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るように行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 村及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

村及び村内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並び に関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱			
風間浦村	1. 防災会議に関すること。 2. 防災に関する組織の整備に関すること。 3. 防災に関する調査、研究に関すること。 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 5. 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること。 6. 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 7. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること。 8. 要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)の安全確保に関すること。 9. 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 10. 水防活動、消防活動に関すること。 11. 災害に関する広報に関すること。 12. 避難指示等に関すること。 13. 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること。 14. 公共施設・農林水産業施設の応急復旧に関すること。 15. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること。 16. 建築物等の応急危険度判定に関すること。 17. 罹災証明の発行に関すること。 18. 災害対策に関する他の市町村等との相互応援協力に関すること。 19. その他災害対策に必要な措置に関すること。			
風間浦村教育委員会	 防災教育に関すること。 文教施設の保全に関すること。 災害時における応急の教育に関すること。 その他災害対策に必要な措置に関すること。 			
下 北 地 域 広 域 行 政 事 務 組 合 消 防 本 部 風 間 浦 消 防 分 署 風 間 浦 村 消 防 団	 災害の予防、警戒及び防御に関すること。 人命の救助及び救急活動に関すること。 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること。 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること。 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること。 			
青 森 大 間 警 察 署 県	1. 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 2. 災害時の警備に関すること。 3. 災害広報に関すること。 4. 被災者の救助、救出に関すること。 5. 災害時の遺体の検視、死体調査、身元確認等に関すること。 6. 災害時の交通規制に関すること。 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること。 8. 避難指示等に関すること。			

		処理すべき事務又は業務の大綱
	2232 4 1 1	9. 大津波警報、津波警報及び津波注意報(以下「津波警報等」という。)
		の村への伝達に関すること。
		10. その他災害対策に必要な措置に関すること。
		1. 災害救助に関すること。
	下 北 地 域 県 民 局	2. 医療機関との連絡調整に関すること。
	地域健康福祉部	3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること。
		4. 防疫に関すること。
	下 北 地 域 県 民 局	1. 農業、畜産業、林業及び水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び
	地域農林水産部	復旧に関すること。
		1.公共土木施設(河川、道路、橋りょう、砂防、海岸、急傾斜地、下水道、
	下 北 地 域 県 民 局	公園等)の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。
	地 域 整 備 部	2. 水防活動に関すること。
		1. 文教関係の災害情報の収集に関すること。
	下 北 教 育 事 務 所	2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること。
		HANGE AT THE TAKE A TO THE TAK
		1. 非常通信協議会の育成、指導に関すること。
	II. M. A. 77 15 17	2. 非常通信訓練に関すること。
	東北総合通信局	3. 防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤
		立防止用無線の開局、整備に関すること。
		4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。
	青 森 労 働 局	1. 被災者に対する職業の斡旋に関すること。
	むつ労働基準監督署	2. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること。 3. 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること。
	ハローワークむつ	3. 仮次方側有に対する扱助、扱心相直の協力及の次音相頂に関すること。 4. 災害時における労務供給に関すること。
		1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関す
		ること。
		2.農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関するこ
		٤.
指		3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。
定	農林水産省 (総合食料局)	4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給斡
地士		旋及び病害虫防除の指導に関すること。
方行		5. 土地改良機械の緊急貸付に関すること。
政		6.農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること。
機関		7. 被災農林漁業者への資金(土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営
124		資金、事業資金等)の融通に関すること。
		1. 森林、治山による災害防止に関すること。
		2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること。
	東北森林管理局	3. 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること。
	(下北森林管理署)	4. 災害時における関係職員の派遣に関すること。
		5. 林野火災防止対策等に関すること。
		6. 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
		1. 公共土木施設(直轄)の整備に関すること。
	東北地方整備局	2. 直轄河川の水防警報及び洪水情報(青森地方気象台との共同)の発
	青森河川国道事務所	表・伝達等水防に関すること。
	緊急災害対策派遣隊	3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること。
	(TEC-FORCE・リエゾン)	4. その他公共土木施設(直轄)の災害対策に関すること。
		5. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱			
	1. 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関すること。			
東北地方整備	2.港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の指局			
	・ 導、協力に関すること。			
	3. 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧対策に関す			
	ること。 1. 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集			
	1. 父迪施設寺の被告、公共父迪機関の連行(加)状況寺に関する情報収集 及び伝達に関すること。			
東北運輸局青森運輸支	局 2. 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関			
	すること。			
	1. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関するこ			
東 京 航 空	局と。			
(三沢空港事務所	2. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること。			
	3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。			
	1. 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること。			
	2. 海難救助、海上消防、避難指示等及び警戒区域の設定並びに救援物資及			
第二管区海上保安本 (青森海上保安部				
	3. 梅工書棚、梅工における厄陝物の保女相直、梅工火音に対する関係指動 及び海上交通の確保等に関すること。			
	4. 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること。			
	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関する			
	こと。			
	2. 気象、地象(地震にあっては、発生した断層連動による地震動に限る。)			
	及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表・伝達及び解説に関する			
	こと。			
	3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。			
	4.地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。			
	5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 1. 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること。			
陸上・海上・航空自衛	1. 火害時における人間及び原産の保護のための表現活動に関すること。 2. 災害時における応急復旧の支援に関すること。			
東日本電信電話㈱青森支				
エヌ・ティ・ティ				
コミュニケーションズ	制 すること。			
㈱NTTドコモ東北青森支	吉 3. 災害対策機器等による通信の確保に関すること。			
提 K D D I (4. 電気通信設備の早期復旧に関すること。			
公ソフトバンクリ	財 5. 災害時における災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に関すること。			
英 楽 天 モ バ イ ル (
関 日 本 郵 便				
及 易 国 間 郵 便 U	局			
指定用册野区	1. 災害時における医療対策に関すること。			
地 日本赤十字社青森県支				
指定公共機関及び指定地方公共機関及び指定地方公共機関及び指定地方公共機関及び指定地方公共機関及び指定地方公共機関及び指定地方公共機関	3. 義援金品の募集及び配分に関すること。			
共 東北電力ネットワーク				
機しむつ電力センタ	- 2. 災害時における電力供給に関すること。			
日本放送協会青森放送				
青 森 放 送				
横 青 森 テ レ	ビーに関すること。			
青森朝日放送	(株)			

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	㈱エフエム青森	
	㈱エフェムむつ	
	(一社)青森県エルピーガス	1. ガス供給施設の整備及び管理に関すること。
	協会下北支部	2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること。
	県 医 師 会	1. 災害時における医療救護に関すること。
	下 北 医 師 会	
	(公社) 青森県トラック協会下北支部	1. 輸送施設の整備及び管理に関すること。
	日 本 通 運 ㈱	2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること。
	下 北 交 通 ㈱	
	福山通運㈱	
	佐 川 急 便 ㈱	
	ヤマト運輸㈱	
	西濃運輸㈱	
	日本銀行(青森支店)	1. 災害時における通貨及び金融対策に関すること。
		1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関
		すること。
	風間浦村商工会	2. 災害時における物価安定についての協力に関すること。
	商工業関係団体	3. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、斡旋に
		関すること。
	農林水産業関係協同組合	1. 農林水産業に係る被害調査に関すること。
	森 林 組 合	2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。
	土 地 改 良 区	3. 被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること。
	運輸業関係団体	1. 災害時における輸送等の協力に関すること。
公		
公共的	建設業関係団体	1. 災害時における応急復旧への協力に関すること。
寸	その他ボランティア団体等	1. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること。
体そ	の各種団体	2. 災害応急対策に対する協力に関すること。
の		1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。
他		2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。
災	病院等経営者	3. 災害時における病人等の受入れに関すること。
上重		4. 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関すること。
上重要な施設		1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。
なた	社会福祉施設経営者	2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。
		3. 災害時における入居者の保護に関すること。
の管	金 融 機 関	1. 被災事業者に対する資金の融資に関すること。
管理者		
自	危険物関係施設の管理者	1. 災害時における危険物の保安に関すること。
	多数の者が出入りする	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。
	事業所等	2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。
		3. 来場者等に対する避難誘導に関すること。
	災害応急対策又は災害復旧	1.災害時における事業活動の継続的実施及び村が実施する防災に関する対
	に必要な物資若しくは資材	策への協力に関すること。
	又は役務の供給又は提供を	
	業とする者	
	(スーパーマーケット、コ	
	ンビニエンスストア、飲食	

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
料品メーカー、医薬品メー	
カー、旅客(貨物)運送事	
業者、建設業者等)	
住民	1.食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。

第6節 村の自然的・社会的条件

1. 位置

本村は、北緯41度29分、東経141度00分、本州最北端の下北半島の西北端に位置する。

東にむつ市、西に大間町と隣接し、北は津軽海峡に面し、海岸線は延長 20km に及び、これに平行して国道が走り、4集落が点在している。

村土の面積は 69.46 km、そのうち山林面積は 64.268 kmと村土の 94.0%を占めている。集落を形成する台地と台地上にある耕地の平坦部を除く背後は起伏の激しい山岳地であり、典型的な臨海山村である。

2. 地 勢

(1) 地形及び地質

村の大部分は、山地によって占められ、本村南東部のむつ市との境界域にある急峻な山岳地を形成しており、その山麓は直ちに津軽海峡に臨むため平坦な台地は少ない。

地質は、古生層を基盤として上層は第3紀層、第4紀層をもって構成されている。特に下風呂温泉の地質は薬研層であると考えられ、蒲野沢層が帽岩の役割を演じている区域のみに温泉の湧出が見られる。本地区の基底をなしている安山岩類には後の火山作用による変質が認められるので、温泉の水の熱源は、それに関する火山活動の残存作用と推測されている。

(2) 河川及び湖沼

易国間川は、本村南部の大石八森付近を源として北流し、八森沢、大石沢、滝ノ沢、小川目沢の各支流を併せ、易国間より津軽海峡にそそいでいる。この川は本村では最大のものであり、全長は約10kmである。その他、目滝川など十数条が津軽海峡にそそいでいる。

(3) 海 岸

約 20km もある海岸線は比較的単調であるが、山麓が海に迫っているため岩礁が多く、砂浜を形成しているところがほとんど見られない。

(4) 道路等

道路は国道 279 号が通っており、むつ市、大間町の中継地となっている。 また、村道については、総延長 89.377km となっている。

3. 気 象

本村の気候の特徴は、春から夏にかけて寒冷な偏東風が吹き、海岸に特有の濃霧が発生するため 気温が低くなること、冬は比較的雪は少ないが、北西の季節風が吹き、寒冷酷烈を極めること、そ して年平均約 30 日は太陽の光に浴しないことである。また、3月下旬から4月下旬にかけて南西 の風が強く空気が乾燥する。極寒は1月中旬から2月下旬に現われ、また、極暑は8月上旬から下 旬に現れる。

雨は、5月から6月の梅雨期と8月から9月の台風襲来期に多い。

	気 温(℃)					
	平 均			最高	最低	
	日平均	日最高	日最低	取同	取心	
平成 29 年	10. 2	13. 1	4.3	29.8	-7.8	
平成 30 年	10. 4	13. 2	7.6	28. 4	-8.5	
令和元年	10.7	13. 9	7.7	31. 4	-9. 4	
令和2年	10.8	13. 7	8.0	30. 5	-6.8	
令和3年	10.9	14. 0	7.8	29. 9	-7.8	
令和4年	10.9	13. 9	7.9	29. 4	-7. 7	

	降水量	走(mm)	風速	₹(m/s)	日照時間(h)
	合 計	日最大	平均風速	最大風速	口
平成 29 年	1, 118. 5	60. 5	3.9	17. 0	1, 717. 0
平成 30 年	1, 313. 0	75.0	4.2	17. 5	1, 511. 9
令和元年	789.0	70.0	4.1	16.0	1,840.9
令和2年	1, 119. 5	82. 5	3.9	17. 0	1, 571. 8
令和3年	1, 245. 5	109. 5	4.0	18. 4	1,670.5
令和4年	1, 319. 5	104.5	3.7	14. 2	1, 955. 4

(大間アメダス観測所)

月別平均気温(単位:℃)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
令和2年	1.3	1. 2	4. 9	7. 2	12. 0	16. 5
令和3年	-1. 1	0.3	5. 7	8. 2	12. 4	16. 2
令和4年	-0.1	0. 1	4.3	8. 7	12.6	15. 6

	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月
令和2年	19. 0	22.8	20. 3	14.3)	8.8	1.3
令和3年	20.8	21. 5	19. 3	14. 2	10. 2	2. 5
令和4年	20.6	22. 4	20. 5	14. 1	9.4	2. 1

(大間アメダス観測所)

月別降水量(単位:mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
令和2年	82. 5	58. 5	91. 0	124.0	68. 0	83. 5
令和3年	73. 0	58. 5	113. 5	81. 5	96. 0	54.0
令和4年	86. 0	23. 5	54. 5	15. 5	125. 0	95. 5

	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月
令和2年	120.0	168. 5	143. 0	73.0)	61. 5	46. 0
令和3年	22. 0	310. 5	47. 0	133. 5	160. 5	95. 5
令和4年	95. 5	520. 5	87. 5	102.5	76. 5	82. 5

(大間アメダス観測所)

※「)」=統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて 正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素又は現象、 統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

月別日照時間(単位:h)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
令和2年	61. 2	93. 1	179. 9	173. 0	156. 9	175. 5
令和3年	65.8	84. 1	181.7)	236.0	182. 5	206.8
令和4年	78. 5	110. 1	170.8	249. 7	256. 6	169. 9

	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月
令和2年	147. 9	157. 0	150. 3	146.9)	75.9)	54. 2
令和3年	172. 7	149. 2	220. 0	168. 1	89. 2	64. 3
令和4年	159.8	159. 2	214. 7	174. 2	138.8	73. 1

(大間アメダス観測所)

※「)」=統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて 正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素又は現象、 統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

4. 人口及び世帯

本村の令和 2 年の人口は 1,636 人となっており、平成 17 年の 2,603 人と比べると、15 年間で約 37%減少している。

人口構成では人口に占める65歳以上の比率が高まっており高齢化が急速に進んでいる。

世帯数は平成 17 年から令和 2 年の 15 年間で約 181 世帯減少し、1 世帯当たりの人員は 2.80 人/世帯から 2.18 人/世帯と減少している。

地域別の人口については、易国間地域と下風呂地域が多く、この2地域で村全体の約71%を占めている。

人口・世帯数の動向

	人口	世帯数	1世帯当り人員	65 歳以上人口
平成 17 年	2,603 人	931 世帯	2.80 人/世帯	810 人(31.1%)
平成 22 年	2,463 人	1,096 世帯	2.25 人/世帯	765 人 (31.1%)
平成 27 年	1,976 人	823 世帯	2.40 人/世帯	774 人(39.2%)
令和2年	1,636 人	750 世帯	2.18 人/世帯	757 人(46.4%)

※65 歳以上人口の () 内は高齢化率=人口のうち 65 歳以上の占める割合

(資料:国勢調査)

地域別人口及び世帯数(令和5年10月末現在)

区分	人口			世帯数
		男性	女 性	世市
下風呂	574 人	278 人	296 人	306 世帯
桑畑	92 人	44 人	48 人	46 世帯
易国間	582 人	279 人	303 人	302 世帯
蛇浦	376 人	184 人	192 人	196 世帯
合計	1,624 人	785 人	839 人	850 世帯

(資料:住民基本台帳)

5. 土地利用状況

(1) 蛇浦地域

この地域は大間町に隣接し、商業、教育、医療等はむつ市と大間町への依存度が高く、主要産

業は漁業で主に「昆布・アワビ・ウニ等」沿岸漁業で生計を維持している。

近年、後継者不足から離農者が多く平坦地においては、農用地から小型風力等の再生可能エネルギー設置への転用が進んでいる。

(2) 易国間地域

この地域は村の中心部に位置し、役場、商工会等の官公庁、小学校、中学校、野球場等の教育施設、また診療所、総合福祉センター等の医療福祉施設、さらには郵便局等の公共施設等が集合している村の中心的な地域である。このため道路等土地利用の調整を図るとともに、環境等の保全に十分配慮する。

(3) 桑畑地域

この地域は世帯数 50 戸弱と小さい集落であり、人口の減少が最も著しい地区であり、主要産業は「昆布・アワビ・ウニ等」沿岸漁業を家族ぐるみで行い、漁業所得の安定した地域である。

今後は、生活道路及び農道等の整備を進めていき、土地の有効利用を図る。

(4) 下風呂地域

この地域は古くから湯治場として栄え、下北半島観光の中心となる温泉地であり、平成2年には伊勢の二見岩と並んで多くの人に親しまれている二見岩(通称夫婦岩)を中心に人工中海、作家井上靖の文学碑、さらに同志社大学の創設者新島襄の記念碑が並ぶ海峡いさり火公園が建設され、多くの観光客が訪れている。

現在、ホテル、旅館等9軒が立ち並び下北観光の拠点として位置付けられているため、がけ崩れ等の土砂災害から人命や財産を保護するため、各種対策工事等を実施し、地域の安全を確保していくよう、土地の有効利用を図る。

6. 産業及び産業構造の変化

本村の主要産業は、第1次産業の漁業が全体の17.9%(令和2年の国勢調査)を占め、ウニ、アワビ、昆布等の沿岸漁業が中心であるが、近年磯焼等の自然条件の変化に伴い漁獲高が毎年、減少しつつあり、早急に漁場整備を図り、とる漁業からつくり育てる漁業へと転換を目指している。また古くから県産品のヒバの製材が盛んであり、最近では、自然環境の保全、形成を図りながら、ヒバ材の特性を活かした加工品が人気を集めている。

	平成 22 年		平成 27 年		令和2年	
		構成比		構成比		構成比
就業者総数	1,282 人	100.0%	955 人	100.0%	829 人	100.0%
第1次産業	229 人	17.9%	199 人	20.8%	165 人	19. 9%
第2次産業	462 人	36.0%	208 人	21.8%	156 人	18.8%
第3次産業	591 人	46. 1%	547 人	57. 3%	503 人	60. 7%
分類不能	0 人	0.0%	1人	0.1%	5 人	0.6%

(資料:国勢調査)

第7節 青森県の主な活断層

県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について永続的に留意する。

名 称	分 布 状 況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約 16km にわたって分布している津軽 山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約 23km にわたって分布し ている津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12kmにわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。 野辺地断層(野辺地町・東北町)は断層とは認められなかった。上原子断層(東北町・七戸町)は約4km認められた。その東側に東北町から七戸町まで撓曲が認められた。
折爪断層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約 21km にわたって分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。 北北西-南南東方向に延びており、断層の西側が相対的に隆起する逆断層と推定される。
青森湾西岸断層帯 (平成 16 年地震調査研究推進本部地震調査委員会による評価)	蓬田村から青森市にかけて約31kmにわたって分布し、青森湾西断層、野木和断層、入内断層によって構成される。 長さは約31kmで、北北西-南南東方向に延びており、断層の西側が相対的に隆起する逆断層である。



第8節 災害の記録

本村の過去における主な地震、津波は次のとおり。

平成22年2月28日に発生した「チリ沖地震発生による大津波警報の発令」に伴い同日午前11時に避難指示を発令した(対象村内全域1,000世帯・2,400人)。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、本村では最大震度3を記録し、同日午後4時に避難指示を発令した(対象村内全域1,000世帯・2,400人)。被害状況としては漁船1隻の大破があった。

第9節 地震・津波による被害想定

平成24年度から平成25年度(2012年度~2013年度)、平成27年度(2015年度)及び令和3年度(2021年度)に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸直下型地震のうち、おおむね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。なお、将来発生し得る最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。

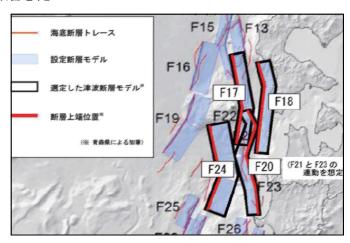
調査結果の概要について、本村に関係する部分を抜粋・整理する。

1. 想定地震

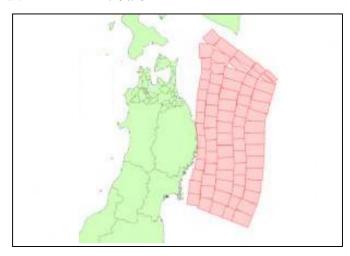
■平成 24・25 年度調査被害想定



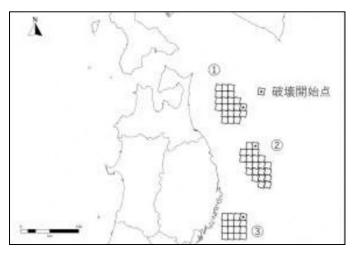
■平成 27 年度調査被害想定



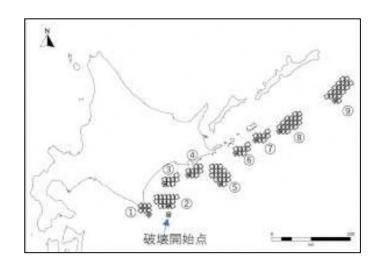
■令和3年度調査被害想定(H24・25 年度調査モデル)



■令和3年度調査被害想定(日本海溝(三陸・日高沖)モデル)



■令和3年度調査被害想定(千島海溝(十勝・根室沖)モデル)



2. 想定地震の概要

(1) 想定太平洋側海溝型地震

平成 24・25 年度調査にて設定した昭和 43 年 (1968 年) 年の十勝沖地震 (M7.9) と平成 23 年 (2011 年) の東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0) の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルに加え、国の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルについて、地域ごとの被害の最大値を採用した。おおむね数百年に一度の頻度で発生すると想定され、モーメントマグニチュードは Mw9.0~9.3 と想定される。

(2) 想定日本海側海溝型地震

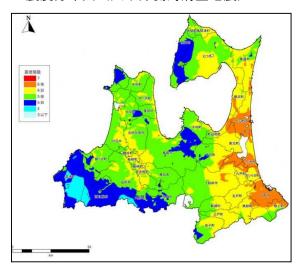
昭和 58 年 (1983 年) の日本海中部地震 (M7.7) の震源モデル及びその最大余震の震源モデルを考慮して震源モデルを設定した。おおむね数百年に一度の頻度で発生すると想定され、モーメントマグニチュードは Mw7.9 と想定される。

(3) 想定内陸直下型地震

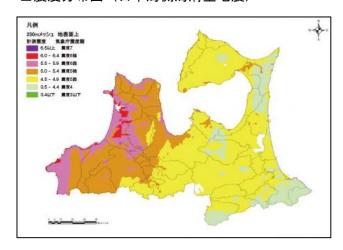
「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調奔(産業総合研究所(2009))」により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定した。おおむね数千年に一度の頻度で発生すると想定され、モーメントマグニチュードはMw6.7と想定される。

3. 想定地震ごとの震度分布図

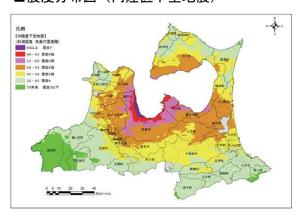
■震度分布図(太平洋側海溝型地震)



■震度分布図(日本海側海溝型地震)



■震度分布図(内陸直下型地震)



4. 各種被害予測

県の算定する被害予測における本村の震度は、最大で震度6強と推定されており、その他の被害 予測は次のとおりである。

		1			() (= 1
風間浦村		単位	(1)太平洋側	(2)日本海側	(3)内陸
		1 単位	海溝型地震	海溝型地震	直下型地震
①最大震度			6 強	5 強	5 強
人的被害	②死者数	人	530	*	*
八印饭音	③負傷者数	人	70	*	*
建物被害	④全壊棟数	棟	1, 300	*	_
建初似音	⑤半壊棟数	棟	170	10	*
	⑥上水道断水人口	人	1, 300	-	10
ライフライン被害	下水道機能支障人口	人	_	_	_
	⑦電力停電軒数	軒	1, 400	_	_
⑧避難者数(1週間]後)	人	1, 100	_	*
⑨避難所設置数(1)	週間後)	箇所	4	_	
	100食料	食/日	1, 400	_	_
物資不足	①飲料水	L/目	340		
	迎生活必需品:毛布	枚	510	_	_
⑩医療機能不足	ベッド数	床	60	_	_

※ (1)は令和3年度調査、(2)は平成27年度調査、(3)は平成24・25年度調査の数値

※数値の表示方法:「一」は該当なし(0)、「*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」」は一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」」は十の位を四捨五入

※項目:太平洋側海溝型地震の被害想定については、②~⑤、⑩~⑬は冬18時、⑥、⑦は冬深夜の想定 ⑧は、避難者数が一番多い時間帯の人数を表示

第10節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、村における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業等の社会的条件並びに過去における地震・津波災害発生状況に加え、これを超える被害の発生をも勘案し、発生し得る地震・津波災害を想定し、これを基礎とした。

特に、平成24年度~25年度(2012年度~2013年度)、平成27年度(2015年度)及び令和3年度(2021年度)に実施した青森県地震・津波被害想定調査では、最大クラスの地震・津波により甚大な被害の発生が想定されているが、耐震対策の実施や早期避難等により大幅な減災効果が見込まれることから、本計画の確実な実施が求められる。

第2章 防災組織

第1節 風間浦村防災会議

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班

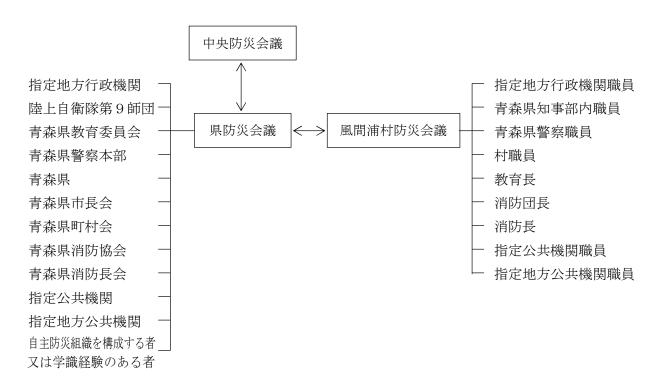
村の地域内に係る防災に関し、村の業務及び村の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上必要な施設の管理者等を通じる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置する。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定める。

1. 組 織

防災会議条例に基づく組織は、会長である村長と次に掲げる者(委員)をもって組織する。 (風間浦村防災会議条例第3条第5項)

- ア 指定地方行政機関の職員のうちから村長が委嘱する者
- イ 青森県の知事の部内の職員のうちから村長が委嘱する者
- ウ 青森県警察の警察官のうちから村長が委嘱する者
- エ 村長がその部内の職員のうちから指名する者
- 才 風間浦村教育委員会教育長
- カ 下北地域広域行政事務組合消防長及び風間浦村消防団長
- キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が委嘱する者

防災会議組織図



2. 事務局

防災会議の事務局を総務課に置く。

3. 所掌事務

風間浦村防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- ア 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- イ 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ウ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第2節 配備態勢

主管担当班(本部の班名)	村の地域内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。
全 班	ロの町開思労は外のこれりこりる。

1. 配備基準

地震・津波災害の場合の配備基準

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
警戒配備	1 津波注意報が発表され	1 総務課は、地震・津波	1 関係課及び災害応急対
	たとき。	情報及び関係機関等から	策要員又は災害警戒対策
災害対策本部を	2 村内で震度4の地震を	の情報を待機している関	要員が対処する。
設定するに至ら	感じたとき。	係課に伝達する。	2 休日等の勤務時間外
ないが予想され	3 村長が特にこの配備を	2 関係課は、各種情報収	は、関係課の災害応急対
る災害に直ちに	指示したとき。	集に努め、総務課に報告	策要員又は災害警戒対策
対処する姿勢		するとともにそれぞれ警	要員が登庁して対処す
		戒態勢を整える。	る。
			なお、その他の職員は、
			登庁できる態勢で自宅待
			機する。
非常配備	1 村内で震度5弱、5強	1 各種情報の収集、伝達	1 各課及び各出先機関の
	の地震を感じたとき。	に努め、災害応急対策を	災害応急対策要員が対処
全庁をあげて対	2 津波警報が発表された	実施する。	する。
処する姿勢	とき。	2 災害対策本部等が設置	2 休日等の勤務時間外
	3 村長が特にこの配備を	された場合は、災害対策	は、各課の災害応急対策
	指示したとき。	本部等の分担事務に従っ	要員が登庁し対処する。
		て災害応急対策を実施す	なお、その他の職員は、
		る。	登庁できる態勢で自宅待
			機する。
	1 村内で震度6弱、6強	災害対策本部の分担事務	1 全職員が対処する。
	以上の地震を感じたと	に従って災害応急対策を実	2 休日等の勤務時間外
	<i>*</i> .	施する。	は、全職員が登庁して対
	2 大津波警報が発表され		処する。
	たとき		
	3 村長が特にこの配備を		
	指示したとき。		

- 注1「関係課」とは、村長が防災に関わりがあるものとして指定した課をいう。
 - 2 「災害応急対策要員」とは、各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。
 - 3 「災害警戒対策要員」とは、関係課の長が災害警戒対策に当たることとして指名した職員をいう。

第3節 風間浦村災害対策本部

主管担当班(本部の班名)	村の地域内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、村長は、
全 班	災害対策本部を設置し、村防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防対策 及び災害応急対策(以下「災害対策」という。)を実施する。なお、村災 害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告する。

1. 設置・廃止及び伝達(通知)

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「非常配備」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害 対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	伝 達 方 法	担当班
防災会議委員	電話	総務班、 財務保安班
本部員及び各班等	庁内放送、電話	総務班、 財務保安班
知事	電話、無線、青森県総合防災情報システム	総務班、 財務保安班
警察・消防	電話、無線	総務班、 財務保安班
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	電話	総務班、 財務保安班
報道機関等	電話、プレスリリース	総務班、 財務保安班
一般住民	報道機関、防災広報車、防災行政無線、ホームページ等	総務班、 財務保安班

イ 災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準じる。

2. 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成

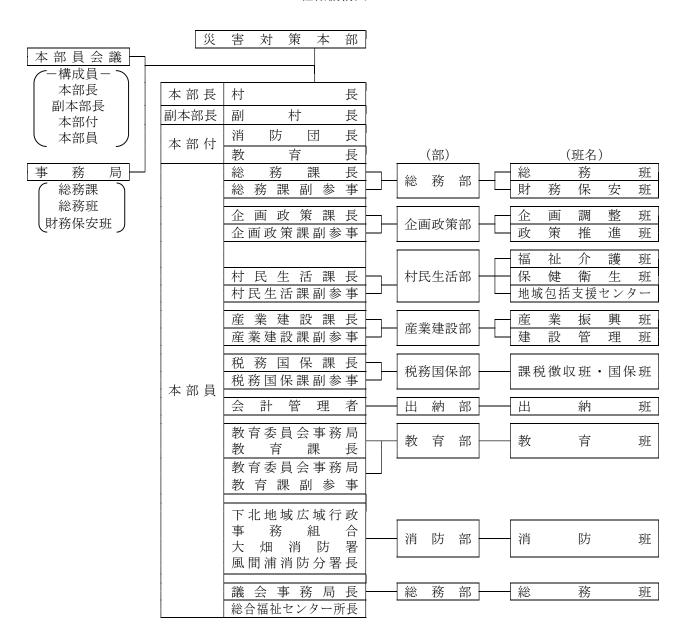
- ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。
- イ 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員を部長 とする部及び部に班を置き事務を処理する。
- ウ 災害対策本部に災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するための本部員会議、本部

の事務を整理する事務局を置く。

本部員会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

- エ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。
- オ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する 者を現地災害対策本部長として充てる。

組織機構図



(2) 災害対策本部班別業務及び下北地域広域行政事務組合災害警備本部災害警備本部班別業務

ア 風間浦村災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班名	班 長	分担事務	要員
各部・	・班共追	事項		1 各部・班の動員配備、連絡調整に関すること。	
				2 災害対策本部及び各部・班間、所管する関係機関	
				の連絡調整に関すること。	
				3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関するこ	
				と(指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査	
				報告すること。)。	
				4 他部・班の応援に関すること。	
総	総	総務班	総務グル	1 災害対策本部の運営及び統括に関すること。	総務課職員
総務部	総務課1		ープリー	2 被害状況の把握及び報告に関すること。	議会事務局
部	課		ダー	3 気象情報、地震・津波情報等の総括に関すること。	職員
	長	財務保	財務保安		
		安班	グループ	· — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			リーダー	6 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。	
				7 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関するこ	
				8 知事への防災ヘリコプター運航要請に関するこ	
				と。 9 自衛隊との連絡調整に関すること。	
				10 災害救助法関係の総括に関すること。	
				11 災害情報の総括に関すること。	
				12 災害関係の陳情に関すること。	
				13 運輸通信 (バス、船舶、電話、郵便)、電力、ガス	
				関係の被害調査に関すること。	
				14 他市町村等への応援に関する県への要請及び連絡	
				に関すること(給水を除く)。	
				15 知事への応援要請に関すること (給水を除く)。	
				16 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に	
				関すること。	
				17 指定避難所、指定緊急避難場所の指定及び開設に	
				関すること。	
				18 他自治体への職員の応援に関すること。	
				19 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計	
				画及び避難訓練実施への支援に関すること。	
				20 議会との連絡に関すること。	
				21 庁舎の被害調査に関すること。 22 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関す	
				ること。	
				23 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	
				24 視察者及び見舞者の応援に関すること。	
				25 被害地の視察に関すること。	
				26 庁舎職員等避難者の整理誘導に関すること。	
				27 職員の非常招集及び配置に関すること。	
				28 応援職員の派遣要請及び斡旋手続に関すること。	
				29 災害現場等の案内所の設置運営に関すること。	
				30 諸団体(自主防災組織、町内会、その他ボランテ	
				ィア団体等)への協力要請及びその動員に関するこ	
				کی استان کی ا	
				31 住民相談所に関すること。	
				32 災害応急対策関係予算の措置に関すること。	
				33 災害対策用物品、資機器材の調達に関すること。	
				34 村有財産の被害調査及び応急対策に関すること。	
				35 埋火葬の証明に関すること。	
				36 緊急通行車両の確認証明に関すること。	

部名	部長	班 名	班 長	分担事務	要員
企画政策部	企画政策課長	企整班 政策推	企画 調整 グリーダー 政策 イリーダー サーダー サーダー	1 車両の確保及び配車に関すること。 2 応急復旧工事の請負契約に関すること。 3 バス緊急輸送の確保に関すること。 4 バス運行路線の確保に関すること。 5 資機材及び燃料の確保に関すること。 6 バス運行の広報に関すること。 7 緊急輸送車両の配車に関すること。 8 災害の取材(写真を含む。)に関すること。 9 災害の広報に関すること。 10 広聴活動に関すること。	企画政策課 職員
村民生活部	村民生活課長	福護 地括セー 包援タ	福グリ地支ターが長り、「おり」をある。	1 指定避難所の開設運営への協力に関すること。 2 炊き出しその他食料品の調達及び供給に関すること。 3 避難者の把握(立退先等)に関すること。 4 福祉避難所に関すること。 5 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 7 救援物品の受領及び保管並びに配分に関すること。 8 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸与に関すること。 9 救援金の配分計画及び配分に関すること。 10 遺体の埋火葬に関すること。 11 要配慮者の安全確保対策に関すること。 12 ボランティアの受入れに関すること。 13 村社会福祉施設及び社会福祉団体との総合調整に関すること。 14 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。	村民生活課職員
		保 健 衛 生班	保健衛生グループリーダー	1 医療機関の被害調査、連絡調整に関すること。 2 医療助産に関すること。 3 負傷者の把握に関すること。 4 医療救護班の編成に関すること。 5 医療救援隊との連絡調整に関すること。 6 医薬品の調達に関すること。 7 保健に関すること。 8 避難所等における衛生保持に関すること。 9 防疫に関すること。 10 遺体の処理(埋火葬を除く。)に関すること。 11 衛生材料の調達に関すること。 12 処理施設の被害調査に関すること。 13 廃棄物処理及び清掃に関すること。 14 災害時の愛玩動物(ペット)対策に関すること。	村民生活課職員

部名	部長	班 名	班 長	分担事務	要員
産	産	産業振興班	産業振興グループ	1 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に 関すること。	産業建設課職員
産業建設部	業建	四 班	リーダー	2 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者へ	
設如	設課長			の融資の斡旋に関すること。	
ㅁㅂ	長			3 観光施設等の安全対策に関すること。 4 燃料、雑貨等の確保に関すること。	
				5 水産業関係施設及び水産物等の被害調査並びに応	
				急対策に関すること。	
				6 船舶関係の被害調査及び応急対策に関すること。 7 生鮮食料品等の確保に関すること	
				8 水産業関係被災者への融資の斡旋に関すること。	
				9 水産業関係の被害証明に関すること。 10 農林業関係被害調査及び応急対策に関すること。	
				10 農林業関係被害調査及び応急対策に関すること。 11 主要食料の確保及び応急供給に関すること。	
				12 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関	
				すること。 13 農林業関係被災者への融資の斡旋に関すること。	
				14 農林業関係の被害証明に関すること。	
				15 農地、林地、牧野及び農林畜産業用施設の被害調	
				査並びに応急対策に関すること。 16 農地等の被害証明に関すること。	
		建設管	建設管理	1 村営住宅の被害調査に関すること。	産業建設課
		理班	グループリーダー	2 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関すること。	職員
			"	3 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に 関すること。	
				4 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入	
				居に関すること。 5 住宅の応急修理に必要な調査に関すること。	
				6 道路、橋りよう、漁港等の被害調査及び応急対策	
				に関すること。 7 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関するこ	
				7 台州川の阪吉用報の収集及の心志対象に関するこ と。	
				8 水防に関すること。	
				9 障害物の除去に関すること。 10 公共建築物の被害調査及び応急処理に関するこ	
				と。	
				11 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関する こと。	
				12 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定活動に	
				関すること。	
				13 公園施設の被害調査並びに応急対策に関すること。	
				14 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住	
				宅融資の斡旋に関すること。 15 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関する	
				15 彼灰住豕及び工作物寺の現地確認、指導に関する こと。	
				16 断減水時の広報に関すること。	
				17 給水車の借上げ及び配車に関すること。 18 給水等に関する他市町村への応援に関する県への	
				要請及び連絡に関すること。	
				19 給水活動に関すること。	
				20 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 21 水道施設の復旧に関すること。	
				22 災害復旧資機材の確保に関すること。	
				23 水質検査に関すること。	

部名	部長	班 名	班 長	分担事務	要員
税務国保部	税務国保課長	課税徴収班 国保班	課税徴収グルーダー 国保プリーダイルーダイン ローダイン ローダイン ローダー	4 災害に伴う村民税の減免措置に関すること。	税務国保課職員
出納部	会計管理者	出納班	出納室長	1 義援金の受領及び保管に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。	出納室職員
教育部	教育課長	教育班	教 育 グ リ ダ 民 館 長	1 学校施設の被害調査に関すること。 2 学校施設の応急対策に関すること。 3 職員の非常招集及び配置に関すること。 4 文教関係の被害記録に関すること。 5 被災児童生徒等(幼児を含む。以下同じ。)の調査に関すること。 6 指定避難所の開設運営への協力に関すること。 7 応急の教育に関すること。 8 学用品の調達、給与に関すること。 9 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること。 10 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 11 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 12 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。 12 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。	教育課職員
消防部	消防分署長	消防班	消防分署 司令	1 予報、警報の伝達に関すること。 2 消防及び水防活動に関すること。 3 警戒区域の設定に関すること。 4 被災者の避難誘導、救出、救護及び捜索に関すること。 5 消防関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。	風間浦消防分署員、 消防団員

備考

- 1 災害対策本部長は、必要に応じて、各部各班に対して、応援体制を命ずることができ、また、各部各班は必要に応じて、他の実施事項を応援する。
- 2 災害対策本部長は、必要に応じて分担事務を一時的に変更できる。
- 3 主幹級がグループリーダーの職を兼務している場合は、兼務している者がその任に当たる。

イ 下北地域広域行政事務組合災害警備本部班別業務分担

機関名	総括	班名	班長	所掌事務	要員
組合地域広	組合消防長下北地域広	総務班	総務課長	1 村災害対策本部との連絡調整に関すること。2 消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。3 職員の非常招集及び配置に関すること。4 関係機関への連絡及び相互応援に関すること。	総務課職員
域行政事務	域行政事務	警防班	警防課長	1 災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。2 救助、救急活動に関すること。3 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。4 緊急消防援助隊に関すること。	警 防 課職員

機関 名	総括	班名	班 長	所掌事務	要員
下北地域	下北地域広	通信班	通信指令課長	1 指令管制業務に関すること。 2 警報等の伝達に関すること。 3 通信施設の保守に関すること。 4 通信の運用及び無線の統制に関すること。	通信指令課職員
地域広域行政事務組合	域行政事務	予防班	予防課長	1 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関する こと。 2 消防等の広報に関すること。 3 資機材の調達に関すること。 4 写真記録に関すること。	予 防 課職員
組 合 ———————————————————————————————————	組合消防長	消防班	風間浦消 防分署長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 3 避難指示等及び誘導に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 罹災証明に関すること。(火災に関すること)	風 間 浦 消 防 分 署員

3. 職員の動員

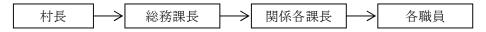
災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、初動体制マニュアルによる。

(1) 動員の方法

- ア 職員の動員は、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお 連絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。
 - a 災害対策本部設置前



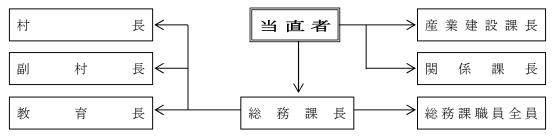
b 災害対策本部設置時



- イ 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。
- ウ 各部長(課長)は、各課(班)の応急対策に必要な職員が各課(班)における調整を行って もなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務部長に応援職員の配置を求めるこ とができる。
- エ 総務部長は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長(グループリーダー)(又は参集 場所の指揮者)に報告する。

4. 防災関係機関等との連携

(1) 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期(おおむね発災後72時間)の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等(DMAT、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等)は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用する。

(2) 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員(リエゾン)の派遣

村災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本電信電話㈱、日本赤十字社、東北電力ネットワーク㈱むつ電力センターなどのライフライン事業者等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員(リエゾン)の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員(リエゾン)は、必要に応じて、村災害対策本部 員会議に参画する。

(3) 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部(本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長)が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

(4) 国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議等を通じ、密接な連携を確保するものである。

第4節 村災害対策本部に準じた組織

主管担当班(本部の班名)	村災害対策本部が設置される前及び村災害対策本部を設置するに至ら
	ないと判断されるが、津波注意報等の発表状況及び地震による被害の状
	況等によって、災害に対する警戒態勢を強化する必要がある場合等は、
全 班	以下により対処する。
<u> </u>	たい 井巛字数式具築土如然の知効及び等分は、井巛字製築土如の知

なお、村災害警戒対策本部等の組織及び運営は、村災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1. 村災害警戒対策本部

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「警戒配備」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 村災害警戒対策本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 村災害警戒対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

村災害警戒対策本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、該当する職員が登庁 して対処する。

第5節 防災関係機関の災害対策組織

主管担当班(本部の班名) 防災関係機関は、気象予報・警報、津波注意報・警報等の発令状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処する。 総務班、財務保安班

1. 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

2. 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、 防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

第3章 災害予防計画

地震・津波が発生した場合の被害の軽減を図るため、村及び防災関係機関等が講じる予防的な施策、 措置等は以下のとおりとする。

その中でも特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。その際、大規模地震後の水害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第1節 調査研究

主管担当班(本部の班名)
--------	--------

地震・津波災害は、様々な災害が同時に、広域的に多発するところに 特徴があり、また社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害 危険性が増大している。

総務班、財務保安班

こうした地震・津波災害による被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握し、国や県などと連携を図り、地震・津波に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、村の防災対策に資する。

1. 地震・津波に関する基礎的研究

村内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、地震観測を行うとともに、本県の地震・津波の履歴を調査分析する。

- ア 地盤・地質等に関する調査
- イ 液状化対策としての浅部地盤データ収集とデータベース化
- ウ 建築物・公共土木施設等の現況調査
- エ 地震・津波の履歴調査
- オ 震度情報ネットワークによる地震の観測
- カ 地震観測システムによる微小地震の観測

2. 被害想定に関する調査研究

地震津波防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、地震・津波に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

ア 建築物被害想定

- イ 公共十木施設被害想定
- ウ 地盤被害想定

3. 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、 防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

- ア 地区別防災カルテの作成
- イ 防災マップの作成

4. 防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難経路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県と村が一体となって最適な避難経路・指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難経路・指定避難所等を確保するため、必要な対策や優先度について検討を行い、村防災公共推進計画の策定を検討する。さらに、住民への周知や計画に位置付けられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。

第2節 業務継続性の確保

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班

村、県及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

1. 実施内容

村、県及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、村、県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3節 防災業務施設・設備等の整備

主管担当班(本部の班名) 総務班、財務保安班、

消防班

地震・津波災害による被害の軽減を図るための防災業務施設・設備等の整備は、国、県、村、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

1. 地震•津波観測施設•設備等

- (1) 村及び防災関係機関は、観測に必要な施設、設備の整備点検や更新を実施し、地震・津波観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 観測所及び観測点は、次のとおりである。

ア 青森県震度情報ネットワークシステム(青森県危機管理局防災危機管理課)

	_			計測	震度	計等原	座標		
No.	市町村名	設置場所		北 緯	<u>[</u>	9	1 経		備考
			度	分	秒	度	分	秒	
57	風間浦村	易国間字大川目 28 番地 5(風間浦村役場)	41	29	14	140	59	43	•

(3) 村は、緊急地震速報の受信に必要な設備の設置、維持管理に努める。

2. 消防施設・設備等

地震発生時における同時多発火災に対処できるよう、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽(飲料水兼用)等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、地震火災への即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害及び高層ビル火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(1) 整備状況

消防施設等の現況は、次のとおりである。

「令和5年4月1日現在」

	油 消		消	防ポンプ	プ			消	消	防	耐	そ	
区分	消防団員数消防吏員及び	自動車	ポンプ自動車水槽付消防	プ付積載車小型動力ポ	ポンプ自動車	水槽車	計	防	火栓	火水水	耐震性貯水塘	の	計
	<i>x</i> 0	/	車	ン	車防			艇	任	槽	槽	他	
風間浦消防	18		1				1					8	8
分署													
本部	3												
本部分団	15		1				1						
第一分団	20	1		1			2		48	8	4		60
第二分団	28	1		1		1	3		46	12	4		62
第三分団	31			1			1		24	9	2		35
第四分団	18			1			1		12	1	1		14
計	115	2	2	4		1	9		130	30	11	8	179

注) 防火水槽は、40㎡以上、消火栓は、75mm以上

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防 水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、震災時における消防活動体制の整備に努める。

ア 消防ポンプ自動車等整備計画

令和5年4月1日現在

				(6		計画 ~ 7 年 <i>,</i>	度)		6 年				7年	 手度	
E:	区 分	区域名	人口	水槽付消防ポンプ自動車	水槽車	ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	水槽付消防ポンプ自動車	水槽車	ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	水槽付消防ポンプ自動車	水槽車	ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車
風間	浦消防分署	全 域													
	本部	全域	1,654												
消	本部分団	全域			1								1		
防	第一分団	易国間	590												
消防分団名	第二分団	下 風 呂	583												
名	第三分団	蛇	385												
	第四分団	桑	96												
	計		1,654		1								1		

イ 消防水利

a 消防水利の現有数は、次のとおりである。

	区 分	現有数
消火栓	公 設	130
	40m³未満	13
防火水槽	40~100m³未満	38
	100m³以上	3
その	他の水利	8
	計	192

b 消防水利の今後の整備については、適宜順次整備・補充を図る。

3. 通信設備等

(1) 情報通信体制

村及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、青森県防災情報ネットワーク(IP電話・文書データ伝送)、固定電話・ファックス、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全LTE(PS-LTE)、インターネット、電子メール等情報連絡網や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に

努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

村等の防災関係機関は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と村との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

村は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、村防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備(戸別受信機を含む。)する。

また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。 さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門 家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア 防災行政無線

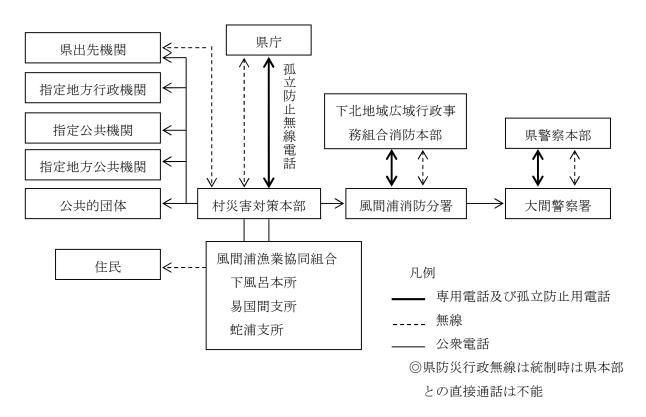
a 村有無線設備は、次のとおりである。

(a) 固定系

所 属	局種別	J	設置場所	備考
	親局		風間浦村古野台	校長住宅隣
			風間浦村役場	
			風間浦消防分署	
	遠隔制御]局	風間浦漁協下風呂本所	
			風間浦漁協易国間支所	
			風間浦漁協蛇浦支所	
		1	風間浦村役場	
		2	甲 1	
		3	甲 2	
		4	甲 3	再送信
		5	鳥谷場	
		6	畑尻ノ下	
風間浦村		7	滝ノ上	
(65. 64875) MH z		8	下風呂1	
識別信号		9	下風呂2	
		10	立石	
	子局	11	日和崎	
		12	街道添	
		13	焼山橋	
		14	桑畑	
		15	菅ノ尻	
		16	易国間新町	
		17	易国間1	
		18	易国間 2	
		19	易国間 3	
		20	易国間4	
		21	孫三郎澗	

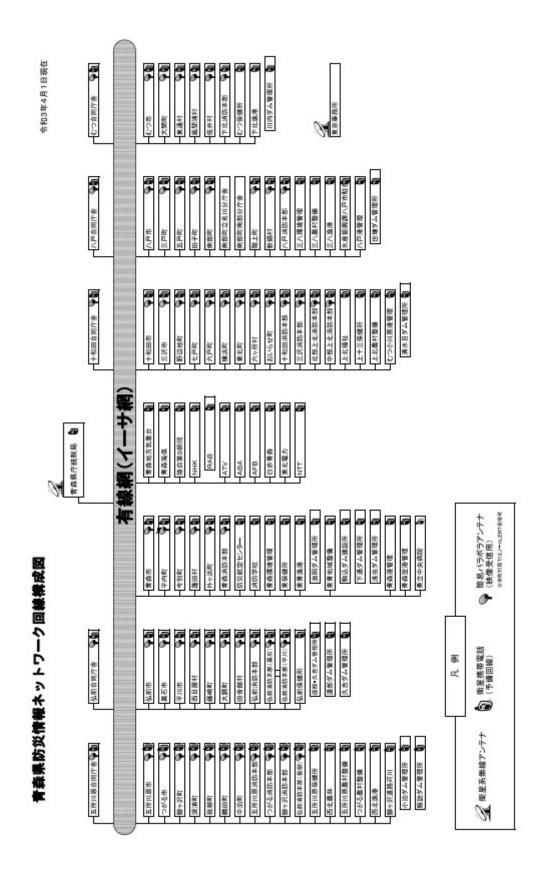
所 属	局種別	設置場所	備考
	22	風間浦中学校	
	23	沢の黒	
	24	新釜谷	
	25	蛇浦1	
	26	蛇浦 2	
	27	蛇浦 3	
	28	古釜谷平	

b 通信系統図は、次のとおりである。



イ 青森県防災情報ネットワーク

青森県防災情報ネットワークは、県(災害対策本部)及び防災関係機関と各市町村を接続しており、連絡系統図は、次のとおりである。



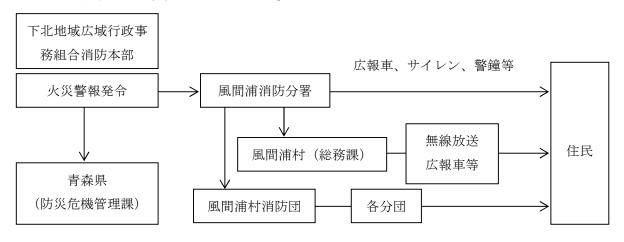
ウ消防無線

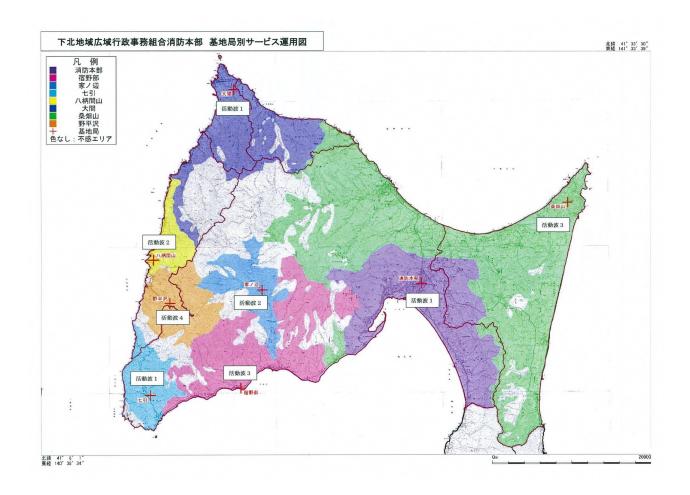
a 消防無線設備は、次のとおりである。

[令和5年4月1日現在]

呼出名称	種別	分類	出力(w)	c h	配置先
かざまうら こうほう1	陸上移動局	車載型	5		風間浦消防分署広報車1
かざまうら こうほう2	II.	IJ	IJ		風間浦消防分署広報車2
かざまうら きゅうきゅう1	II.	IJ	IJ		風間浦消防分署救急車
かざまうら たんく1	II.	IJ	IJ		風間浦消防分署タンク車1
かざまうら たんく2	11	IJ	"		風間浦消防分署タンク車2
かざまうら すいそう1	11	IJ	"		風間浦消防分署水槽車
しもしょう かざまうら1	11	卓上型	"		風間浦消防分署
かざまうら けいたい1	"	可搬型	"		風間浦消防分署
かざまうら けいたい2	II.	携帯型	2		風間浦消防分署タンク車2
かざまうら けいたい3	II.	IJ	IJ		風間浦消防分署タンク車1
かざまうら けいたい4	II.	IJ	IJ		風間浦消防分署
かざまうら けいたい5	II.	IJ	IJ		風間浦消防分署
かざまうら けいたい6	"]]	IJ		風間浦消防分署救急車

b 通信系統図は、次のとおりである。





4. 水防施設・設備等

村及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水 防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備、 点検する。

(1) 整備状況

水防倉庫の資機材の備蓄状況は、次のとおりである。

[令和5年4月1日現在]

		下北広域消防	消防団	消防団	消防団	消防団
		風間浦分署	第1分団屯所	第2分団屯所	第3分団屯所	第4分団屯所
		大字易国間字	大字易国間字	大字下風呂字	大字蛇浦字	大字易国間字
		大川目 28-5	易国間 88-1	下風呂 127-1	蛇浦 48-1	桑畑 11-1
	ツルハシ (丁)	1	2	1	2	2
	スコップ (丁)	7	28	49	25	21
	掛矢(丁)		1			
	たこ槌 (丁)					
	唐鍬(丁)		5	2	3	4
	ペンチ (丁)	8	1	1	1	1
	おの (丁)	3				
	のこぎり (丁)	6	1	1	1	1
	かま (丁)					
	ハンマ (丁)	1	1	1	1	1
器	丸太 (本)					
材	空俵(袋)					
	ビニール (袋)	213	30	30	30	30
	かます (袋)					
	むしろ・	12	1	3	2	2
	ビニールシート(袋)	12	1	3	2	۷
	なわ (丸)					
	鉄線 (Kg)	10				
	もっこ (枚)					
	担棒 (本)					
	小車(台)					
	その他					
照明	具(台)					
携帯	無線機	6				
デジ	タルトランシーバー		4	4	2	2

(2) 整備計画

上記設備等については、適宜順次整備・補充を図る。

5. 海上災害対策施設・設備等

村は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。

(1) 整備状況

ア 流出油防除資機材

[令和5年4月1日現在]

区分	油処理剤 (ℓ)	油吸着剤 (袋)	油吸着マット (枚)	オイルフェンス (m)	備考
下北地域広域 行政事務組合 風間浦消防分署		3	362		

(2) 整備計画

上記設備等については、適宜順次整備・補充を図る。

6. 救助資機材等

人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

(1) 整備状況

		<u> </u>	設 扌	效 耳	力 岩	!	Ļ	重	量物	排除	用器	具		切	断	用	器	具	
区分	かぎ付きはしご	三連はしご	金属製折たたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	小型油圧スプレッター	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	大型油圧スプレッター	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	大型油圧切断機	エアーソー	
風間浦消防分署	1	3				3	1		1	1		1	1		1		1		

	破壊用器具			測定用器具			呼吸保護用器具			隊員保護用器具									
区分	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	空気呼吸器(300用)	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	化学防護服	耐熱服	放射線防護服
風間浦消防分署	8	2				2			11		1		3	2	3	3			

	水難救護用器具									·救助 器具	その他の救助用器具					
区分	潜水器具	救命胴衣	水難救助用担架	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	登山器具	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線器	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機
風間浦消防分署	8	11		2	2					1	4	3	6	8		

(2) 整備計画

上記救助施設・設備については、適宜順次整備・補充を図る。

7. 広域防災拠点等

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や救援物資搬送施設(二次物資拠点) 等のための活動拠点を確保する。

- ※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点
- ※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点

(1) 整備状況

施設等名	所在地	連絡先	宿営可 能人員	物資等収容 スペース	利用可能な 設備の状況	備考
風間浦小学校体育館	易国間字古野 18-2	31-1831	3人	930 m²	無	
旧下風呂小学校	下風呂字甲平ノ上 18-1	33-2540	3人	3, 500 m²	無	

(2) 整備計画

上記広域防災拠点については、適宜順次整備・補充を図る。

8. その他施設・設備等

(1) 重機類の整備・点検

村は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害に使用可能な状態としておくため、整備点検又は民間事業者との連携等に努める。。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。さらに、特に防災活動上必要な学校、公民館などの公共施設等及び指定避難所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)を定期的に点検する。

災害時の道路、河川の損壊を即時に復旧させるため、村は、財政状況により確保困難な重機等について、村建設業者間と連絡を取り、いつでも重機を借上げできる体制に努める。

(2) 防災倉庫・防災資機の整備

ア 整備状況

資機材名	単位	数量
其傚 的石	<u> </u>	所在地水防倉庫
スコップ	丁	21
掛鍬	丁	19
ツルハシ	丁	2
照明具	台	1
ビニール袋又は麻袋	袋	300
鉄線	m	100
小車 (又は運搬用具)	台	3
発電機	台	1
テント	張	3
その他		木材

イ 整備計画

上記防災倉庫、防災資機材については、適宜順次整備・補充を図る。

第4節 青森県防災情報ネットワーク

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村(消防本部を含む。以下、この節において同じ。)、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進する。

1. 青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

(1) 専用電話

- ア 端末局間のIP電話
- イ 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

(2) 文書データ伝送用端末

- ア 端末局間の文書データ伝送
- イ 青森県総合防災情報システムによる防災情報の伝送

2. 青森県総合防災情報システムの活用

県は、市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

村は、青森県総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

(1) 防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防 災情報を統合する。

(2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用する。防災GISで管理する情報は次のとおりである。

- ア被害情報、措置情報
- イ 指定避難所情報
- ウ 県防災ヘリコプター運航要請情報

(3) 防災情報の共有化

青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市 町村、防災関係機関で共有する。

ア 青森県総合防災情報システム端末の設置

青森県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部等、市町村、防災関係機関に設置した青森

県総合防災情報システム端末(青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。)により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ 住民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより住民に提供する。

3. 村の災害対策機能等の充実

村及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、災害応急対策を実施する 必要があることから、村は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策 機能の充実を図る。

第5節 自主防災組織等の確立

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班

大規模な地震・津波災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、 阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限に止め、災 害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災 組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動 が行われることが有効である。

このため、村は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進する。

1. 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在桑畑婦人防火クラブ、蛇浦地区自主防災組織、易国間地区自主防災組織、 桑畑地区自主防災組織、下風呂地区自主防災組織で組織され、防災活動を実施している。

今後は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画(以下「地区防災計画」という。) に基づき平時、災害時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

自主防災組織一覧表

クラブ名
桑畑婦人防火クラブ
蛇浦地区自主防災組織
易国間地区自主防災組織
桑畑地区自主防災組織
下風呂地区自主防災組織

2. 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感に基づき、住 民が自主的に行うことを本旨とし、災害時に被害を防止し、又は軽減するため、実際に防災活動を 行う実働部隊として組織されることが望ましいことから、その育成、強化については、次により行 う。

- ア 地域(町内会等の単位)の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため、啓発活動(必要な資料の提供、研修会の開催等)を積極的に実施する。また、自主防災組織への女性の参画促進に努める。
- イ 既存の町内会や自治会等の組織を活かした自主防災組織の育成を図る。
- ウ 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に指導するとともに、 地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産 婦等の要配慮者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を 図る。
- エ 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。その際、自主防災組織への女性の参画促進に努める。

オ 平時においては、食料や水等を備蓄し、防災知識の普及や防災訓練の会場として活用でき、 災害時においては避難所としての機能を有する活動拠点としての施設並びに消火、救助、救護 等のための資機材の整備を図る。

3. 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、 自主防災体制をより充実強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織、又は消防法第14条の4に基づく自衛消防 組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- ア 学校、診療所、工場、事業所、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は 居住する防火対象物
- イ 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

4. 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地区防災計画を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、かつ要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 活動地域内の防災巡視の実施
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ 要配慮者の把握
- キ 地区防災計画の作成

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火活動
- イ 災害危険箇所等の巡視
- ウ 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示(緊急)等の伝達、避難誘導
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 集団避難の実施
- カ 指定避難所の開設・運営
- キ 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

5. 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割(従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平時の活動

ア 情報の収集伝達体制の確立

- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火活動
- イ 救出救護の実施及び協力
- ウ その他

第6節 防災教育及び防災思想の普及

主管担当班(本部の班名)

地震・津波災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から地震・津波災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

総務班、財務保安班、 消防班 このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図る。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。。

1. 防災業務担当職員に対する防災教育

村は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等あらゆる機会を利用し、防災教育の徹底を図る。 なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- ア 地震・津波災害についての一般的知識の習得
- イ 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識の習得
- ウ 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- エ 災害を体験した者との懇談会
- オ 災害記録による災害教訓等の習得

2. 住民に対する防災思想の普及

(1) 防災思想の普及啓発

村は、津波による人的被害を軽減する方策として、住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、以下を実施する。

- ・津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明。
- ・自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)が避難の妨げになることなどの啓 発活動
- ・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育

なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るように努める。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、村全体としての防災意識の向上を推進する。

また、普及啓発の方法及び内容は次による。

ア 普及方法

- a 防災の日、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を実施し、防災思想の普及を図る。
- b 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う

- c 防災に関するパンフレット・ハンドブック・ポスター等を作成・配布する。また、ホームページを活用する。
- d 防災に関する講演会等を開催する。

イ 普及内容

- a 基礎的な地震・津波災害に関すること。
 - ・津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動
 - ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、
 - ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
 - ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが 他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
 - ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の 後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継 続する可能性があること、さらには強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ る、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
 - ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定避難所の孤立や指定避難所等自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- b 住民のとるべき措置に関すること。
 - (a) 家庭においてとるべき次の措置

(平時)

- ・家庭における各自の役割分担
- ・災害用伝言ダイヤル 171 等による家族の安否確認方法
- 家具等重量物の転倒防止対策
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(貴重品(通帳、保険 証、現金)、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等)の準備(最低3日分、 推奨1週間分)
- 指定避難所、避難経路の確認
- ・指定避難所等における行動、警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき 行動
- ・家庭内における地震・津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め
- ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等の家庭での予 防・安全対策

・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ブレーカーの遮断
- ・テレビ(ワンセグメント放送を含む。)、ラジオ、インターネット、村役場、消防分署、 警察署等からの正確な情報の把握
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・自動車や電話の使用の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- 初期消火
- ・被災者の救出、救援への協力
- ・炊き出しや救援物資の配分への協力
- その他
- (b) 職場においてとるべき次の措置

(平時)

- ・職場の防災会議による役割分担
- ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・ロッカー等重量物の転倒防止対策
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- 重要書類等の非常持出品の確認
- ・防災訓練への参加

(災害時)

- ・ 身の安全の確保
- ・テレビ(ワンセグメント放送を含む。)、ラジオ、インターネット、村役場、消防分署、 警察署等からの正確な情報の把握
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・ 火の使用の自粛
- ・ 危険物の安全確保
- ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- 初期消火
- ・被災者の救出、救護への協力
- ・職場同士の相互協力
- その他

(2) 防災教育の普及推進

公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及推進を図る。

(3) ハザードマップ、防災マップ等の作成

村は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。

- ア 津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、県が津波浸水想定を設定すると ともに、村が当該浸水想定を踏まえて指定緊急避難所、避難経路等を示す津波ハザードマップ を作成し、住民等に配布する。
- イ 村は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所(津波 避難施設等を含む。)や避難経路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やラ イトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、 常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、予測値を示すのか、あるいは数値が海抜なのか、浸水高なのかなどについて、住民等にわかりやすく示すよう留意する。

- ウ 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示等に含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、 住民等に配布する。
- エ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に 配布する。
- オ 高潮による危険箇所や、指定緊急避難所、避難経路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等に含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、高潮災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。
- カ 地震防災マップを作成し、住民等に配布する。
- キ 防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- ク 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

3. 災害教訓の伝承

村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第7節 企業防災の促進

主管担当班(本部の班名)

財務保安班

企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るなど、企業防災に向けた取組に努める。

1. 事業継続計画(BCP)等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが望ましい。

村は、事業継続計画(BCP)作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

2. 防災意識の高揚

村は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

3. 防災訓練等への参加

村は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼び掛け、 防災に関するアドバイスを行う。

第8節 防災訓練

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班、 消防班 地震・津波災害時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施する ため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとと もに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、 計画的、継続的な防災訓練を実施する。

1. 総合防災訓練の実施

村は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、大規模地震・津波を想定した防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた実践的な青森県総合防災訓練を実施する。この際、夜間等様々な条件に配慮するよう努める。また、感染症が流行している状況などの条件設定など、実態に即した訓練項目の実施に努める。

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行う。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。また、訓練の実施に当たっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや 体制等の検証・改善を行う。

(1) 実施時期

原則として防災の日 (9月1日) 又は防災週間 (8月30日~9月5日) 内 (又は大きな災害の発生日) とする。地震発生後の災害応急対策の実施を内容に盛り込んだ訓練を年1回以上実施するよう努める。

(2) 訓練内容

- ア 災害広報訓練
- イ 通信訓練
- ウ 情報収集伝達訓練
- 工 津波警報伝達等訓練
- 才 災害対策本部設置 運営訓練
- カ 交通規制訓練
- キ 避難・避難誘導訓練
- ク 消火訓練
- ケ 土砂災害防御訓練
- コ 救助・救出訓練
- サ 救急・救護訓練

- シ 応急復旧訓練
- ス 給水・炊き出し訓練
- セ 隣接市町等との連携訓練
- ソ 指定避難所開設・運営訓練
- タ 要配慮者の安全確保訓練
- チ ボランティアの受入れ・活動訓練
- ツ その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

2. 個別防災訓練の実施

村は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド 方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。 また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的 に実施する。

なお、訓練内容はおおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

- ア 通信訓練
- イ 情報収集伝達訓練
- ウ 津波警報伝達等訓練
- 工 非常招集訓練
- 才 災害対策本部設置・運営訓練
- カ 避難・避難誘導訓練
- キ 消火訓練
- ク救助・救出訓練
- ケ 救急・救護訓練
- コ 水防訓練
- サ 水門・陸こう等の閉鎖訓練
- シ 指定避難所開設・運営訓練
- ス 給水・炊き出し訓練
- セ その他村独自の訓練

3. 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、村の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、村は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第9節 避難対策

主管担当班(本部の班名)

福祉介護班、総務班、 財務保安班、企画調整班、 政策推進班 地震・津波災害時において住家を失った住民及び地震・津波災害に起因する水害、土砂災害、火災等の二次災害危険箇所周辺の住民を保護するため、指定避難所及び避難経路等の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図る。また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難経路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所及び避難経路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難経路等を確保する。

1. 指定緊急避難場所の選定

村は、大規模地震・津波が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定緊急 避難場所を選定する。

なお、指定緊急避難場所の整備に当たり、津波からの緊急避難先として使用するものについては、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、もっぱら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村 に設けることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

- ア 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とする。
- イ 要避難地区のすべての住民(昼間人口や訪日外国人を含む旅行者等も考慮する。)が避難できるような場所を選定すること。
- ウ 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところとする。
- エ 土砂災害警戒区域等からはずれたところとする。
- オ 地区分けをする場合においては、町内会単位を原則とするが、主要道路、河川等を横断して 避難することはできるだけ避ける。

(2) 地震火災に対する指定緊急避難場所の指定

大規模地震に起因する火災が発生した場合、街区での火災の延焼のおそれがあることから、地震火災に対する指定緊急避難場所の選定に当たっては上記(1)に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

- ア 大規模な火事の輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑 地、グラウンド(校庭)、その他公共空地を選定する。
- イ 付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。
- ウ 状況に応じて、他の指定緊急避難場所に移動が可能なところとする。

(3) 津波災害に対する指定緊急避難場所の選定

津波災害に対する指定緊急避難場所の選定に当たっては、上記(1)に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

- ア 海に通じる堰、沢等を渡る場所でないところとする。
- イ 住民が短時間で避難できる場所とする。

(4) 道路盛土等の活用

指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、 道路管理者等の協力を得つつ、避難経路・避難階段の整備に努める。

(5) 臨時ヘリポートの確保

指定緊急避難場所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送できない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

(6) 指定緊急避難場所等の事前指定等

- ア 指定避難所及び指定緊急避難場所は、次のとおりである。
 - a 指定避難所

[令和5年10月1日現在]

受入地	1区		=r +> ub	受入可 能人員	管理担当	施設の 構造、面積		・炊飯 り有無	災害	長別の和	刊用
地区名	地区 人口	施設名	所在地	(人)	電話番号	情垣、面積 (m²)	給水	炊飯	浸水	土砂 災害	地震
蛇浦	379	旧蛇浦小学校	蛇浦字古釜谷平 126	183	35-2111	木造、367	0		0	0	0
		蛇浦公民館	蛇浦字蛇浦 17-43	197	35-2210	鉄骨、396	0	0			0
		風間浦中学校	易国間字古野 18-1	610	35-2103	鉄筋コンクリー ト、1,218	0	0	0	0	0
		風間浦小学校	易国間字古野 18-2	465	31-1831	鉄筋コンクリー ト、一部鉄骨、 930	0	0	0	0	0
		風間浦保育所	易国間字古野 18-4	381	35-2040	木造、762	0	0	0	0	0
易国間	586	旧易国間小学校	易国間字大川目 21-3	243	35-2111	鉄筋コンクリート、一部鉄骨、 486	0			0	0
		中央公民館	易国間字大川目 28-5	402	35-2210	鉄骨、805	0	0		0	0
		総合福祉センター 「げんきかん」	易国間字大川目 11-2	867	35-3111	鉄筋コンクリー ト、1,735	0	0	0	0	0
.3. lm	00	桑畑温泉 「湯ん湯ん♪」	易国間字湯ノ上1-1	384	32-6045	木造、769	0	0	0	0	0
桑畑	92	桑畑公民館	易国間字二タ川 2-2	115	35-2210	木造、330	0	0		0	0
		旧下風呂小学校	下風呂字甲平ノ上 18-1	438	35-2111	鉄筋コンクリー ト、876	0		0	0	0
下風呂	575	下風呂公民館	下風呂字下風呂1	345	36-2001	鉄骨、691	0	0	0	0	0
		甲集会所	下風呂字甲平ノ下 2-3	105	35-2111	木造、210	0	0		0	0

b 指定緊急避難場所

[令和5年10月1日現在]

受入地区		施設名	所在地	受入可能人員	管理担当	施設の 構造、面積	給水・炊飯 設備の有無		災害別の利用		
地区名	地区 人口	旭 成石	DI 1土地	(人)	電話番号	情に、回復 (m²)	給水	炊飯	浸水	土砂 災害	地震
蛇浦	379	旧蛇浦小学校	蛇浦字古釜谷平 126	183	35-2111	木造、367	0		0	0	0
型と/用	379	折戸神社境内	蛇浦字赤平 24	495	_	990			0		0
易国間	586	風間浦中学校	易国間字古野 18-1	610	35-2103	鉄筋コンクリー ト、1,218	0	0	0	0	0
		大石神社境内	易国間字家ノ上 13	1,581	_	3, 162			0		0
桑畑	92	桑畑温泉 「湯ん湯ん♪」	易国間字湯ノ上 1-1	384	32-6045	木造、769	0	0	0	0	0
- EI I	F7F	旧下風呂小学校 跡地	下風呂字落ノ上 1-2	9, 292	_	18, 584			0		0
下風呂	575	旧下風呂小学校	下風呂字甲平ノ上 18-1	438	35-2111	鉄筋コンクリー ト、876	0		0	0	0

イ 災害の状況により、上記の避難所のみでは足りない場合、又は村区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じる。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておく。

2. 指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。

整備に当たっては、要配慮者、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意する。特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子供等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮する。また、警察、病院及び女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に 関する役割分担等を定めるよう努める。

ア 施設・設備の整備

貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む。)、 照明、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源 の整備や、電力容量の拡大に努める。

イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備避難生活に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、仮設トイレ、生活必需品、マット、簡易ベッド(段ボールベッドを含む。)、間仕切り等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ウ 指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、体温計、パーティション、運営スタッフ 用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努める。

村は、指定避難所における感染症対策について、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトの設定等の必要な措置を講じるよう努める。また、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

エ 指定避難所の指定

- a 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する施設とすること。
- b 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、速やかに被災者等を受け入れる ことなどが可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的 少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- c 地区分けをする場合においては、町内会単位を原則とするが、主要道路、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること。
- d 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者(障がい者、医療的ケアを必要とする者等)のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

なお、避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましいこと。

- e 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円 滑な利用を確保するための措置が講じられ、また、災害が発生した場合において要配慮者が 相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものなどを指定すること。
- f 福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ受入対象者を特定して公示し、 受入れを想定していない避難者が避難してくることがないようにすること。また、その公示 を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作 成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努 めること。
- g 感染症発生時等、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れ が困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定す ること。また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想 定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対 し周知すること。

オ 津波災害に対する指定避難所の指定

津波被害が予想される区域は、津波災害に対する指定避難所の選定に当たっては上記エに掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

a 海に通じる堰、沢等を渡る場所にある施設としないこと。

b 住民が短時間で避難が可能な場所とすること。

3. 標識の設置等

指定緊急避難所等を指定したときは、指定緊急避難所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知し、災害時の速やかな避難に資するよう努める。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努める。

4. 避難経路の選定・整備

避難経路の選定は、街区の状況に応じて、住民が徒歩で確実に安全な場所へ避難できるよう次の 事項に留意して避難経路・避難階段を整備・確保し、その周知に努める。

なお、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難経路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、大間警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車の避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

- ア **避難経路**は、おおむね8m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危 険物施設がないようにすること。
- イ 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とすること。
- ウ 避難経路は、相互に交差しないようにすること。
- エ 津波や浸水等の危険のない道路とすること。

また、各地域において、気候や避難経路の状況を踏まえた上で、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離等の関係から、自転車により避難する必要性について検討し、可能な場合は具体的な方策を立てること。

5. 避難経路及び指定緊急避難場所並びに指定避難所周辺の交通規制

地震・津波災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため、必要に応じ、大間警察署、下 北地域県民局地域整備部と協力し、避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の駐車場規制 等の交通規制を実施する。

6. 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

7. 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 指定避難所等の広報

地域住民に対して、指定避難所等に関する次の事項について周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生す

るおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、 日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場 合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを 日頃から住民等への周知徹底に努める。

- ア 指定避難所等の名称
- イ 指定避難所等の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザー ドマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋 内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況により、指定緊急避難場所等への避難がかえっ て危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

ア 避難準備の知識

イ 避難時の心得

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ウ 避難後の心得

(3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように 配慮するよう努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運 営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防 や対処法に関する普及啓発に努める。

8. 避難計画の策定

村は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難指示等を発令する対象区域(町内会等、同一の避難行動をとるべき避難単位)、指定避難 所の名称、所在地、対象世帯数並びに象者数及び避難行動等要支援者の状況
- (3) 指定避難所等への経路及び誘導方法
- (4) 避難行動等要支援者の適切な避難誘導体制
- (5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
- (6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ毛布、寝具等の支給措置
 - エ 被服、生活必需品の支給措置
 - オ 負傷者に対する応急救護措置

- カ その他避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備
- (7) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難者受入れ中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知
 - エ 避難者からの各種相談の受付
 - オ その他必要な事項
- (8) 災害時における広報
- (9) 自主防災組織等との連携

住民の円滑な避難のため、必要に応じて避難場所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。

9. 広域一時滞在に係る手順等の策定

村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

第10節 災害備蓄対策

主管担当班(本部の班名)

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行う。

総務班、財務保安班、 福祉介護班 公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

1. 自助・共助による備蓄

住民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。特に冬期間を 考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調 理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

また、自動車を保有する者は、自動車へのこまめな満タン給油に努める。

(1) 家庭における備蓄

住民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(2) 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(3) 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。 また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

2. 公助による備蓄

最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ ブルーシート・土のう袋・感染症対策用品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄 する。

(1) 村における備蓄

住民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広 く備蓄する。また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

(2) 災害時応援協定

平時から災害時応援協定を締結した民間事業者等の連絡先の確認を行うとともに、訓練等を通じて、要請手続、物資の備蓄状況及び運送手段等の確認を行うよう努める。

3. 備蓄物資の整備

村は、青森県災害備蓄指針等を踏まえ、備蓄の整備方法を定めた災害備蓄整備計画を策定するなどにより、備蓄を推進する。

第11節 津波災害予防対策

主管担当班(本部の班名)

津波災害対策の検討に当たっては、

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

総務班、財務保安班

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、住民の津波防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所(津波避難施設等を含む。)や避難経路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害の軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、 住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の 観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

1. 海岸保全施設等の整備

津波災害による被害を最小限に止めるため、国、県の協力を得て海岸堤防・防潮堤、防波堤、防 潮水門、海岸防災林等の海岸保全施設等の整備を行うとともに、地震発生後の防御機能の維持のた め、耐震性の確保を図る。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

さらに、津波に関する統一的な図記号等を利用したわかりやすい標識の設置や、周囲に高台等がない地域では津波避難施設等の整備・指定を推進する。

2. 津波防護施設

発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が海岸保全施設等を乗り越えて内陸に浸入する場合に、 浸水拡大を防止するための施設を、既存の道路等に小規模盛土や閘門を設置するなどの方法で、効 率的に整備し、一体的に管理する。

3. 津波防災の観点からのまちづくりの推進

(1) 津波に強いまちづくり

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、指定緊急避難場所(津波避難施設等を含む。)及び避難経路・避難階段等の整備等、避難関連施設の効率的・計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設等の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。この際、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則

として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間での避難が可能となるようなまちづくりを 目指すよう努める。

また、行政関連施設、要配慮者にかかわる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、津波による浸水の危険性の低い場所への誘導について配慮する。

なお、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万 全を期する。

(2) 避難関連施設の整備

村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難経路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難経路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難経路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るよう努める。

また、地域の特性に応じた避難施設、避難経路等の整備の推進に配慮するよう努める。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、県、村及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、石油、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

4. 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等伝達の迅速化、確実化

所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、休日、夜間、休憩時等における津波警報等伝達の 確実化を図るため、要員を確保するなど防災体制を強化する。

(2) 避難指示等の発令基準の明確化

津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、 具体的な発令基準を設定する。

(3) 通報・通信手段の確保

様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の管理者等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、インターネット、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、海浜地への津波警報等伝達の浸透を図るため、サイレン、半鐘、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)、広報車等の多様な手段を確保する。

(4) 伝達協力体制の確保

漁業協同組合の管理者及び自主防災組織の責任者等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これらの者との協力体制を確保する。

(5) 津波警報伝達等訓練の実施

津波警報伝達等を迅速かつ確実に行うため、原則として毎年1回、伝達等訓練を企画し、防災 関係機関の参加のもとに実施する。

5. 津波監視体制等の確立

- ア 発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を視に行くことなどを防止するため、沿岸域において 津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図る。
- イ 過去の津波災害の状況及び海岸の形状等から、津波による被害が想定される地域を設定する。

6. 津波警戒の周知徹底

防災関係機関は、チラシ、看板等あらゆる手段・機会を活用し、住民等に対し津波警戒に関する 次の事項の周知徹底を図る。特に、海水浴シーズン、観光シーズンにおいては、津波に対する心得 や当該地域の津波の危険性等についての啓発を実施する。

(1) 一般住民、観光客、海水浴客、釣り客等

- ア 強い揺れ (震度4程度以上) を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、防災行政無線、広報車などを通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、急い で高台等に避難する。
- エ 津波注意報でも、海岸保全施設の海側には入らない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めずに上記ア〜エの措置を講じる。

(2) 船 舶

- ア 強い揺れ (震度4程度以上) を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外 (水深の深い、広い海域。以下地震・津波災害対策編において同じ。) に退避する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、すぐ港外退避する。
- エ 港外退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を講じる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めずに上記ア〜エの措置を講じる。
- カ 港外退避や小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

7. 津波避難計画の策定

次の事項に留意して津波避難計画を策定しておく。

- ア 津波浸水想定
- イ 津波避難対象地域の指定等
- ウ 指定緊急避難場所の指定等
- エ 避難誘導等に従事する者の安全確保
- オ 初動体制 (職員の参集等) の整備
- カ 津波警報等、津波情報等の収集・伝達方法等の整備
- キ 避難指示の発令時期及び発令基準
- ク 指定緊急避難場所、避難経路
- ケ 津波防災対策の啓発・教育
- コ 津波避難訓練
- サ その他津波避難対策のための措置

8. 津波災害警戒区域

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる 区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。

村は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、村地域防災計画において、当該区域ごとに、津 波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難 訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療機関の 名称及び所在地等について定める。

村地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の成果について村長に報告する。

第12節 火災予防対策

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班、 消防班、教育班 地震発生時の火災の同時多発等による被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図る。

1. 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、村は不燃及び耐火建築の 推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、診療所、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任・届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防炎性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及 び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては改善の指導・勧告を行い、悪質なものには改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に火災予防条例(下北地域広域行政事務組合)等の周知徹底を図る。

2. 防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア 消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。また、地震による火災発生防止として対震自動消火装置付ストーブの使用の促進等を強力に指導するとともに、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ 消防機関は、火災予防運動及び建築物防災運動などの火災予防等に関する諸行事を通じて広 く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、地震動による落下等により発火、 爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

- ア 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図る ため、婦人(女性)防火クラブを育成指導する。
- イ 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、 少年消防クラブを育成指導する。
- ウ 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを 育成指導する。

3. 消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の整備、充実

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備充実を図る。なお、大地震発生時における消火栓の使用不能等に対処するため、指定避難所等優先順位を考慮して耐震性貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水等の自然水利等の活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

4. 文化財に対する火災予防対策

村教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、 火災予防対策の強化を指導、助言する。

第13節 水害予防対策

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班、 建設管理班、消防班 地震・津波災害に起因する水害を防止し、又は被害の拡大を防止する ため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、住民へ の情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体 制の整備を図る。

1. 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- ア 治山対策事業
- イ 砂防対策事業
- ウ 河川防災対策事業
- 工 海岸防災対策事業
- 才 農地防災対策事業
- カ 都市防災対策事業
- キ 危険地域からの集団移転促進事業

2. 河川の維持管理

(1) 河川巡視の実施

河川巡視員並びに河川、海岸及び砂防管理関係職員が常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所の発見及び河川の不法使用等を取り締まり、河川の維持管理を図る。

(2) 河川管理施設の管理

堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他災害を防止し、又は被害を軽減する施設の維持管理を 徹底するため、次の措置を講じる。

ア 構造の安全確保

河川管理施設は、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を 考慮し、安全を確保するため各施設の耐震性を向上させるなどの強化措置を講じる。

イ 維持管理

次の河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

- a 洪水を調節する施設
- b 洪水を分量させる施設
- c 治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止若しくは流水調節施設

(3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理の徹底を図る。

- ア 流水及び河川区域内の土地の占用
- イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等
- ウ 河川における竹木等の流送

3. 水防資機材の整備

水防管理団体は、水防倉庫を設置するとともに、資機材を備蓄しておく。

なお、緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者や建設業者の連絡先、保有量 等を把握しておく。

4. 水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を作成する。

- ア 水防活動組織の確立
- イ 河川施設の管理
- ウ 水防施設及び水防資機材の整備
- エ 気象、水象の観測及び警報等の活用
- 才 重要水防箇所等
- カ その他水害を予防するための措置

5. 浸水想定区域等

- ア 村は、国土交通大臣又は県知事による浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、 当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避 難の確保を図るために必要な事項について定める。
- イ 村は、浸水想定区域に主として要配慮者が利用する施設があるときは、本計画にこれらの名 称及び所在地を掲載し、また、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図ら れるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- ウ 村は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水 ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

6. 水防訓練

村は毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

第14節 土砂災害予防対策

主管担当班(本部の班名)

建設管理班

地震災害に起因する土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報等の収集、住民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図る。

1. 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- ア 治山対策事業
- イ 砂防対策事業
- ウ 農地防災対策事業

2. 土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報紙等によって地域住民に周知徹底し、危険 箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常 (前兆) 現象等についての普及啓発を図る。

3. 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供

国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、村は、当該情報に基づいて適切に避難指示等の判断を行えるように土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

4. 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう、 下北地域県民局地域農林水産部、下北地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- ア 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- イ 用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
- ウ のり切、切土、掘削又は盛土
- エ 立木の伐採、損傷
- オ 木材の滑下又は地引による搬出
- カ 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- キ 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

5. 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

村は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- ア 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- イ 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- ウ 宅地造成に伴い地盤災害が生じるおそれの著しい街区又は街区となろうとする土地の区域に おける「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- エ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化の実施を促進
- オ 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業 における上記ア、イ、ウの法指定諸制度との整合性の確保
- カ 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導の徹底
- キ 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

6. 土砂災害警戒区域等一覧

風水害等災害対策編第3章第5節「防災事業」を参照。

7. 盛土による土砂災害防止対策事業

危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、 必要に応じて、地域防災計画や避難情報の発令基準を見直す。

8. 土砂災害避難所

土砂災害発生時の指定避難所及び指定緊急避難場所は、本章「第9節 避難対策」による。

第15節 建築物等対策

主管担当班(本部の班名)

全 班

地震発生時の地震動による建築物本体の被害、窓ガラス、外装材等の 損壊落下による被害、ブロック塀、石塀等の倒壊による被害のほか、建 築物の倒壊による地震火災の発生を防止し、又は被害の拡大を防止する ため、公共建築物等災害予防、一般建築物等災害予防、コンピュータシ ステム等災害予防の促進を図る。

1. 公共建築物等災害予防

防災拠点となる役場・診療所、避難所となる学校・体育館・公民館、公営住宅等の耐震性調査及 び耐震改修について、数値目標を設定するなど計画的な実施に努めるほか、不特定多数の者が利用 する施設、学校、行政関連施設等の防災上重要な施設、要配慮者にかかわる社会福祉施設、医療施 設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

エレベーターの地震防災対策として、地震時においても機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震安全性を確保するとともに、閉じ込めを防止するため、安全装置等の改良を建築物の所有者、管理者に対して周知徹底する。

2. 一般建築物等災害予防

(1) 一般建築物の耐震性確保

村は県と連携して、特殊建築物等の中間検査制度の活用並びに完了検査率の向上を図り、また、 民間確認検査機関を活用して住宅の完了検査の一層の充実を図り、欠陥建築物の防止と耐震性の 向上を促進する。また、地震時の建築物の被害を防止・軽減するため、村耐震改修促進計画を基 に、昭和56年5月以前に建築された既存建築物については、所有者、管理者に対する耐震診断・ 耐震改修等に関する指導を強力かつ計画的に実施するとともに、特に住宅の耐震診断に対する補 助を行うなど、耐震診断・耐震改修の促進のための措置を講じる。

(2) 窓ガラス、看板及び天井等対策

村は県と連携して、街区の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修などの指導を行う。特に、通学路及び指定避難所等周辺においては、改修を要する建築物の所有者、管理者に対して強力な改修指導を行う。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策を講じる。

(3) ブロック塀、石塀等対策

村は県と連携して、道路沿い等に設置又は改修しようとするブロック塀等の所有者に対し、建築基準に適合したよう指導する。また、通学路や避難経路及び人通りの多い道路等に沿って設置されているブロック塀等については、その実態を把握するとともに、危険性のあるものついては改修するよう所有者、管理者に対して強力に指導する。

(4) 家具等転倒防止対策

住民に対し建築物内の食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策等についてわかりやすいパンフレット、広報紙等により周知徹底する。

(5) エレベーターの地震防災対策

上記1の公共建築物等災害予防におけるエレベーターの地震防災対策による。

3. コンピュータシステム等災害予防

コンピュータシステムの損傷は、社会経済機能に大きな支障を及ぼすため、自ら保有するコンピュータのハードウェア保険及びシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

第16節 都市災害対策

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班、 建設管理班 村の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定、基盤施設の整備、防災拠点等の整備、街区の整備、建築物の不燃化を図る。

1. 地域地区の設定、指定

(1) 用途地域の設定

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

(2) 準防火地域の指定

街区における火災を防止するため、地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

2. 基盤施設の整備

村域の安全を確保するため、次の基盤施設整備事業を推進する。

(1) 道路の整備

交通を処理するとともに、避難経路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の防災上の機能 を高めるため、道路整備事業を推進する。

(2) 公園緑地の整備

指定緊急避難場所、避難経路、延焼遮断帯の防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周 部の植栽緑地化事業を推進する。

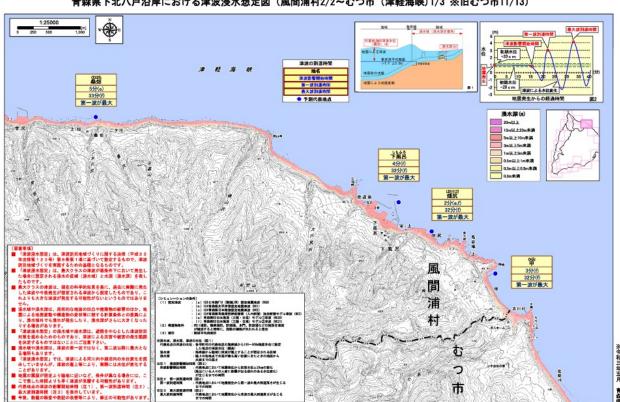
3. 防災拠点施設整備事業

安全な生活環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の活動拠点及び備蓄倉庫、 耐震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

また、村役場庁舎は、津波浸水想定区域内に位置しており(次頁の津波浸水予測図参照)、津波発生時には浸水が想定され、災害応急対応機能に多大な影響のおそれがあるため、役場庁舎の移転により防災拠点施設としての機能を確保する必要がある。移転に際しては、同じく防災拠点施設機能を有する消防庁舎や指定避難所としての機能を有する公民館との併設も検討の上、整備事業を推進する。

青森県下北八戸沿岸における津波浸水想定図 (風間浦村1/2)

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製した。 (図書法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2.114773、本製品を複数する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。)



青森県下北八戸沿岸における津波浸水想定図 (風間浦村2/2~むつ市 (津軽海峡)1/3 ※旧むつ市11/13)

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製した。 (測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2JHf 773, 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。)

資料:青森県 HP

4. 建築物不燃化対策

安全な環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

(1) 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、診療所等の公共建築物の不燃化を図る。

(2) 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

5. 空家等対策

平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるとともに、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

第17節 要配慮者等安全確保対策

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班、 福祉介護班 災害に備えて、地域住民の中でも特に障がい者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人(在日外国人のほか、訪日外国人旅行者を含む。)等の要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行う。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリ ティの視点に十分配慮するよう努める。

1. 要配慮者の支援体制の整備等

(1) 要配慮者に関する防災知識の普及

村及び防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に 関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努 めるとともに、障がい者に配慮し、障がいの内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

(2) 高齢者の避難行動への理解促進

村及び防災関係機関は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(3) 要配慮者の支援方策の検討

村は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、 福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(4) 指定避難所における連絡体制等の整備

村は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体(電光掲示板等)の活用等に努める。

(5) 応急仮設住宅供給における配慮

村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

(6) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の構築につながるよう努める。

2. 避難行動要支援者名簿の作成及び運用

(1) 名簿の作成

村は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努める。

また、村は、村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、 安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

(2) 関係機関への名簿の提供

村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るよう努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(3) 名簿の定期的な更新及び適切な管理

村は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、名簿情報の適切な管理に努める。

3. 個別避難計画の作成及び運用

(1) 計画の作成

村は、村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉 専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿 情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

(2) 計画の定期的な更新及び適切な管理

村は、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや 更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新すると ともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、電子 媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適 切な管理に努める。

(3) 関係機関への計画の提供

村は、村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

(4) 計画に係る各種体制の整備

村は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るよう努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(5) 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ 迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者 間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(6) 地区防災計画との整合

村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防

災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4. 要配慮者利用施設の安全性の確保等

(1) 安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

(2) 要配慮者利用施設

村内で対象となる要配慮者利用施設は次のとおり。

施設名	住 所	電話番号
風間浦診療所	風間浦村大字易国間字大川目 11-2	0175-35-2001
風間浦村総合福祉センター	風間浦村大字易国間字大川目 11-2	0175-35-3111
げんきかん		

(3) 計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

(4) 連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(5) 平時からの連携

要配慮者利用施設の管理者は、平時から村、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導体制の整備を進める。

(6) 防災訓練の実施、指導等

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について村長に報告する。

(7) 自治体による定期的な確認

村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、村長は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第18節 防災ボランティア活動対策

主管担当班(本部の班名)

地震・津波災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、 被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、 平時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図る。

福祉介護班

1. 関係機関の連携・協力

村は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平時から地域団体、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

特に、近隣市町及び社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの 交流に努める。

2. 防災ボランティアの育成

村及び村教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3. 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導く ための重要な役目を担っており、そのため県、村、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボ ランティアコーディネーターの養成に努める。

4. 防災訓練等への参加

村は、村教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部への防災訓練等への 参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入<u>れ</u>等の訓練を行うことにより、災害時の手順の 確認を行う。

また、村、村社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。

5. ボランティア団体間のネットワークの推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、村及び村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を活かしたネットワークを築けるよう支援する。

6. 防災ボランティア活動の環境整備

村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、村社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

村は、社会福祉協議会等との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、村は、地域住民やボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第19節 積雪期の地震災害対策

主管担当班(本部の班名)

積雪期の地震による被害の拡大を防止するため、積雪期における交通 の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、積雪期の指定避難所、避難経路 の確保を図る。

財務保安班、建設管理班

1. 総合的な雪害対策の推進

積雪期の地震災害の予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「風間浦村地域防災計画(風水害等災害対策編)」による雪害予防対策について、各防 災関係機関が密接に連携し、総合的かつ具体的に実施する。

2. 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時における応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、除雪体制を確立し、日常生活道路 の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

ア 除雪体制の確立

- a 一般国道・県道・村道の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- b 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形等自然条件に適合した除雪機械の整備 を促進する。
- イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進
 - a 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。
 - b なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・なだれ防止柵等の整備を促進する。

(2) 航空輸送による緊急物資の受取場所の確保

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等に対処するため、次により航空 輸送の確保を図る。

村は、孤立が予想される集落における、航空輸送による緊急物資の受取場所の確保を図る。

3. 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対する地域の援助体制の確立を図る。

4. 積雪期の指定避難所、避難経路等の確保

街区の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪設備等の面的整備を促進 して、おおむね次のような指定避難所・避難経路等の確保等を図る。

(1) 指定避難所等の確保等

地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定避難所等を指定する。

(2) 避難経路の確保

- ア 積雪・堆雪に配慮した体系的街路の整備
- イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
- ウ 機械による除排雪が困難な地域や冬期交通のあい路となる箇所における消融雪設備等の整備

(3) 避難誘導標識の設置

住民が安全に指定避難所等に到達することができるよう積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

第20節 文教対策

主管担当班(本部の班名)	幼児・児童・生徒(以下「児童生徒等」という。)及び職員の生命、身体のなったなによる。
教育班	体の安全を確保するとともに、学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)の土地・建物、その他の工作物(以下「文教施設」という。)及び設備を地震・津波災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図る。また、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

1. 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活に おける安全に関する指導、職員の研修、その他学校等における安全に関する事項を取りまとめた防 災に関する計画(学校安全計画等)を策定し、その周知徹底を図る。

2. 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳(小学校、中学校)での安全に関する学習、特別活動の学級(ホームルーム)活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階等を考慮しながら適切に行う。

(1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、地震・津波の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を地震・津波災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人ひとりの防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、村が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(3) 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等の安全管理・防災教育に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

3. 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

(1) 学校防災マニュアルの作成

災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮の上、 避難の場所、避難経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの 方法等を示したマニュアルを作成しその周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係 機関との連携を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2)訓練

訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 評 価

訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

4. 登下校の安全確保

村ではスクールバスによる登下校を全児童生徒等に対して実施しており、地震・津波災害時における登下校についても、安全な運行ルートを設定するとともに、平素から児童生徒等の誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

5. 文教施設の不燃堅ろう構造化・耐震化の促進

文教施設・設備等を地震・津波から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による耐震性、不燃堅ろう構造化等を促進するとともに既存文教施設の耐震化を促進する。また、校地等の選定・造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

6. 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を地震・津波災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び 要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。災害時の施設・設備等の補強等、 防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を 行い整備する。

7. 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあっては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

8. 文化財の災害予防

村内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される地震・津波災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあっては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び村教育委員会、県指定のものにあっては、県教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

第21節 警備対策

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班

大間警察署長は、災害時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図る。

大間警察署長は、災害の発生に備えて、村及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

1. 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定緊急避難場所、避難経路及び指定避難 所の受入可能人数等を把握する。

2. 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要 に応じて防災関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

3. 災害警備活動体制の確立

地震・津波災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

4. 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充 実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

5. 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、警備に当たる警察職員に係る医薬品及び食料品等の必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

6. 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

7. 防災意識の高揚

日頃から住民に対して、地震・津波災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図り、地震・津波災害時の混乱を未然に防止する。

第22節 交通施設対策

主管担当班(本部の班名)

建設管理班

交通施設の地震・津波による被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の応急対策活動の障害となることから、代替路を確保するための道路の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努める。

1. 道路・橋りょう防災対策

道路管理者は、震災時において避難経路・緊急輸送ルートの確保を早期にかつ確実に図るため、 村道等の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋りょうの耐震、耐浪性の強化及び防災施 設の整備を図る。

また、避難経路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との 協定の締結に努める。

(1) 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、次の調査、工事を実施する。

ア 道路法面、盛土崩落危険調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土崩落危険調査を実施する。

イ 道路の防災補修工事

上記アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、 地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

災害時における橋りょう機能を確保するため、所管橋りょうについて、次の調査、工事を実施する。

ア 橋りょう耐震レベルの把握

構造の改善補強等が必要な箇所を把握するため、各道路橋示方書により確認しておく。

イ 橋りょうの耐震補強の工事

上記アの確認に基づき、補強工事が必要とされた橋りょうについて、老朽橋の架替、補強、 橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強工事を実施する。

ウ 耐震橋りょうの建設

新設橋りょうは、耐震構造とする。

2. 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議

会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図る。

3. 漁港防災対策

漁港管理者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 漁港整備

荷さばき時に集中する漁船の交錯及び災害時の被害の解消のため、泊地、けい船岸を整備する。

(2) その他船舶の施設

ョット、モーターボート等レジャースポーツ用船艇については、漁船等との交錯を避けるため、 拠点地区を設けて収容する。

(3) 機能維持・継続のための対策の検討及び協定の締結

発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する漁港及び障害物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

4. 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるように 考慮する。

第23節 電力・簡易水道・電気通信施設対策

主管担当班(本部の班名)

建設管理班

地震・津波災害による電力・簡易水道・電気通信の被害を未然に防止し、又は軽減を図るため、耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じる。

1. 電力施設

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 電力施設の耐震性強化

災害時において電力供給ができるよう、次により施設・設備の耐震性の強化を図る。

ア 変電設備

- a 機器、設備の整備点検
- b 碍子型機器の耐震構造化
- c 保護継電装置の耐震性の強化
- d 土木建築物の安全性の調査、検討及び強化

イ 送配電設備

- a 地質に応じた基礎の採用
- b 支持物巡視点検の実施
- c 不等沈下箇所の調査及び補強の促進
- d 橋りょう並びに建物取付部における管、材料及び構造の耐震化

(2) 電力設備の災害予防措置

次の災害予防措置を講じる。

ア 送配電設備

架空電線路については、山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域においては基礎の補強等、洗掘等のおそれのある箇所においては擁壁等を設置するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施し、大きな地盤移動の発生が予想される地域、軟弱地盤や液状化の可能性が大きな箇所への設置はできるだけ避ける。

イ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策 を講じる。

(3) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

- ア 観測、予報施設及び設備
- イ 通信連絡施設及び設備
- ウ 水防、消防に関する施設及び設備
- エ その他災害復旧用施設及び設備

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 資機材等の確保

災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 資機材等の仮置場

村は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力する。

(5) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検(災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視)及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(6) 広報活動

ア 公衆感電事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

イ PRの方法

公衆感電事故防止PRについては、常日頃テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配付し認識を深める。

ウ 停電関連

診療所等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、 自家発電設備の設置を要請する。

2. 簡易水道施設

水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 水道施設の耐震性強化等

水道事業者は、災害時における断水を最小限に止めるため、次により水道施設の耐震性の強化 を図る。

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は、耐震設計とする。

イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性の強化を図り、管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐 震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等により予備水源を確保する。

ウ 浄水施設及び送配水施設

- a ポンプ周りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を図る とともに、塩素中和装置等を設置し、二次災害を防止する。
- b 送配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法 を採用するほか、異なる送配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化、共同溝の整備等を行う。

工 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家 発電設備等の付属施設等についても耐震化を図る。

才 既存施設

既存の簡易水道施設については耐震性診断を行うほか、既設管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽化を発見した場合は布設替え等の改良を行う。

カ 浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については優先的に耐震化を図るなど、あらかじめ定めた耐震性の強化の目標に基づき順次計画的に耐震化を図る。

(2) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(3) 防災用施設、資機材の充実強化

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や浄水場、耐震性貯水槽等の施設 及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポ ンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の充実強化を図る。また、仮配管等の設置に備え、配 管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(4) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

3. 電気通信設備

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 電気通信設備等の耐震性強化等

災害時においても通信の確保ができるよう、次により施設・設備の耐震性強化等を図る。

ア 耐震対策

- a 局舎、鉄塔の耐震化
- b 局内設備の固定、補強等

イ 津波対策

- a 局舎内への浸水防護措置
- b 防水扉、防潮板の設置
- ウ 下水管、局内マンホール、洞道からの浸水防止

(2) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、

次の防災設計を実施する。

- ア 津波等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- イ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

(3) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- エ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
- オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、 2ルート化を推進する。

(4) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に 必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(5) 大規模災害時の通信確保対策

- ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- イ 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、重要通信を確保 する。

第24節 危険物施設等対策

主管担当班(本部の班名) 総務班、財務保安班、 地震・津波災害による危険物施設、高圧ガス施設での地震・津波災害による被害を軽減するため、これらの施設における規制、保安指導、保安教育等の実施、自主保安体制の確立等を図る。

1. 現 況

消防班

地域内の危険物施設等は、次のとおりである。

	名 称	住所	令別表別	品名	数量 (Q)
屋内貯蔵所	風間浦漁業協同組合易国間 支所	易国間字新町1	第1石油類	ガソリン	1,000
地下タンク貯蔵所	風間浦漁業協同組合易国間 支所	易国間字新町地先	第3石油類	重油	20,000
	風間浦村総合福祉センター げんきかん	易国間字大川目地 先	第3石油類	重油	8,000
	風間浦診療所	易国間字大川目11	第3石油類	重油	3,000
	桑畑温泉 「湯ん湯ん♪」	易国間字湯ノ上1-1	第3石油類	重油	3, 000
	ホテルニュー下風呂 別館汐彩	下風呂字下風呂 68-1	第3石油類	重油	5, 000
	ホテル三浦屋	下風呂字下風呂70	第2石油類	灯油	4,000
移動タンク	有限会社駒嶺石油	下風呂字街道添23	第2石油類	灯油·軽油	3,000
		下風呂字街道添23	第2石油類	灯油・軽油	3, 500
貯蔵所		下風呂字街道添23	第2石油類	灯油・軽油	3,000
	宮下燃料店	易国間字易国間2	第2石油類	灯油	2,000
		下風呂字街道添39	第1石油類	ガソリン	14,000
	 有限会社駒嶺石油	下風呂字街道添39	第2石油類	灯油	10,000
給油取扱所		下風呂字街道添39	第2石油類	軽油	6,000
		下風呂字街道添39	第3石油類	オイル	1,800
	風間浦漁業協同組合易国間 支所	易国間字新町地先	第3石油類	重油	20,000
一般取扱所	ナ四人もほりとて か	下風呂字街道添29	第2石油類	灯油	20,000
	有限会社駒嶺石油	下風呂字街道添29	第3石油類	重油	20,000
	旧下風呂小学校	下風呂字甲平の上 地内	第2石油類	灯油	8,000
	宮下燃料店	易国間字大川目 13-1	第2石油類	灯油	9, 500

2. 危険物施設

(1) 規制

消防法等の耐震基準に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備
- イ 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- ウ 予防規程の作成

エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

既存施設における耐震性について、立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安 指導を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の整備

事業所は、地震時における火災、爆発及び漏洩等の災害の発生を防止するため、法令で定める 技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立(人員配置・業務分担)
- イ 保安検査、定期点検
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

3. 高圧ガス施設

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、 高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設備
- イ 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造 保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、 特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任
- ウ 危害予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、既存施設における耐震性について、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の検査及び取扱い
- ウ 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置

エ 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

- ア 事業所は、法令の定めるところにより保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施 する。
- イ 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。
- ウ 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間に基づき、関係者の防災意識の 高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、地震時における火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準 を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立(人員配置・業務分担)
- イ 定期自主検査
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

第25節 複合災害対策

主管担当班(本部の班名)

地震・津波、風水害、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2 以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。)の発生の 可能性を認識し、備えを充実する。

総務班、財務保安班

1. 実施責任者

村、県、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

2. 実施内容

(1) マニュアル等の整備

村、県及び防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。

(2) マニュアル等の見直し

様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直す。

第4章 災害応急対策計画

地震、津波災害の発生時において、災害の発生を防御し、又は災害が発生した場合の被害の軽減を 図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、 人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第1節 津波警報等・地震情報等の収集及び伝達

主管担当班(本部の班名)

左班

防災活動に万全を期するため、津波警報等・津波予報及び地震、津波 に関する情報の発表及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

総務班、財務保安班、 消防班

1. 実施責任者

- (1) 村長は、法令及び本計画の定めるところにより、津波警報等・地震情報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害又は災害による被害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を村長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

2. 情報の種類と発表基準

気象庁が発表する津波警報等は、次表のとおりである。なお、本村の津波予報区は、青森県日本 海沿岸である。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津		発表される津波の高さ			
津波警報等の種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	想定される被害と 取るべき行動	
大津波警報	予想される津波の高 さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≦10m) 5m (3m<予想高さ≦5m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人 は津波による流れに巻き込ま れる。沿岸部や川沿いにいる 人は、直ちに高台や津波避難 施設など安全な場所へ避難す る。警報が解除されるまで安 全な場所から離れない。	
津波警報	予想される津波の高 さが高いところで1 mを超え、3 m以下 の場合	3 m (1 m<予想高さ≦3 m)	高い	標高の低いところでは津波が 襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込 まれる。沿岸部や川沿いにい る人は直ちに高台や津波避難 施設など安全な場所へ避難す る。警報が解除されるまで安 全な場所から離れない。	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≦予想高さ≦1 m)	(表記 しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から能れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、村は、高 齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的

[※]大津波警報を特別警報に位置付けている。

には発令しない。

・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、さらには各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高 さに関する情報 (注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津 波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や 「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関 する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 (注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から 推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単 位で発表(注4)

- (注1)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41) に含まれる。
- (注2)この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。 場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- (注3) 津波観測に関する情報の発表内容について
 - ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測 時刻と高さを発表する。
 - ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津 波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- (注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
 - ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻 と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波 の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
 - ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1 m超	数値で発表
八年仅言報	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
 	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小 さい場合は「微弱」と表現)

71	行首で就族である。				
警報・注意報 の発表状況	沿岸で推定される 津波の高さ	内 容			
十油地数耙	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表			
大津波警報	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表			
》	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表			
津波警報	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表			
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表			

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

(注)沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項

a 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

b 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

c 津波観測に関する情報

津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間 以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

d 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

ア 津波予報の発表等

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波 予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心
波に関するその他の情報に含めて発表)	配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続する	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続す
とき(津波に関するその他の情報に含めて	る可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水
発表)	浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3. 地震関係情報

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想された地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。なお、震度6弱以上の揺れ、又はわかる長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

(注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者等の協力を得てテレビ、ラジオ (コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。消防庁は気象庁から受信した緊急地震速報を全国瞬時警報システム (J-ALERT) により地方公共団体等に伝達するものとする。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

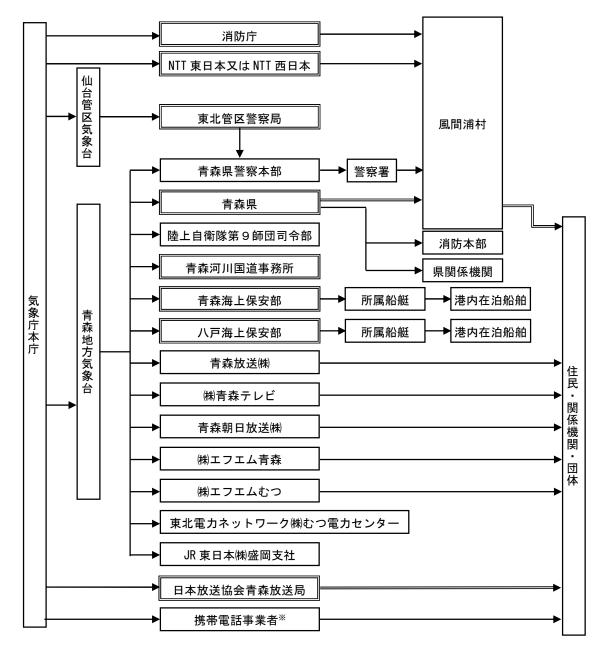
ウ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震 速報を見聞きした時は、まず、自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
	<注意>
	・ あわてて外へ飛び出さない。
	・ その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して
	消火しない。
	・ 扉の近くにいれば、扉を開けて避難経路を確保する。
駅やデパートなど	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
の集客施設	<注意>
	・ あわてて出口・階段などに殺到しない。
	・ 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
	ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
	丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピード
	を落とすことはしない。
	ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレ
	ーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハン
	ドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停
	止させる。

エ 普及啓発の推進

村は、青森地方気象台その他の防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性(地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることについて知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があること。)や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を見聞きした時の適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。



津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図

- ※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話 事業者を通じて関係するエリアに配信される
- 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
- 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

(2) 地震情報

気象庁等は、次により地震に関する情報を発表する。

地震情報の種類、発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分) と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発 表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に 関する情報**1	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変 動が予想されたとき ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マ グニチュード)、震度1以上を観測した地 点と観測した震度を発表。それに加えて、 震度3以上を観測した地域名と市町村名 ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度 を入手していない地点がある場合は、そ の市町村名を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 250m 四方ごとに推計した震度(震度4以 上)を図情報として発表
長周期地震動に 関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期 地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動 階級の最大値のほか、地点ごとに、長周 期地震動階級や長周期地震動の周期別階 級等を発表
遠地地震に 関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等*・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表**日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表** ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半~2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や 地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや 地震が多発した場合の震度1以上を観測 した地震回数情報等を発表

4. 津波警報等及び地震情報等の伝達及び必要な措置

(1) 津波警報等及び地震情報等の伝達方法

- ア 関係機関から通報される、又は全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により受信した 津波警報等及び地震情報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員(代行員等) が受領する。
- イ 宿日直員(代行員)が受領した場合は、直ちに総務課長又は関係課長に伝達する。
- ウ 津波警報等及び地震情報等を受領した総務課長は、村長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。
- エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

(2) 警報等の確実な伝達

村は、住民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、全 国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ (コミュニティFM放送を含む。)、インターネット、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、 ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

(3) 強い揺れ (震度4程度以上の地震) を感じたとき

強い揺れ(震度4程度以上の地震)を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは次の措置を行う。

- ア 気象庁等から発表される津波警報等を受信し、必要な体制を整えるとともに、海岸から離れ た高台等の安全地域からの目視、監視カメラ等の機器等を用いて海面の状態を監視する。
- イ 津波警報等の発表は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合が多いので、地震 発生後は放送を聴取する。
- ウ 津波警報等が発表された場合は、村長の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、 防災行政無線(同報無線)、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよ う指示する。
- エ 引き波等異常な水象を知ったときは、県、大間警察署及び関係機関に通報するとともに、上 記ア~ウに準じた措置を行う。

伝 達			伝	達	伝達 内容	
責任者	伝達先	電話番号	<u></u>	達 方 法 勤務時間外		
総務課長	庁内各課	35-2111 35-3111	庁内放送 (使送)	関係課長へ電話(宿 日直員が受領した 場合は、宿日直員が 関係課長へ電話)	津波注意報・警報 (地震情報等)	
	風間浦消防分署 (団長等)	35-2101	電話	電話	II	
	風間浦診療所	35-2001				
	風間浦漁業協同 組合下風呂本所	36-2211				
産業建設 課 長	風間浦漁業協同 組合易国間支所	35-2011	電話	電話	II	
	風間浦漁業協同 組合蛇浦支所	35-2311				
数 本 細 目	風間浦小学校		電子	電 科	11	
教育課長	風間浦中学校		電話	電話	IJ	

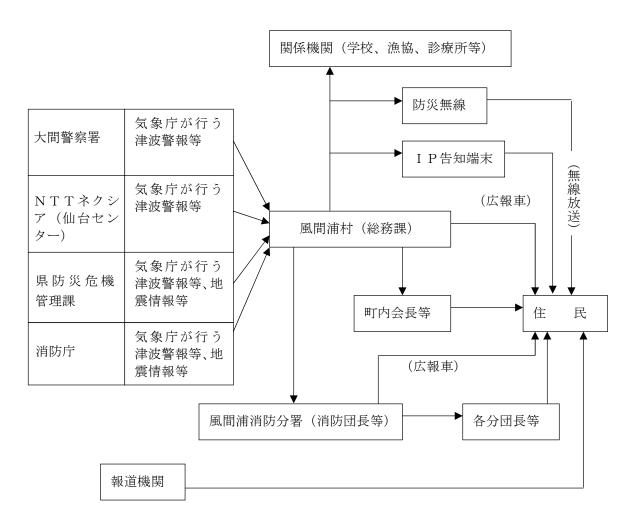
オ 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

村長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難 のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者 が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

通 報 責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長	風間浦村全住民	広報車、防災行政用無線(J-AL ERT等を含む。)、メール配信サー ビス、ホームページ	津波注意報•警報(地震情報等)

(4) 津波警報等及び地震情報等の伝達系統

津波警報等及び地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



(5) 青森県震度情報ネットワークによる震度情報の伝達

迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークの表示装置により震度3以上を確認した場合は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直職員(代行員)等が上記(1)に準じて伝達する。

(6) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象とは、群発地震や数日間にわたり体に感じるような地震などの地象に関する事項及び異常潮位や津波、周期的な海面変動などの水象に関する事項をいう。

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

イ 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに村長に通報するとともに、それぞれ警察署あるいは海上保安部に通報する。

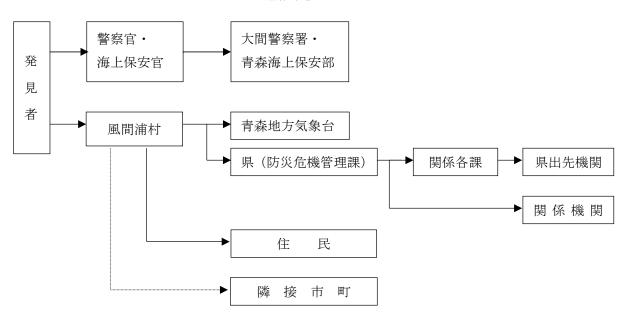
ウ 村長の通報

通報を受けた村長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する 市町に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町に通報する。

- a 青森地方気象台
- b 県 (防災危機管理課)

通報系統図



(7) 防災関係機関連絡先

機関名	電話	連絡責任者	備考
大間警察署	37-2211	警備課長	
下北地域広域行政事務組合消防本部	22-3819	総務課長	
大畑消防署風間浦消防分署	35-2101	風間浦消防分署長	

第2節 情報収集及び被害等報告

主管担当班(本部の班名)

地震・津波の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図る。

全 班

1. 実施責任者

村長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

2. 情報の収集、伝達

村長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。なお、「震度 5 強」以上を観測した場合にあっては、被害の有無を問わず第 1 報を消防庁に対しても直接通報する。

(1) 災害又は災害による被害が発生するおそれがある段階

ア 災害情報の収集

村長は、災害又は災害による被害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、村職員をもって情報把握に当たらせ、その結果を県(防災危機管理課)に報告する。

イ 災害情報の内容

- a 災害による被害が発生するおそれのある場所
- b 今後取ろうとする措置
- c その他災害応急対策上必要と見込まれる事項
- ウ 村職員、大畑消防署風間浦消防分署職員の巡視

災害又は災害による被害が発生するおそれがある場合は、産業建設課員・大畑消防署風間浦 消防分署員は速やかに巡回車等により巡回する。

エ 災害情報の報告

村長(総務課)は、収集した情報を取りまとめ、県(防災危機管理課)に報告する。

(2) 災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある段階

ア 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、 再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査に当たって正確を期するため、関係者の協力を得て行う。

人的被害及び住家被害は災害救助の基礎となるものであることから毎戸調査を原則として、 迅速かつ正確を期す。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名	備考
一般被害及び応急対策状況の総括	総務課長		
人、住家等の被害、社会福祉関係被害	村民生活課長		
農業、漁業、林業関係被害	産業建設課長		
商工業関係被害	産業建設課長		

イ 被害状況の報告等

a 大畑消防署風間浦消防分署の情報収集・伝達責任者は、119 番通報が殺到する状況等の情報を県(防災危機管理課)及び国(消防庁応急対策室)に報告する。

組織名	回線種別	電話		ファックス	
	県防災危機 NTT回線 017-734-9088 017-734-9097			017-722-4867	
県防災危機			017-734-9097		017-734-8017
管理課	防災情報 ネットワーク	8-810-1-6020		文書データ伝送機能	
		平日	左記以外	平日	左記以外
消防庁		(9:30-18:15)	(宿直室)	(9:30-18:15)	(宿直室)
応急対策室	NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信	(8-) 048-500	(8-) 048-500	(8-) 048-500	(8-) 048-500
	ネットワーク	-90-43422	-90-49102	-90-49033	-90-49036

b 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等(県に連絡できない場合は、国(消防庁 応急対策室))に逐次報告する。

総務課は、その被害状況の取りまとめ結果及び次の状況を県(防災危機管理課)に青森県総合防災情報システム等により報告する。

- (a) 人命危険の有無及び人的被害(行方不明者の数を含む。) の発生状況
- (b) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (c) 避難の必要の有無又は避難の状況
- (d) 住民の動向
- (e) その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- (f) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、 県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握 した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市 町村又は、県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外 務省を通じて在京大使館等)に連絡する。
- (g) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的 に情報収集を行う。

被害調査報告分担区分

	株十	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		告 先
調查·報告事項	様式番号	村における 調査分担区分	771	主管課
被害実態調査	1	税務国保課	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
被害者名簿	2	税務国保課		
災害即報・災害確定報告	3	総務課		防災危機管理課
人・住家の被害	4	総務課	下北地域県民局地域健康福祉部	健康福祉政策課
	_	102 103 PM	福祉こども総室 (0175-22-2296)	VEACIE IMPORTAN
救助の実施状況	5	総務課	"	IJ
医療施設被害	6	村民生活課	下北地域県民局地域健康福祉部 保健総室(0175-24-1231)	医療薬務課
環境衛生施設被害	7	村民生活課	下北地域県民局地域健康福祉部保健総室(0175-24-1231)	環境保全課、保健衛生課
水道施設被害	8	産業建設課	"	ı,
水稲被害 (水害)	9	産業建設課	下北地域県民局地域農林水産部 (0175-22-3211)	農産園芸課
水稲被害(風害、干害、霜 害等)	10	産業建設課	ıı ı	II
畑作、野菜、花き、一般果 樹、桑樹被害	11	産業建設課	下北地域県民局地域農林水産部 (0175-22-3211)	農産園芸課
果樹類樹体被害	12	産業建設課	II.	りんご果樹課
畜産関係被害(家畜・畜産物等)	13	産業建設課	II	畜産課
畜産関係被害(牧草・飼料 作物等)	14	産業建設課	"	"
農業関係共同利用施設被害 (農業協同組合及び農業協 同組合連合会所有のもの)	15	産業建設課	II	構造政策課、農産園 芸課、りんご果樹 課、畜産課
農業関係共同利用施設被害(その他所有のもの)	16	産業建設課	11	II
農業関係非共同利用施設被 害	17	産業建設課	11	11
農業協同組合及び農業協同 組合連合会の在庫品被害	18	産業建設課	II	団体経営改善課
農地・農業用施設関係被害	19	産業建設課	IJ	農村整備課
林業関係被害 (林産関係)	20	産業建設課	11	林政課
林業関係被害(治山関係)	21	産業建設課	<i>II</i>	<i>II</i>
水産業被害	22	産業建設課	下北地域県民局地域農林水産部 下北地方水産事務所 (0175-22-8581)	水産局水産振興課
海岸、漁港被害	23	産業建設課	11	水産局漁港漁場整 備課
商工業、観光業施設被害	24	産業建設課		商工政策課、観光企 画課
土木施設被害(国、県、村別)	25	産業建設課	下北地域県民局地域整備部 (0175-22-1231)	河川砂防課、道路 課、港湾空港課、都 市計画課
建築物被害	26	担当各課		担当課
文教関係被害	27	教育委員会	下北教育事務所 (0175-22-1351)	教育庁教育政策課
福祉施設被害	28	村民生活課	下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室 (0175-22-2296)	健康福祉政策課
その他の公共施設被害	29	各担当課		担当課

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

- ア 総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1~4 (資料編参照) により、災害状況を逐次県 (防災危機管理課) に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。
 - a 被害の状況
 - b 避難指示等又は警戒区域の設定状況
 - c 指定避難所の設置状況
 - d 避難生活の状況
 - e 救護所の設置及び活動状況
 - f 傷病者の受入状況
 - g 観光客等の状況
 - h 応急給食・給水の状況
 - i その他
 - (a) 村外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
 - (b) 村外の医療機関又は介護老人保健施設等への移送を要する入院者、入所者の状況
 - (c) その他

イ 被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。[本村に該当しない項目を含む]

区分		認定基準
	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体は確認できないが、 死亡したことが確実な者とする。
的	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
被害	重傷者軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、 1月未満で治療できる見込みのものとする。
	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどう かを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が 倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により 元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若 しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した 程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損 害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家被害	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。

	区 分	認定基準
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木 のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被	非住家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、診療所、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
被	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端がみえなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
	文教施設	小学校、中学校、野球場、スポーツ公園、社会体育館における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りよう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
その他の	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
被	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災	災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災	災者	罹災世帯の構成員とする。
公立	立文教施設	公立の文教施設とする。

区分	認定基準
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設 をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり 防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、漁港及び公園とする。
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例 えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設と する。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
そ本権産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
の水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害と
他	する。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

※全壊、半壊:被害認定基準による。 ※大規模半壊:「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行 について(平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」によ る。

※中規模半壊:「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(令和2年12月4日付け府政 防第1746号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による。

※準半壊 :「災害救助事務取扱要領(令和2年3月30日付け内閣府政策統括官(防災担当))」による。(令和2年3月末時点)

- *本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定 方法を定めるものである。
- *損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- *主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3. 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。 総務課は、その確定状況を取りまとめて、県(防災危機管理課)に報告する。

4. 報告の方法及び要領

(1) 方 法

- ア 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、 青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像 情報を収集伝達する。
- イ 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信 設備等を利用する。
- ウ すべての通信設備が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段 を尽くして報告するよう努める。

(2) 要 領

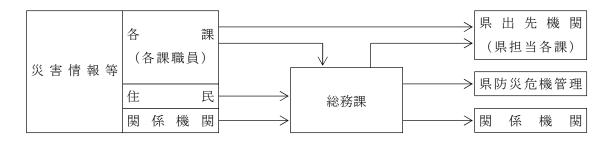
ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・

災害対策本部の設置状況等を報告する。

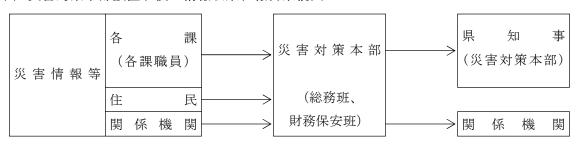
- イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回 以上行う。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を 優先させる。
- エ 県への報告に当たっては、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとと もに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請 等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。

5. 情報の収集、報告の系統図

(1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



(2) 災害対策本部設置以後の情報収集、報告系統図



第3節 诵信連絡

主管担当班(本部の班名) 総務班、財務保安班、 企画調整班、政策推進班 地震・津波災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行 うため、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制 の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

1. 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、村長が行う。

2. 通信連絡手段

村等は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線(戸別受信機を含む。)を基幹として、その他の手段の活用により、村内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

3. 連絡方法

- (1) 村は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。 なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県(防災危機管理課)に報告しておく。

4. 通信連絡

(1) 青森県防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関 及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

- (2) 電気通信設備(電話・電報)の優先利用
 - ア 災害時優先電話
 - a 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救援活動を行うときに支障を きたさないよう、災害時優先電話(総務課設置)を利用して通信連絡を行う。
 - b 各機関は、東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定

を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

イ 非常・緊急電報

災害時において、通信設備が壊れ又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、 交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益の ため緊急に通信することを要する電報については、「非常及び緊急電報」として取り扱い、他の 電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行 う。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当 責任者	手続
東日本電信電話(株)	非常電報 緊急電報	風間浦村役場 35-2111 風間浦消防分署 35-2101	総務課長	・申し込み受付番号は115番 ・「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、村の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア 村有無線設備

次の村有無線設備は、別に定める無線運用要綱に基づいて運用する。

	無線の種別	呼出名称	周波数及び空中線電力	台数
Ī	基地局	ぼうさいかざまうら	65. 64875MH z 10 w	1台

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信設備を利用する。この利用に当たって必要な手続等については、あらかじめ協議し、定めておく。

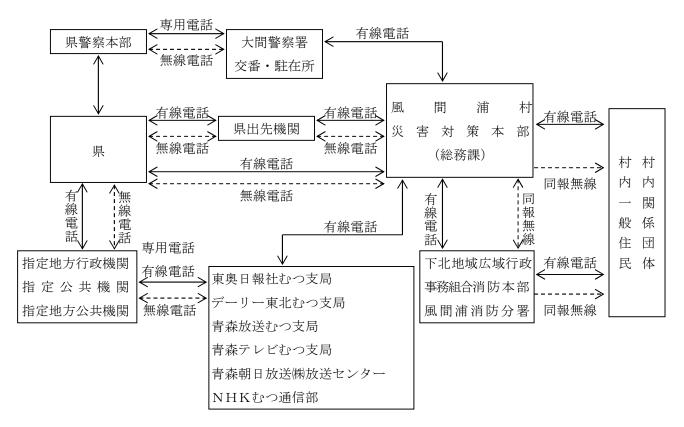
無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
消防無線	風間浦消防分署	易国間字大川目 28-5	総務課長	35-2101
警察無線	大間警察署	大間町大字大間字大間平 20-91	総務課長	37-2211

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用に当たって必要な手続等については、あらかじめ協議し、定めておく。

専用通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
消防電話	風間浦消防分署	易国間字大川目 28-5	総務課長	35-2101
警察電話	大間警察署	大間町大字大間字大間平 20-91	総務課長	37-2211

5. 災害通信利用系統図



※ 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報・情報提供

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班、 企画調整班、政策推進班 地震・津波の災害時において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、県外からの避難者や在日外国人、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施する。

1. 実施責任者

- (1) 村長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知する ため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が 収束したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し災害情報等の周知に努める。

2. 広報担当

村長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区分	責任者	担当者	広報先	連絡方法	備考
広報総括者	総務課長				
広報総括班員	総務課	広報係	住民	広報車、防災行政無線(同報無線)、 インターネット等、ラジオ、テレビ	
	総務課	総務係	防災関係機関	口頭、文書、有線電話	
	総務課	総務係	庁内	庁内放送、庁内電話	

3. 災害広報の要領

(1) 災害広報

村長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。また、 人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行う。

村の実施する広報は、広報総括者(総務課長)に連絡する。

広報総括者は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の 収集又は撮影に努める。

(2) 災害広報の重点事項

- ア 災害対策本部の設置に関する事項
- イ 災害の概況
- ウ 地震に関する情報 (余震の状況等)
- エ 津波に関する情報
- オ 村及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
- カ 避難指示等の発令状況
- キ 電気、ガス、水道等供給の状況
- ク 指定避難所、防疫に関する事項
- ケー火災状況

- コ 医療救護所の開設状況
- サ 給食、給水の実施状況
- シ 道路、河川等の公共施設の被害状況
- ス 道路交通等に関する事項
- セ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ソ 一般的な住民生活に関する情報
- タ 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
- チ その他必要な事項

(3) 報道機関への発表

- ア 報道機関への発表資料は広報総括者が取りまとめる。
- イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。

(4) 住民への広報

住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、 迅速、的確かつわかりやすく行う。

- ア 防災行政無線(同報無線)等の設備による広報
- イ 広報車による広報
- ウ 報道機関による広報
- エ 広報紙の掲示、配布
- オ 指定避難所への職員の派遣
- カ その他インターネットのホームページや電子メール、アマチュア無線の活用等

4. 住民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、総務課長は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 村長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努める。
- (3) 村長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。また、個人の安否情報伝達に有効な、災害用伝言ダイヤル(171番)の活用を住民に周知するよう努める。
- (4) 被災地方公共団体は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利 利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生 直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努 める。この場合において、被災地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めると きは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあ る者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情 報の管理を徹底するよう努める。

5. 避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段(避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、 広報紙、インターネット等)を確保して必要な情報を提供する。

第5節 自衛隊災害派遣要請

主管担当班(本部の班名)

地震・津波災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要 建立る

総務班、財務保安班

1. 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要請手続については、村長が行う。

2. 災害派遣の要件等

(1) 要 件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため(公共性)、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ(非代替性)、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合(緊急性)。

(2) 派遣活動の内容

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 連難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- 才 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開、障害物の除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救援物資の無償貸付、譲与
- サ 危険物の保安又は除去
- シ その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3. 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

村長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア 災害全般:知事
- イ 海上災害:第二管区海上保安本部長
- ウ 航空災害:東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊(八戸駐屯地)の長等に通報する。また、村長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

派遣要請先

所在地派遣要請先		電話番号
むつ市	海上自衛隊大湊地方総監	0175-24-1111
青森市	陸上自衛隊第9師団長	017-781-0161
三沢市	航空自衛隊北部航空方面隊司令官	0176-53-4121
弘前市	陸上自衛隊弘前駐屯地司令	0172-87-2111
八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
	海上自衛隊第2航空群司令	0178-28-3011

(2) 村長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

- ア 村長は、村の地域に係る災害が発生し、又はまさに災害による被害が発生しようとしている 場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災 害派遣を要請するよう求めることができる。
- イ 村長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び村の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者(指定部隊の長)に通知することができる。この場合、村長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- ウ 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、 電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。
 - a 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - b 派遣を希望する期間
 - c 派遣を希望する区域及び活動内容
 - d その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

4. 派遣部隊の受入態勢の整備

村長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入態勢を整備する。

- ア 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- イ 派遣部隊との連絡責任者の決定
- ウ 宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備
- エ 使用資機材等の準備
- オ 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定
 - a ヘリコプター離着陸場所 第4章第21節「輸送対策」による。
 - b 車両駐車場所

施設名	所在地	管理者	駐車可能台数	電話番号
旧易国間小グラウンド	大字易国間字大川目 21-3	風間浦村	60	35-2111
風間浦村民野球場	大字易国間字古野 17-1	"	100	35-2013
旧下風呂小グラウンド	大字下風呂字甲平ノ上 18-1	"	100	35-2111

5. 派遣部隊の撤収

村長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援等を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6. 経費の負担

村長が負担する経費は、次を基準とする。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼動させるために通常必要と する燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、 修理費
- エ 県が管理する有料道路の通行料

7. その他

災害時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受<u>け</u>入れることができるよう、村長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地(付帯施設を含む。)を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

第6節 広域応援

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班、 政策推進班 地震・津波災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じる。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

1. 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整 等は、村長が行う。

2. 応援の要請等

- (1) 村長は、村内において大規模災害が発生し、村独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。
 - ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における 青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村への応援を県に要請する。
 - イ 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の 市町村等へ応援を要請する。
 - ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長(県健康福祉部長)へ応援を要請する。
- (2) 村長は、必要に応じ、広域航空消防応援(ヘリコプター)、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- (3) 村長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順の確認、応援機関の活動拠点の整備等他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- (4) 村長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急 措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別 な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じる。

(5) 協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
原子力災害時応援協定	平成24年3月27日	8市町村	原子力災害発生時の相 互応援
青森県消防相互応援協定	平成 28 年 2 月 24 日	青森県内40市町村及び広 域消防事務組合9組合	消防相互応援協定
災害時における青森県市町 村相互応援に関する協定	平成 30 年 12 月 6 日	青森県内 40 市町村	災害発生時の相互応援
災害対策支援協力に関する 覚書	令和元年8月2日	茨城県大洗町	友好都市協定に基づく 災害時応急対策・復旧対 策相互応援

3. 防災関係機関等との応援協力

村長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等と次のとおり協定を締結しているが、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時における郵便局、 風間浦村間の協力に関 する覚書	平成 10 年 9 月 30 日	風間浦郵便局 易国間郵便局	災害発生時の相互協力
災害復旧時の協力に関 する協定	平成 23 年 5 月 10 日	東日本電信電話㈱青森支店	災害発生時、通信設備 の迅速、円滑な復旧
災害時における石油類 燃料の優先供給に関す る協定	平成 23 年 11 月 17 日	風間浦村石油商業会	石油類燃料の優先供給
災害時の通信設備復旧 等の協力に関する協定	平成 24 年 3 月 9 日	(㈱エヌ・ティ・ティ・ドコ モ東北支社青森支店	災害発生時、通信設備 の迅速、円滑な復旧
災害時における緊急物 資輸送及び緊急物資拠 点の運営に関する協定	平成 25 年 9 月 12 日	ヤマト運輸㈱青森主幹支店	災害時物資輸送に関す る協力
災害時における風間浦 村と風間浦村郵便局の 協力に関する協定	平成 27 年 8 月 3 日	日本郵便㈱、むつ郵便局長、 風間浦郵便局長、易国間郵 便局長	災害発生時の相互協力
災害時における液化石 油ガス及び応急対策用 資機材の調達に関する 協定	平成 27 年 10 月 21 日	一般社団法人青森県エルピ ーガス協会	液化石油ガス及び応急 対策資機材の調達
福祉避難所の確保に関 する協定	平成 29 年 3 月 31 日	倉石ハーネス㈱	福祉避難所
災害時における応急対 策業務に関する協定	平成 29 年 8 月 1 日	一般社団法人青森県測量設 計業協会	応急対策業務に関する 調査、測量、設計
災害時の協力に関する 協定	令和 2年 7月 14日	東北電力ネットワーク㈱む つ電力センター	
漁港等の施設の災害復 旧支援に関する協定	令和 2年11月17日	一般社団法人水産土木建設 技術センター	漁港等の施設の災害復 旧支援
地域防災パートナーシ ップ協定	令和 3年 3月23日	青森放送㈱	災害情報の放送による 減災と安全確保
災害時における飲料の 確保に関する協定	令和 4年 6月 1日	みちのくコカ・コーラボト リング㈱	災害時の飲料供給支援

第7節 航空機運用

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班

大規模災害時において、航空機(ヘリコプター及び固定翼機)を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行う。

1. 実施責任者

県防災へリコプターの運航要請は、村長又は下北広域消防本部消防長が行う。

県災害対策本部(対策班航空機運用調整チーム)は、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

2. 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活か し、災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

(1) ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合に おいて、次の活動を行う。

- ア 情報収集活動
 - a 被害状況の把握と伝達
 - b 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供
- イ 捜索・救助・救出活動
- ウ 搬送活動
 - a 救急患者等の搬送(転院搬送を含む。)
 - b 救援隊・医師等の人員搬送
 - c 被災地への救援物資の搬送(医薬品等を含む。)
 - d 応急復旧用資機材等の搬送
 - e 孤立地域からの被災者の搬送
- 工 広報活動
 - a 避難指示等の広報(避難誘導を含む。)
 - b 民心安定のための広報
- オ その他の活動
 - a 林野火災等の空中消火
 - b その他ヘリコプターにより対応すべき活動

(2) 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、 次の活動を行う。

- ア 情報収集活動 被害状況の把握と伝達
- イ 搬送活動

- a 救急患者の県外医療機関への搬送
- b 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送

(3) 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

- ア ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保
- イ ヘリコプターの安全な活動のための情報提供
- ウ ヘリコプターの離着陸に係わる調整支援(搭乗人員の確認、掌握、誘導)
- エ ヘリポート運営支援(立入制限、散水、人員等の統制、給油等)
- オ その他必要な活動(管理施設の提供等)

3. 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

- (1) 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災 地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空 港事務所、陸上自衛隊東北方面隊及び航空自衛隊北部航空方面隊等との連携により安全運航体制 を確保する。
- (2) 被災地上空を飛ぶ報道へリコプターが、救出救助活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- (3) 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。
- ※ 「航空支援員」とは、円滑な受入体制を確立するため、あらかじめ県防災航空隊員勤務経験者で、 県内各消防機関から提出される航空支援員候補者名簿に登録された者をいう。

4. 県防災ヘリコプターの運航要請

(1) 緊急運航の要件

県防災ヘリコプターの行う消防防災業務のうち、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動 及び救急活動に係る運航(以下「緊急運航」という。)は、原則として、次の要件を満たす場合 に行う。

ア 公共性

災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること。

イ 緊急性

差し迫った必要性があること。

ウ 非代替性

県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

(2) 緊急運航の活動内容

- ア 災害応急対策活動
 - a 被害状況の偵察、情報収集等
 - b 救援物資、人員等の搬送

c 災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等

イ 火災防御活動

- a 林野火災における空中消火
- b 偵察、情報収集
- c 消防隊員、資機材等の搬送等

ウ 救助活動

- a 中高層建築物等の火災における救助等
- b 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
- c 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等

工 救急活動

a 交通遠隔地からの傷病者搬送等

(3) 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

ア 転院搬送

NO.	項目	内 容	
1	発生場所	診療所名	
2	緊急性の有無	傷病の状況	
3	傷病者情報	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バ イタル	
4	処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無	
5	同乗者	医師、看護師、家族、同行者等	
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整	
7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場	
8	地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理実施者 (消防等)	
9	気象状況	天候、目視距離 (視程)、風速	
10	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先	
11	搬送先責任者氏名·連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者	
12	無線コールサイン	呼び出し名(相互の呼び出しを通報)	

イ 救助事案

NO.	項目	内 容
1	発生場所	住所・目標(UTM、緯度経度)
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	輸送先	孤立地域から輸送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理実施者 (消防等)
7	気象状況	天候、目視距離(視程)、風速
8	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
9	搬送先責任者氏名·連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名(相互の呼び出しを通報)

ウ 火災事案

NO.	項目	内 容
1	発生場所	住所・目標(UTM、緯度経度)
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水(場所:)
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理実施者 (消防等)
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象状況	天候、目視距離(視程)、風速
8	現場指揮者(依頼責任者)との	ヘリとの連絡担当者
	連絡手段及び連絡先	連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名(相互の呼び出しを通報)

(4) 受入体制

応援要請をした村長又は下北地域広域行政事務組合消防長は、県防災ヘリコプターの緊急運航が決定したときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
- イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び診療所等への引継手配
- ウ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

第8節 避 難

主管担当班(本部の班名)	地震・津波災害が発生した場合又は津波警報等が発表された場合にお
全 班	いて災害から住民(訪日外国人等の旅行者を含む。)を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護する。

1. 実施責任者

(1) 避難指示等

避難のための立退きの指示並びに指定避難所の開設及び避難者の受入れは村長が行うが、村長 と連絡がとれない場合は副村長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を村長以外の者が実施する。

実 施 責 任 者	内容 (要件)	根拠法
村長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般(ただし、村長が避難のための立退 きを指示することができないと認められると き又は村長から要求があったとき。)	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	л (л)	災害対策基本法第61条
知事	災害全般(ただし、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)	災害対策基本法第60条
自衛官	″(警察官がその場にいない場合に限る。)	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた 職員 水防管理者(村長)	洪水、津波又は高潮による氾濫からの避難の 指示	水防法第 29 条
知事又はその命を受けた 職員	地すべりからの避難の指示	地すべり等防止法第25条

(2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、村長(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された村 長)が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、村長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、村長以外の者が実施する。

実施責任者	内容(要件)	根 拠 法
村長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般 同上の場合においても、村長若しくはその委任 を受けた村の職員が現場にいないとき又はこ れらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条

実 施 責 任 者	内容 (要件)	根拠法
海上保安官	災害全般 同上の場合においても、村長若しくはその委任 を受けた村の職員が現場にいないとき又はこ れらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条
災害派遣を命ぜられ た 部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、村長等、警察官及び海 上保安官がその場にいないとき。	災害対策基本法第 63 条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があ るとき。	消防法第 28 条 〃 第 36 条
水防団長、水防団員又は消 防機関に属する者	洪水、津波、高潮 水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

2. 避難指示等の基準

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」のみを発令する。発令対象とする区域は、津波警報等の種類に応じて異なるため、発令対象区域をあらかじめ定めておく。遠地地震に伴う津波の場合、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、当該情報の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。

種 別	基準
	1. 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合
避難指示	2. 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、
(緊急)	強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場
	合

3. 避難指示等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 周知徹底の方法、内容

- ア 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむ ね次の方法による。
 - a 信号(警鐘、サイレン)により伝達する。 洪水及び高潮による避難指示等は、次の信号による。

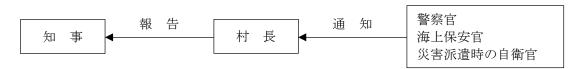
警 鐘 信 号		サイレン信号	
TI be	約1分	約5秒	約1分
1 乱 打	•	休 止	• —

- b ラジオ、テレビ放送により伝達する。
- c 防災行政無線(同報無線)により伝達する。
- d 広報車により伝達する。

- e 情報連絡員(等)による戸別訪問、マイク等により伝達する。
- f 電話により伝達する。
- g Lアラート(災害情報共有システム)
- h 携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)
- イ 村長等の避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。
 - a 避難が必要である状況、避難指示等の理由
 - b 危険区域
 - c 避難対象者
 - d 避難経路
 - e 指定避難所
 - f 移動方法
 - g 避難時の留意事項
- (参考) 情報連絡員等は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。
 - ・戸締り、火気の始末を完全にすること。
 - ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。

(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話(充電器を含む。)等)

- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
- (2) 関係機関相互の通知及び連絡
 - ア 避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



- a 村長が避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示した旨 通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、避難指示等を解除した場合 も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。
 - (a) 避難指示等を発令した場合
 - ①災害等の規模及び状況
 - ②避難指示等の別
 - ③避難指示等を発令した日時
 - ④避難指示等の対象地域
 - ⑤対象世帯数及び対象人数
 - ⑥指定避難所開設予定箇所数
 - (b) 避難指示等を解除した場合
 - ①避難指示等を解除した日時
- b 警察官又は海上保安官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を村長に 通知する。
- c 水防管理者が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を大間警察署長に通知する。

- d 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を大間警察署長に 通知する。
- イ 避難指示等を発令したときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。
- ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官又は海上保安官は、その旨を村長に通知する。

4. 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

- ア 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又 は町内(会)などの単位とする。
- イ 避難指示等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら 判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携 行品の制限等に留意し、実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

- イ 避難誘導員は、村職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況 によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
- ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する 方法(引き連れ法)、又は避難者大勢に対して避難経路上で避難方向等を指差ししたり、口頭で 指示する方法(指差し法)のいずれか、あるいは併用により実施する。
- エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

5. 指定緊急避難場所の開放

村長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

6. 指定避難所の開設

村長は、避難指示等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、津波、洪水、高潮、 土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周 知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定の指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていな いかなどを確認するとともに、避難者を受け入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。 また、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所 の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

避難者の受入れに当たっては、受入対象者数、指定避難所の受入能力、避難期間等を考慮して受 入れを割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ 指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページや アプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

なお、感染症発生を考慮し、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等においては、指定避難 所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全 な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。

要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、 社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所 として開設するよう努める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(1) 事前措置

- ア 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ村区域の各方面別に担当を定めておき、 指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。
- イ 指定避難所に配置する職員数は、避難所1箇所当たり最低3人とし、避難状況により増員する。

(2) 指定避難所の開設手続

- ア 村長は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、総務課長に開設命令を発する。 総務課長は、村長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選 定して指定避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置を講じる。なお、学校が指定避 難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、村の避難対策に協力する。指 定避難所の事前指定等については、第3章第9節「避難対策」による。
- イ 村長 (総務課) は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。 また、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとお りとする。
 - a 開設した場合
 - (a) 指定避難所を開設した日時
 - (b) 場所(避難所名を含む。)及び箇所数
 - (c) 避難人数
 - (d) 開設期間の見込み
 - b 閉鎖した場合
 - (a) 指定避難所を閉鎖した日時
 - (b) 最大避難人数及びそれを記録した日時

(3) 指定避難所に受け入れる者

指定避難所に受け入れる対象者は次のとおりである。

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 避難指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 指定避難所における職員の任務

ア 一般的事項

- a 指定避難所開設の掲示
- b 避難者の受付及び整理
- c 日誌の記入
- d 食料、物資等の受払及び記録
- e 避難者名簿の作成

イ 本部への報告事項

- a 指定避難所の開設 (閉鎖) 報告
- b 指定避難所状況報告
- c その他必要事項

ウ 指定避難所の運営管理

a 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額 を超えない範囲とする。

- b 指定避難所の責任者及び連絡員の指定
 - (a) 指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所 の運営管理と避難者の保護に当たらせる。
 - (b) 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清 掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したボラン ティア団体等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
 - (c) 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
 - (d) 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による 配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニー ズに配慮した運営に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティ にも配慮する。
 - (e) 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心の ケアの実施に努める。
 - (f) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の 被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健 医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車 中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群) の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
 - (g) 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよ

う努める。

- (h) 指定避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- (i) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
- (j) 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。
- (k) 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、むつ保健所に連絡し、必要な指示を受ける。

7. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難順位及び編成等
- ウ 誘導責任者及び補助者
- エ 避難の要領、措置、注意事項等

8. 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命じる。

- ア 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- イ 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- ウ 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- エ 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に村名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- オ 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
 - a 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

b 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

9. 在港船舶等の避難

在港船舶及び沿岸で操業中の漁船は、津波警報等を受けたとき、又は津波のおそれがあるときは、 それぞれの船舶の大きさ、予想される津波の規模等に応じ、港外へ避難し、又は船舶を岸壁に固定 し、若しくは陸上へ引き上げ、乗員は陸上に避難するなど、人命を最優先した必要な措置を講じる。

10. 孤立地区対策

村は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、村防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

11. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「む やみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必 要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

12. 広域避難者対策

- (1) 村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及 び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れ については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該 他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告し た上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (3) 村は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な 役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (4) 村は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。
- (5) 村は、所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

13. 訪日外国人旅行者対策

村は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難経路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

14. 応援協力関係

- (1) 村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援 協定に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材 についての応援を県に要請する。
- (2) 村は、自ら指定避難所の開設が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、指定避難所の開設についての応援を県に要請する。

- (3) 村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、村の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村と協議し、又は他都道府県の市町村への受入れについては県に対して当該都道府県との協議を求める。
- (4) 村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時 滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結 など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (5) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、村は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

15. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第9節 津波災害応急対策

主管担当班(本部の班名)

津波による被害の拡大を防止するため、応急活動体制の確立等の応急 対策に万全を期する。

総務班、財務保安班、 消防班

1. 実施責任者

津波災害時における応急措置は、関係機関の協力を得て、村長が行う。

2. 応急活動態勢

組織については、本編第2章第3節「風間浦村災害対策本部」及び第2節「配備態勢」によるほか、津波来襲に対する警戒態勢は次のとおりとする。

(1) 津波警報等が発表される前で、災害発生のおそれがある段階

- ア 強い揺れ (震度4程度以上の地震) を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっく りとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。
 - a 総務課員・大畑消防署風間浦消防分署員は、気象庁等から何らかの情報が届くまで、少なくとも 30 分は高台から海面の状態を監視する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
 - b 津波警報等の発表は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合が多いので、地 震発生後は放送を聴取する。
 - c 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。
- イ 異常な水象を知ったときは、県、大間警察署及び関係機関に通報するとともに、上記アに準 じた措置を行う。
- (2) 津波警報等が発表され、災害発生のおそれがある段階
 - ア 総務課員・大畑消防署風間浦消防分署員は、直ちに高台から海面監視を実施する。ただし、 自らの生命の安全の確保を最優先とする。
 - イ 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により直ちに海岸から避難し、 急いで安全な場所に避難するよう指示する。

3. 津波警報・地震情報等の伝達

津波警報等・地震情報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に伝達する。

情報の種類、発表基準及び伝達方法等は本編第4章第1節「津波警報等・地震情報等の収集及び 伝達」によるほか、村における沿岸住民に対する津波警報等の周知方法は次のとおりとする。

区分	打鐘標識	サイレン標識	その他
津波注意報	••••	10 秒 10 秒 2 秒	広報車、防災行政無線 (同報無線)等
津波警報	• • •	5 秒 5 秒 ——	n,
大津波警報	• • •	3 秒 3 秒 2 秒	n .
津波注意報 津波注意報解除 津波警報解除	• • • •	10 秒 1 分 —— 3 秒 ——	n,

4. 避 難

(1) 沿岸住民に対する避難指示等

沿岸住民に対する避難指示等については、第4章第8節「避難」に定めるところによるが、特 に次のような措置を講じ、住民の避難が円滑に行われるよう努める。

ア 避難の勧告

遠地地震のように、津波の来襲に時間的余裕がある場合に勧告し、避難行動要支援者を優先的に避難させるとともに、津波危険予想地域内の物件(自動車等)を移動させるほか、津波危険予想地域内への立入りを禁止するなどの措置を行う。

イ 避難の指示

実施責任者は、避難の時機を失しないよう速やかに行う。この場合、津波危険区域内の全住 民を避難させる。

ウ 避難指示等の伝達

避難指示等を発したときは、広報車・防災行政無線(同報無線)・サイレン等により、迅速に地域住民に対し、周知徹底を図る。

津波による避難指示等は次による。

	サイレン信	号	警 鐘 信 号
約1分	約5秒	約1分	4) tr
•——	休 止	• ——	乱打

(2) 在港船舶等の避難

本編第4章第8節「避難」に定めるところによる。

第10節 消 防

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班、 消防班 大規模地震・津波において、負傷者の救急・救助活動を実施するとと もに、二次的に発生する多発火災等による被害の軽減を図るため、出火 防止措置及び消防活動を行う。

1. 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、大畑消防署風間浦消防分署長が行う。

2. 出火防止 初期消火

火災による被害を防止し、又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後 の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後からあらゆる方法により住 民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3. 消防活動

地震による火災は同時多発するほか、津波や土砂災害などと同時に発生する場合が多く、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定され、その際にはすべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、大畑消防署風間浦消防分署長は消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4. 救急・救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、大畑消防署風間浦 消防分署長は、医療機関、むつ下北医師会、日本赤十字社青森県支部、大間警察署と協力し、適切 かつ迅速な救急・救助活動を行う。

5. 村消防計画

震災時における消防本部及び消防分署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊登録部隊の充実 強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動の支援等を含む具体的対策等については、村消防計画 等による。

6. 応援協力関係

村長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第11節 水 防

主管担当班(本部の班名)

地震津波災害において二次的に発生する洪水、浸水による被害の軽減 を図るため、水防活動に万全を期する。

総務班、財務保安班、 消防班、建設管理班

1. 実施責任者

災害時における水防活動は、村長(水防管理者)が行う。

2. 監視、警戒活動

地震による津波又は洪水の襲来が予想されるときは、村長(水防管理者)は直ちに河川、海岸、 水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、又はその区域からの退去等を指示する。

3. 応急復旧

河川、海岸等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

4. 水防計画の策定

水防計画の策定に当たっては、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

5. 応援協力関係

村長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第12節 救 出

主管担当班(本部の班名)	地震・津波災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死 不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図る。また、
全 班	大規模・特殊災害に対応するため、平時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に なめる

1. 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、 救出及び捜索を行う。

(1) **村長**(大畑消防署風間浦消防分署長)(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された村長)

災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、大間警察署その他の関係機関と連携 を密にしながら救出又は捜索を実施する。

(2) 海上保安官

次の各種の通報を受け、又は自ら確認したときは救出を実施する。

- ア 船舶が遭難した場合
- イ 船舶火災が発生した場合
- ウ 海上で行方不明者が発生した場合

2. 救出方法

(1) 陸上における救出

- ア 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。
- イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の受入状況そ の他の情報収集を行う。
- ウ 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ村長等が指示する。
- エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災へリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、 村内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- オ 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
- カ 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。
- キ 消防機関は、保健衛生班(村民生活課)の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円 滑に実施する。
- ク 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機 関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

(2) 海上における救出

海上における救出は、海上保安部が関係機関の協力を得て行う。

3. 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため生死不明の状態にある者
- ウ 船舶の遭難により救出を要する場合(原則として水難救護法による。)

4. 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内(4日以後は遺体の捜索として扱う。)に完了する。 ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

5. 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機関名	担当課	所 在 地	電話	備考
風間浦村	総務課	風間浦村大字易国間字大川目 28-5	0175-35-2111	
大間警察署	警備課	大間町大字大間字大間平 20-91	0175-37-2211	110番
風間浦消防分署	救急・救助係	風間浦村大字易国間字大川目 28-5	0175-35-2101	119番
青森海上保安部		青森市青柳 1-1-2	0177-34-2421~3	118番

6. 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、村長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

7. 応援協力関係

村長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ緊急消防援助隊による応援及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、村及び県は、自衛隊等の救援活動を容易にするため、救援活動の活動拠点として提供する 公園、グラウンド等を自衛隊の指定部隊長等とあらかじめ協議し、候補地を指定するとともに、状 況の変化に応じた情報の更新を行う。

村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

8. その他

- ア 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- イ 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第13節 食料供給

主管担当班(本部の班名)

福祉介護班、産業振興班、教育班

地震・津波災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給(備蓄食品の供給を含む。) 措置を講じる。

1. 実施責任者

- (1) 村長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長)は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2. 食品の調達

(1) 調達担当

調達担当は、福祉介護班(村民生活課)とする。

(2) 食料の確保

- ア 村長は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の食料を備蓄する よう、各種広報媒体や自主防災組織、町内会等を通じて啓発する。
- イ 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。
- ウ 流通在庫備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協 定の締結を推進する。
- エ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(3) 米穀の調達

ア 応急用米穀

村長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した 申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事 後速やかに申請書を知事に提出する。

イ 災害救助用米穀

村長は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに 知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡す る。

(4) その他の食品及び調味料の調達

村長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

村長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者

から求める。地元調達ができない場合は、知事に斡旋を要請する。

イ 副食、調味料の調達

村長は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事に斡旋を要請する。要請により、知事は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて、国や協定締結事業者等に要請して調達し、村に供給する。

ウ 調達、供給食料の集積場所

調達食料及び供給食料の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理 責任者	電話 番号	配分 対象区域	備考
旧蛇浦小学校	風間浦村大字蛇浦	村長	34-1251	蛇浦地区	
風間浦中学校	風間浦村大字易国間	"	35-2013	易国間地区	
旧易国間小学校	風間浦村大字易国間	"		易国間地区	
桑畑温泉「湯ん湯ん♪」	風間浦村大字易国間	"	32-6045	桑畑地区	
旧下風呂小学校	風間浦村大字下風呂	"	33-2540	下風呂地区	

3. 炊き出し及びその他食品の供給

(1) 炊き出し担当

- ア 炊き出し担当は福祉介護班(村民生活課)とする。
- イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

- ア 指定避難所に避難している者
- イ 住家の被害が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水又は断水等であって炊事ができない者
 - a 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まるなどにより炊事のできない 者を対象とする。
 - b 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
- ウ 被害を受け一時縁故先に避難する者
 - a 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。
 - b 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
- エ 旅行者、一般家庭の来訪者、船舶の乗客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者
- オ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

(3) 供給品目

- ア主食
 - a 米穀
 - b 弁当等
 - c パン、うどん、インスタント食品等

イ 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量(1歳以上、

1人1日当たり)

・エネルギー:1,800~2,200kcal

たんぱく質:55g以上

・ビタミンB1:0.9mg以上・ビタミンB2:1.0mg以上

・ビタミンC:80mg 以上

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか栄養摂取状況調査を 行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言のもと、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、次のとおりである。

実施場所	炊き出し 対象区域	炊き出し能力	器材等の 整備状況	炊き出し実 施班の構成	備考
旧蛇浦小学校	蛇浦	150 食	釜	福祉介護班	
蛇浦公民館	蛇浦	100 食	釜・食器類	11	
風間浦中学校	易国間	300 食	"	"	
中央公民館	11	300 食	JJ	11	
総合福祉センター	11	300 食	II.	11	
桑畑温泉「湯ん湯ん♪」	桑畑	100 食	JJ	11	
桑畑公民館	11	100 食	II.	11	
下風呂公民館	下風呂	300 食	IJ	II.	
甲集会所	11	100 食	食器類	II.	
旧下風呂小学校	IJ	150 食	釜	"	

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求める。

団体名	会員数	連絡方法	備考
風間浦村赤十字奉仕団蛇浦分団	14	電話・防災無線	
風間浦村赤十字奉仕団易国間分団	20	II.	
風間浦村赤十字奉仕団桑畑分団	10	II.	
風間浦村赤十字奉仕団下風呂分団	10	II	

4. 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

- ア 食料品の配分担当は福祉介護班(村民生活課)とする。
- イ 配分担当の構成は次のとおりとする。

集積場所	班 長	備考	
旧蛇浦小学校			
蛇浦公民館			
風間浦中学校			
中央公民館			
総合福祉センター	福祉介護班員	取号は去し 党を 仏団ないてなてで	
桑畑温泉「湯ん湯ん♪」		班員は赤十字奉仕団を以て充てる。	
桑畑公民館			
下風呂公民館			
甲集会所			
旧下風呂小学校			

(2) 配分要領

村長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

- ア 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等 の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。
- イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推 進員連絡協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。
- ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料(米穀、醤油等)を支 給することは避ける。
- エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実 に人員を把握するなどの措置を講じて、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。
- オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行う。

5. 応援協力関係

村長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、知事に炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第14節 給 水

主管担当班(本部の班名)

地震・津波災害による水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じる。

建設管理班

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、村長(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された村長)が行う。

2. 飲料水の確保及び給水

(1) 給水担当

給水担当は建設管理班(産業建設課)とする。

(2) 給水対象者及び供給量

災害により、水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等のように継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

- ア 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。
- イ 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備 を設けて給水所とする。
- ウ消火栓を使用できるところでは、これを給水所とする。
- エ 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。 ※給水可能数量は、あくまでも目安である。

3. 給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ 地域内所在の給水資機材は、次のとおりである。

種 類 所有者等	浄水器 能力水量	給水タンク 能力水量	給水缶 能力水量	給水車 能力水量	浄水 薬品	連絡先	備考
産業建設課		1,000 ℓ			次亜塩素酸 ナトリウム	風間浦村 役場	
風間浦消防分署				14,600 Q		風間浦 消防分署	

(2) 補給用水源

飲料水の補給用水源として適当な水源は、次のとおりである。

水源名	所在地	管理者	電話番号	水質状況	備考
目滝川	下北郡風間浦村地内	青森県知事	017-722-1111	良好	
大川尻沢	下北郡風間浦村地内	風間浦村長	0175-35-2111	良好	
二タ川沢	下北郡風間浦村地内	風間浦村長	0175-35-2111	良好	

4. 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、 飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するが、必要と認めるときは、知事に対 し資材及び技術者の斡旋を要請する。

(2) 応急措置の重点事項

ア 有害物等の混入防止の広報

イ 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事又は保守点検

5. 応援協力関係

- (1) 村長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県へ応援を要請する。
- (2) 村長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊、他県等へ飲料水の供給の実施又はこれに要する人員及び給水資機材の確保について応援を要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬

主管担当班(本部の班名) 福祉介護班、保健衛生班、 被災地の住民が地震・津波災害により行方不明の状態にあり、周囲の 事情により既に死亡していると推定される場合の捜索、遺体の処理及び 死亡者の応急的な埋火葬を実施する。

1. 実施責任者

消防班

- (1) 災害時における遺体の捜索は、警察官及び海上保安官の協力を得て、村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長)が行う。
- (2) 災害時における遺体の処理は、大間警察署の協力を得て、村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された村長)が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長)が行う。

2. 遺体の捜索

(1) 対 象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、既に死亡していると推定される者 ア 行方不明の状態になってから相当の期間(発生後3日)を経過している場合

イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような 場合

ウ 災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 遺体の捜索の方法

遺体の捜索は、警察官及び消防職団員等により捜索班を編成し実施するが、海上漂流遺体については青森海上保安部に捜索を要請する。

なお、遺体の捜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑 に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡を取る。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の捜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 遺体発見者
- ウ 捜索年月日
- 工 捜索地域
- オ 捜索用資機材の使用状況(借上関係内容を含む。)
- カ費用

3. 遺体の処理

(1) 対 象

遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準じる。

(2) 遺体の処理の方法

ア 遺体の検視等

大間警察署は、医師の協力等を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認を行う。

イ 遺体の検案

医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。

ウ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 村は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

エ 遺体の一時保管

大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、村は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保存が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 死亡年月日
- ウ 死亡原因
- エ 遺体発見場所及び日時
- オ 死亡者及び遺族の住所氏名
- カ 洗浄等の処理状況
- キ 一時受入場所及び受入期間
- ク費用

4. 遺体の埋火葬

(1) 対 象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

- ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難である とき。
- イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
- ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つ ぼ等が入手できないとき。
- エ 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき。

(2) 埋火葬の程度

埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺又は骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨

縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

施設名	電話番号	所在地	備考
自由寺	36-2819	大字下風呂字下風呂 93	
浄土寺	36-2122	大字下風呂字下風呂 128	
東伝寺	35-2467	大字易国間字易国間 31-2	
光月寺	35-2042	大字易国間字易国間 33-1	
大海寺	35-2828	大字蛇浦字蛇浦 44-1	

(4) 火葬及び埋葬予定場所

ア 火葬場

名 称	所在地	管理者	電話番号	1日処理 能力	使用 燃料	備考
大間町斎場	大間町大字大間字内山 48-1	大間町	37-3440	4 体	灯油	

イ 埋葬予定場所

名 称	所在地	備考
蛇浦共同墓地	大字蛇浦字寺ノ上 29-58	
易国間地区墓地	大字易国間字易国間 31-3	
IJ.	大字易国間字小易国間 1-2	
桑畑地区墓地	大字易国間字釜ノ沢山 18-10	
下風呂地区墓地	大字下風呂字湯ノ上 36-3	

(5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 埋火葬年月日
- ウ 死亡者の住所、氏名
- エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- オ 埋火葬品等の支給状況
- カ費用

5. 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6. 応援協力関係

村長は、自ら遺体の捜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の捜索、処理、埋火葬の実施 又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援協定に基 づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ斡旋を依頼する。

7. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 16 節 応急住宅供給

主管担当班(本部の班名)	地震・津波災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確
建設管理班	保することができないか、又は応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設し、又は被害住家を応急修理し、被災者を救済する。

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、村長(災害救助法が適用された 場合は知事及び知事から委任された村長)が行う。

2. 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、 修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型 応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、 被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

3. 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。なお、原則として公有地を選定し、 やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- ア 二次災害の発生のおそれがない場所
- イ 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- エ 被災者の生業の見通しがたつ場所

地区名	所在地	面積	所有者	賃貸契約 内容等	予定地の状況	備考
蛇浦	大字蛇浦字古釜谷平1	2, 494 m²	風間浦村		水道、トイレ	
易国間	大字易国間字古野 18	19, 187 m²	風間浦村		水道、トイレ	
下風呂	大字下風呂字甲平ノ上 18-1	10, 270 m ²	風間浦村		水道、トイレ	

(2) 供 与

ア 対象者

災害により、住宅が全壊(焼)し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ 管理及び処分

a 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与え

るための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅の斡旋を積極的に行う。

b 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、 入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生 活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の 受入れに配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

村は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の既存住宅ストックの積極的な活用を図る。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

4.. 住宅の応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者 の団体等と連携して、応急修理を実施する。

(1) 対象者

災害により、住家が半壊(焼)し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程 度に住家が半壊した者

(2) 応急修理の方法

ア 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。

イ 応急修理は、居室、台所及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

5. 建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、建設管理班(産業建設課)が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な建築資材は、村内の次の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。 関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材の斡旋を要請する。

調達先	所在地	電話番号	備考
(有)杉山製材所	風間浦村大字易国間	35-2261	
(有)横浜製材所	JI .	35-2022	
(有)村口産業	II	35-2147	

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、村内の建築組合等とあらかじめ協議し、 確保する。

(4) 住宅の斡旋等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に 迅速に斡旋できるようあらかじめ体制を整備する。

6. 応援協力関係

村長は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は住宅の応急修理が困難な場合、知事へ応急 仮設住宅の建設若しくは借上げ、住宅の応急修理の実施又はこれに要する人員及び建築資材の確保 について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき他市町村への応 援を要請する。

7. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第17節 障害物除去

主管担当班(本部の班名)	地震・津波災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、
建設管理班	又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため障害物を除去する。

1. 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長)が行う。
- (2) 道路、河川における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者が行う。

2. 障害物の除去

(1) 住家等における障害物の除去

ア 対象者

災害により、住家等が半壊し、又は床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者

イ 障害物除去の方法

- a 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速 やかに行う。
- b 除去作業は、居室、台所、トイレ等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

(2) 道路、河川における障害物の除去

- ア 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。
- イ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道 路管理者又は漁港管理者(ウ及びエにおいて「道路管理者等」という。)に対し、緊急通行車両 の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- ウ 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行 を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転 者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。道路管理者は、立ち 往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所に大規模な滞留に対応するための資機材を、 地域の状況に応じて準備するよう努める。
- エ 国は道路管理者等である県及び村に対し、県は道路管理者等である村に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、 放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。
- オ 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。
- カ 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

3. 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、おおむね次の場所に集積 廃棄又は保管する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所とする。
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

4. 資機材等の調達

村長は、障害物の除去に必要な資機材等を次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借<u>り</u> 上げる。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。 作業要員の確保は、第4章第22節「労務供給」による。

5. 応援協力関係

村長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員 及び資機材等について、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を 県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者及び漁港管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第18節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与

主管担当班(本部の班名)

福祉介護班

地震・津波災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品(以下「生活必需品等」という。)をそう失し、又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給(貸)与するために応急措置を講じる。

1. 実施責任者

生活必需品等の調達及び被災者に対する給(貸)与は、村長(災害救助法が適用された場合又は 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱(以下「法外援護」という。)の適用基準に達した場合 は知事及び知事から委託を受けた村長)が行う。

2. 確 保

- (1) 村は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の生活必需品等を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、町内会等を通じて啓発する。
- (2) 村は、住民の備蓄を保管するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。
- (3) 村は、流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。
- (4) 村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、速やかな物資調達のための準備に努める。

3.調達

(1) 調達担当

調達担当は、福祉介護班(村民生活課)とする。

(2) 調達方法

村内の災害時応援協定締結業者等から調達するが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物 資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無と いった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設 住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情 を考慮する。

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理	電話	施設の	配分	備考
旭权力		責任者	番号	概況	対象区域	加力
蛇浦公民館	大字蛇浦字蛇浦 17-3	風間浦 村長	35-2809	鉄骨2階	蛇浦地区	
旧蛇浦小学校	大字蛇浦字古釜谷平 126]]	35-2111	木造平屋	蛇浦地区	
中央公民館	大字易国間字大川目 28-5]]	35-2210	鉄骨2階	易国間地区	
旧易国間小学校	大字易国間字大川目 21-3	"	_	鉄筋コンク リート2階	易国間地区	
総合福祉センター	大字易国間字大川目 11-2	11	35-3111	鉄筋コンク リート平屋	易国間地区	
風間浦小学校	大字易国間字古野 18-2	"	31-1831	鉄筋コンクリート2階	易国間地区	
風間浦中学校	大字易国間字古野 18-1	"	35-2103	鉄筋コンクリート2階	易国間地区	
桑畑公民館	大字易国間字二タ川 7-1	"	35-2808	木造平屋	桑畑地区	
桑畑温泉 「湯ん湯ん♪」	大字易国間字湯ノ上 1-1	"	32-6045	木造平屋	桑畑地区	
下風呂公民館	大字下風呂字下風呂1	"	36-2001	鉄骨2階	下風呂地区	
旧下風呂小学校	大字下風呂字甲平ノ上 18-1	"	35-2111	鉄筋コンク リート	下風呂地区	
甲集会所	大字下風呂字甲平ノ下 2-3	II	36-2836	木造平屋	甲地区	

4. 給(貸)与

(1) 給(貸) 与担当等

ア 給(貸)与担当は、福祉介護班(村民生活課)とする。

イ 福祉介護班の構成は、次のとおりとする。

管理者:1名 協力員:30名

(2) 対象者

災害により住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等の被害を受け、生活必需品等をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給(貸) 与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

- ア 寝具
- イ 外衣
- ウ肌着
- 工 身廻品
- 才 炊事道具
- 力 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料
- ケ 高齢者、障がい者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物

資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

(4) 配分方法

村は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給(貸)与する。

5. 応援協力関係

村長は、備蓄物資の状況等を踏まえ、自ら生活必需品等の給(貸)与の実施が困難な場合、生活 必需品等の給(貸)与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について、災害時に おける青森県市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊 の災害派遣を含め応援を要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。 なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

第19節 医療、助産及び保健

 主管担当班(本部の班名)	地震・津波災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住
317-30-(1 pp - 02 p)	民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要
保健衛生班	な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

1. 実施責任者

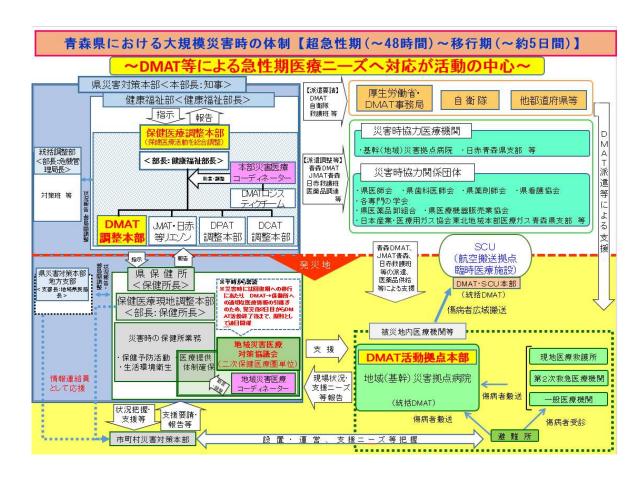
被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て村長(災害救助法が適用された場合、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された村長)が行う。

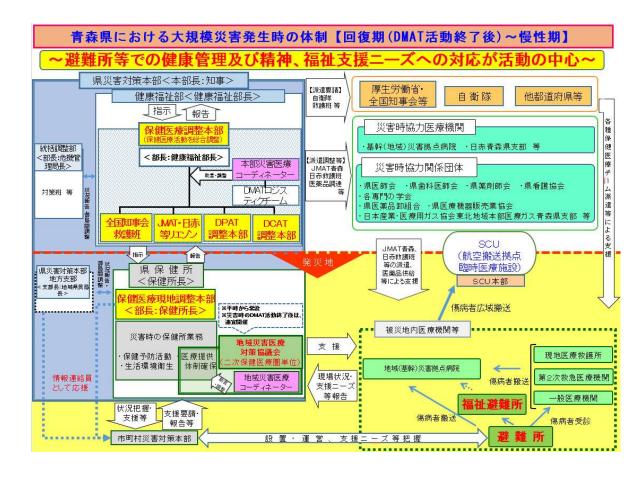
2. 保健医療活動チームの活動

(1) 各フェーズにおける活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所		
超急性期(48 時間まで)~	急性期医療ニーズへの対応	DMAT活動拠点本部		
移行期(約5日間まで)	心性别区然——入入700对心	(災害拠点病院等)		
回復期~慢性期	避難所等で高まる保健、医療及び	避難所		
回復朔 受任朔	福祉分野等の支援ニーズへの対応	福祉避難所		

(2) 体制図





(3) 救護班の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次のとおり編成し実施する。

	TH E	班員					
班 名	班 長 (医師)	看護師 保健師	(助産師)	事務員	計	分担区域	備考
第1班	1	2		1	4	全地区	

(4) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、次のとおり定めておく。

設置予定施設名	所在地	電話番号	受入能力	施設状況	備考
風間浦診療所	大字易国間字大川目 11-2	35-2001	70 人		

(5) 医療、助産及び保健の実施

ア 対象者

a 医療の対象者 災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

- b 助産の対象者 災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- c 保健の対象者

- (a) 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
- (b) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
- (c) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
- (d) 指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

イ範囲

- a 診察
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他治療及び施術
- d 診療所等又は介護老人保健施設等への入院、入所
- e 看護、介護
- f 助産(分べん介助等)
- g 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- h 栄養相談指導

ウ実施方法

a 医療

救護班により医療に当たるが、トリアージタッグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、 重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、診療所に 移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護 老人保健施設等に移送して看護・介護する。

b 助 産上記アに準じる。

c 保 健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、 救護所、診療所に移送する。

(6) 医薬品等の調達及び供給

ア 医薬品等の調達は、保健衛生班(村民生活課)において、村内の関係業者から調達する。 イ 医薬品が不足する場合は、知事又は隣接市町に対し、調達斡旋を要請する。

(7) 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第20節「輸送対策」による。

(8) 医療機関等の状況

村内の医療機関及び助産所の状況は、次のとおりである。

施設名	所 在 地	電話	診療科目	E	医療従事	者	病床	施設の	備考
旭餀石	所在地 	电前	砂原件日	医師	看護師	その他	数	状況	畑石
風間浦診療所	大字易国間字 大川目 11-2	35-2001	内 科 · 外 科 · 小児科	1	4				

3. 応援協力関係

村長は、村内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣(助産を除く。)や、必要に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を含め応援を要請する。

また、村は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、村を応援する県保健医療現地調整本部員等と情報連携し、県は、県保健医療現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療現地調整本部及び県保健医療調整本部にて行う。

4. その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法 施行細則による。

第20節 被災動物対策

主管担当班(本部の班名)

地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策 等について、必要な応急措置を講じる。

保健衛生班

1. 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県(健康福祉部)及び公益社団法人青森県 獣医師会の協力を得て村が行う。

2. 実施内容

(1) 指定避難所における家庭動物の適正飼養

村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講じる。

(2) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、村、県、警察官その他関係機関と連携し、 捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第21節 輸送対策

主管担当班(本部の班名)

地震・津波災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のため に必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために必要 な車両、船舶等を調達し、実施する。

企画調整班、政策推進班

1. 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て村長(災害救助法が適用された場合は 知事又は知事から委任を受けた村長)が行う。

2. 車両及び船舶等の調達

輸送対策担当は、企画調整班(企画政策課)、政策推進班(企画政策課)とする。

村は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うが、不足する場合は次の順序により調達する。

- ア 公共的団体の車両、船舶等
- イ 運送業者等営業用の車両、船舶等
- ウ その他の自家用車両、船舶等

なお、村有車両は、次のとおりである。

所属の名称	保 管 先	車種等	台 数	備考
風間浦村	風間浦村総務課	日野 中型バス	1	定員 41 名
"	JJ	三菱 マイクロバス	1	定員 28 名
IJ	風間浦村教育委員会	いすず中型バス	1	定員 42 名

3. 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- ア 被災者の避難に係る輸送
- イ 医療、助産及び保健に係る輸送
- ウ 被災者の救出に係る輸送
- エ 飲料水供給に係る輸送
- オ 救援物資の輸送
- カ 遺体の捜索に係る輸送

4. 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、救援物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点(広域物資輸送拠点)、村が開設する二次物資拠点(地域内輸送拠点)を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、漁港、ヘリコプター発着場所等緊急輸送を行う上で必要な施設等を輸送拠点として活用可能な施設として把握しておく。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、 あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設できるよう、施設の管理者の連絡先や開設 手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

(1) 車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

(2) 船舶による輸送

車両の輸送に準じる。

なお、船舶の確保は次の順位により確保手続を取る。

- ア 公共団体の船舶
- イ 海上運送業者の船舶
- ウ その他自家用船舶

(3) 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災へリコプター、県ドクターへリにより航空輸送を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- ア 航空機使用の目的及びその状況
- イ 機種及び機数
- ウ 期間及び活動内容
- エ 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

離着陸地点	位置	所在地	面積	周囲の状況	備	考
風間浦村民野球場	北西部	大字易国間字古野 17-1	12, 360 m ²	畑		

(4) 人夫等による輸送

車両及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

5. 緊急通行車両の事前届出制度の活用

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、 緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

所属	保管先	車種等	登録番号	備考
風間浦村	風間浦村消防団本部	指揮広報車	青森 800 さ 8266	
]]	本部分団	広報車	青森 800 す 2117	
]]	IJ	タンク車	青森 800 は 553	
]]	第1分団	ポンプ車	青森 800 さ 3988	
]]	IJ	積載車	青森 800 す 15	
11	第2分団	水槽車	青森 88 や 1101	
11	JJ	ポンプ車	青森 88 さ 9438	
IJ	IJ	積載車	青森 800 す 1641	

所属	保管先	車種等	登録番号	備考
"	第3分団	積載車	青森 800 す 1083	
"	第4分団	積載車	青森 800 す 2227	
"	風間浦村役場	日産アトラス	青森 800 す 3546	
"	JJ	トヨタRAV4	青森 800 す 6784	
" "		トヨタランドクルーザープラド	青森800 す6490	

6. 応援協力関係

村長は、村内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の 応援を要請する。要請は、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づく他の市町村長への応 援又は知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量(重量を含む。)
- イ 輸送を必要とする区間
- エ 輸送の予定日時
- オ その他必要な事項

7. その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第22節 労務供給

主管担当班(本部の班名)

地震・津波災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、 必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確 保する。

総務班、財務保安班

1. 実施責任者

- (1) 村が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長)が行う。
- (2) 村が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、村長が行う。

2. 労務者の雇用

- ア 労務者が行う応急対策の内容
 - a 被災者の避難支援
 - b 医療救護における移送
 - c 被災者の救出(救出する機械等の操作を含む。)
 - d 飲料水の供給(供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。)
 - e 救援物資の整理、輸送及び配分
 - f 遺体の捜索及び処理
- イ 労務者の雇用は、原則としてハローワークむつを通じて行う。
- ウ 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。
 - a 労務者の雇用を要する目的
 - b 作業内容
 - c 所要人員
 - d 雇用を要する期間
 - e 従事する地域
 - f 輸送、宿泊等の方法
- エ 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

名 称	管理者	所在地	施設概況	受入可能人員	備考
中央公民館 風間浦村長		大字易国間字大川目 28-5		70	

3. 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき 従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書		別 用
分	対象になる作業	\$\\1\1\1	似拠伝节	性規	刈 家 但	公用申音	実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業			従事命令				災害救助法施
	(1)災害を受けた		第71条第1項		は薬剤師			行令に定め
	児童及び生徒の		(# 第72条第					る額を補償
	応急の教育に関		2 項)		又は看護師、准看	条、第11条)	支給	
	する事項				護師、診療放射線			

区	エレタファン・マ ルンル・	±4./ →	THE THE VE A	14.VC	1. ← →	ハロヘキ	- 李	費 用
分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	実費弁償	
2	(2) 施応す精のする (3) の関清他関邦の害会関・関連を関係の事が、保るの規地秩す場が、関連の関連を関係のの規・政のの関係のの規・対して、大の事が、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をできる。 (5) 保の事では、大力をできる。 (4) がったが、大力をできる。 (5) 保の事では、大力をできる。 (5) 保の事では、大力をできる。 (6) 発拡める (6) 発拡める (5) 保が、大力をできる。 (5) 保が、大力をできる。 (4) がったが、大力をできる。 (5) 保が、大力をできる。 (5) 保が、大力をできる。 (4) できる。 (5) 保が、大力をできる。 (6) はないっしないる。 (6) はないる。 (6) はないる。 (6) はないる。 (6) はないる。 (6) はないる。 (6)	知事	災害救助法 第7条第1 項	協力命令 従事命令	技師、臨床本会 (3) 生物 (5) 生物 (5) 生物 (5) 生物 (6) 生物 (6) 生物 (6) 生物 (7) 地 (5) 生物 (6) 生物 (7) 地 (7) 地 (8) 地		県施行定細め	
	破災者の救護、救 助その他保護に関 する事項	東北運輸局長知事	第7条第1 _頃 災害救助法 第7条第2項 災害救助法 第8条	協力命令	輸送関係者 1の(6)~(10)に掲 げる者 1と同じ	公用令書を交付 1 と同じ	別に定める額を支給	
	るために必要な応 急措置に関する事 項	警察官 海上保安官 災命部隊等 の自 衛官	災害対策基本法 第65条第1項 災害対策基本法 第65条第2項 災害対策基本法 第65条第3項	従事	村の区域内の住民又 は応急措置の実施す べき環境にある者			村め償(「防係償定」作、従るめ条る 非団るのめ中業水事規る例額 常員損基る、従防者定額でを 勤等害準政消事作にの)定補 消に補を令防者業係定
	消防作業	消防吏員 消防団員	第 5 項	従事	火災の現場付近に ある者			3に同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団員 消防機関の 長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内 に居住する者又は水 防の現場にある者			3に同じ

4. 奉仕団の活用

災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、その他ボランティア団体等の活用を図る。

(1) 奉仕団の編成及び従事作業

ア 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成する。

イ 奉仕団の従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- a 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- b 清掃、防疫
- c 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- d 応急復旧作業現場における軽易な作業
- e 軽易な事務の補助

(2) 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、村長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

(3) 日赤奉仕団、その他ボランティア団体等の現況

村内における日赤奉仕団、その他ボランティア団体等の現況は、次のとおりである。

団 体 名	会員数	所 在 地	連絡方法	備考
風間浦村赤十字奉仕団	54	大字易国間字大川目 11-2	35-3111	

5. 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当

労務配分担当は総務班(総務課)、財務保安班(総務課)とする。

(2) 労務配分方法

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、 期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務グループリーダー、財務保安グルー プリーダーに労務供給の要請を行う。

イ 総務グループリーダー、財務保安グループリーダーは、労務供給の円滑な運営を図るため、 所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分 に努める。

6. 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及び斡旋要求

ア 村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、災害時に おける青森県市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事又は 指定地方行政機関の長に応援を要請する。

イ 村長は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事へ職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 応援協力

村長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

7. その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行 細則による。

第23節 防災ボランティア受入れ・支援対策

主管担当班(本部の班名)

福祉介護班

地震・津波災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な 防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボラン ティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を 確立する。

1. 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受入れや支援等は、村社会福祉協議会等関係機関の協力を得て村長が行う。

2. 防災ボランティアセンターの設置

災害が発生し、村社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター(以下「センター」という。)の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

- ア 村災害対策本部との連絡調整を行う。
- イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口(電話)等 を設置する。
- ウ 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- エ 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- オ 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- カ 防災ボランティア活動用資材や食料等(炊き出しを含む。)の調達を行う。
- キ 防災ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う村、県など関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識 や経験を有する地元ボランティア団体と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な 役割や運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

3. 応援協力関係

- (1) 村は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分等ができる施設の提供に協力する。
- (2) 村は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。
- (3) 村等の関係機関は、自主性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、支援力を向上させる。 また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4. その他

ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の人件費、 旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意する。

第24節 防 疫

主管担当班(本部の班名)	地震・津波災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する 抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及
保健衛生班	び予防接種等を実施する。

1. 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、村長が行う。

2. 災害防疫実施要綱

(1) 防疫班の編成

保健衛生班(村民生活課)は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり村職員、 奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

	班 名	人員	業務内容	備考
Ī	防疫班	1 班 当	感染症予防のた	・班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。
	$1 \sim 3$ 班	たり	めの防疫措置	・1~3班の班員数及び防疫資材については、次表のとお
		3名		ŋ

区分	構	成	資器材名	備考				
区 分	班長	班員	貝鉛的石	備考				
1 班	1名	2名		・受入れに当たっては、特別班を編成する。				
2 班	1名	2名		・各班は、状況に応じては共同作業を実施し、又は下北地				
3 班	1名	2名		域県民局地域健康福祉部保健総室の指示に従う。				

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 消毒方法

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下この節において「法」という。)第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」(以下この節において「規則」という。)第14条に定めるところに従って行う。

- イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。
- ウ 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配布し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第 28 条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、 規則第 15 条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第 29 条の規定に基づき必要な措置を講じることとし、実施に当たっては規則第 16 条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

- ア 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の 用に供される水の供給を行う。
- イ 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。
- ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水 の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

- ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに下北地域県民局 地域健康福祉部保健総室へ連絡する。
- イ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。
- ウ 感染症指定医療機関は次のとおりとする。

感染症指定医療機関	所在地	電 話	病床数	備考
むつ総合病院	むつ市小川町一丁目 2-8	22-2111	4	

(8) 指定避難所の防疫指導等

避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を受け入れるため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報 告

ア 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに下北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに下北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事 に報告する。

ウ 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに下北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事 に報告する。

エ 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに下北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事 に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

- ア 被害状況報告書
- イ 防疫活動状況の報告

- ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- エ 消毒方法に関する書類
- オ ねずみ族、昆虫駆除等に関する書類
- カ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- キ 患者台帳
- ク 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定める とともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は村内の業者とするが、調達不能の場合は、知事に斡旋を要請する。

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、本計画によるほか、災害防疫の実施について(昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知)の「災害防疫実施要綱」による。

3. 応援協力関係

- (1) 村長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 村長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材 の確保について、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に 要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第25節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

主管担当班(本部の班名)

地震・津波災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、 し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行う。

保健衛生班

1. 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、村長が行う。

2. 応急清掃

(1) ごみの処理

ア ごみの収集及び運搬

村で作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難 所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業 者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

イ ごみの処分

- a 可燃性のごみは、下北地域広域行政事務組合のごみ処理施設において焼却処分する。
- b 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他適当な場所に分別した上で仮置きし、県及び他の市町村等と協議の上、委託して処分する。

(2) し尿の処理

ア し尿の収集・運搬

- a し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急 を要する地域を優先的に実施する。
- b し尿の収集は、各戸のトイレが使用可能になるよう配慮し、必要に応じて $2\sim3$ 割程度の 汲み取りを実施する。

イ し尿の処分

収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なと きは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

(3) 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、村、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、次の災害廃棄物処理班を編成し実施する。

ア ごみ処理班

			機	械器具等		地域		
班名	責任者	班員	ごみ収集 運搬車	トラック	その他	分担	処理場	備考
ごみ処理班	村民生活課長	許可業者	2台	1台				

イ し尿処理班

班名	責任者	班員	模	&械器具等		地域	処理場	備考
四 五	貝仕有	<u>班</u> 貝	運搬車	汲取り車	その他	分担	处生物	1/11/15
し尿班	村民生活課長	許可業者		2台				

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておく。

施設名	住 所	処理能力	処理方法	電話番号
下北地域広域行政	むつ市大字奥内	86 t /24 h (43 t	ストーカ方式	0175-33-8851
事務組合	字今泉 75	/24 h × 2 炉)		
クリーンセンター				
しもきた				
下北地域広域行政	むつ市大字奥内	220k1/日	膜分離高負荷脱窒素処	
事務組合	字今泉 68	し尿:94 kl/日	理方式+高度処理	
むつ衛生センター		浄化槽汚泥:126	汚泥助燃剤化方式	
		k1/日		

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体(家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。))の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適切に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、下北地域県民局地域健康福祉部(保健総室)に相談した上で適切な方法で搬送する。

(6) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア団体等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体態勢を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

3. 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、村所有のもののほか、村内関係業者所有のものを借り上げる。 村及び業者所有の収集運搬資機材は次のとおりである。

(1) ご み

		連絡先	1	幾一械 岩	景 具 等	Ę	
名称	所在地	電話番号	ごみ収集 運搬車	トラック	作業用品	その他	備考
(有)風間浦清掃	大字易国間字小倉畑 17-299	35-2126	2台	1台			

(2) し 尿

	所在地	連絡先	1	幾一械 岩	景 具 等	Ę	備考
名	///11276	電話番号	運搬車	汲取り車	作業用品	その他	C. HI
(有)風間浦清掃	大字易国間字小倉畑 17-299	35-2126		2台			

4. 応援協力関係

村長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び 資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を 県に要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

5. 環境汚染防止

村長は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

第 26 節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

主管担当班(本部の班名)

建設管理班

被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止する。また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより宅地の二次災害を軽減・防止する。

1. 実施責任者

余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判 定は、県等関係機関の協力を得て、村長が行う。

2. 応急危険度判定

村長は、建築物及び宅地の被災状況を現地調査の上、危険度を判定し、判定結果を表示することにより、建築物及び宅地の所有者等に注意を喚起する。

3. 応急危険度判定体制の確立

村長は、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定のため、県が行う震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録に協力する。

4. 被災者への説明

村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、村の活動の支援に努める。

5. 応援協力関係

村長は、自ら又は村内の震災建築物応急危険度判定士によっても建築物の応急危険度判定の実施が困難な場合及び被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第27節 金融機関対策

主管担当班(本部の班名)

地震・津波災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したとき は、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を 確保するため、必要な応急措置を講じる。

財務保安班、福祉介護班

1. 実施責任者

村長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力する。

2. 応援協力関係

村長は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

第28節 文教対策

主管担当班(本部の班名)	地震・津波災害が発生した場合において、児童生徒等の生命、身体の 安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置
教育班	女主を確保することもに、心心の教育を美心するために必要な心心相直 を講じる。

1. 実施責任者

- (1) 村立学校等の応急の教育対策は、村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長)及び村教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長が行う。

2. 実施内容

- (1) 津波警報等及び地震・津波に関する警報・情報等の把握並びに避難の指示
 - ア 校長は、地震・津波災害が発生した場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ、 テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努め、各学校等であらかじめ定めた計画 により避難の指示を与える。
 - イ 特別支援学級が設置されている学校の校長は、児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の 不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障がい児の 避難は、教職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

村教育委員会等の管理者は、県教育委員会及び県(総務学事課)との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

- ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- イ 校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を 行う。(分散授業又は二部授業を含む。以下工及びオの授業についても同様とする。)
- ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時 休校とし、自宅学習の指導をする。
- エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、村内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。
- オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、村内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、各学校ごとの代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。

学校名	児童生徒数	予定施設及び場所	収容能力	備考
風間浦小学校	47	総合福祉センターげんきかん	150	
風間浦中学校	27	中央公民館	130	

カ 校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度 に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

4. 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障をきたすおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置を講じる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置を講じる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に 努める。

村立学校等では、村教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに村教育委員会に報告する。

5. 学用品の調達及び給与

村長は、児童生徒が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により 学用品を調達し、給与する。

(1) 給与対象者

災害により住家が全壊(焼)、半壊(焼)、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、 又は損傷し、就学に支障をきたした小学校児童(義務教育学校の前期課程の児童を含む。)及び中 学校生徒(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。)

(2) 学用品の種類等

- ア 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの
- イ 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要 と認めるもの

(3) 学用品の調達

村教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、村内の業者等から調達する。なお、村教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対し斡旋を依頼し、確保する。

(4) 給与の方法

- ア 村教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配布する。
- イ 校長は、配布計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配布する。

6. 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。 特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任 など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相 談等を行う。

7. 学校給食対策

- ア 校長及び村教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備 等について、村と協議し、速やかに復旧措置を講じる。
- イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。

8. 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

9. 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることにかんがみ、次のような応急対策を実施する。

- ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文 化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を村教育委員会を経由して 県教育委員会に報告する。
- イ 村教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。
- ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員 会及び村教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

10. 教育施設の現況

(1) 学校施設の状況

[令和5年4月1日現在]

学校名	所在地	教室数	応 急 教	教員数		学年別	屋内体育施設	応急の教 育時受入	備
100				男	女	児童生徒数	面積	可能人員 数	考
風間浦小学校	大字易国間字 古野 18-2	7	9	6	8	(1) 3 (4) 8 (2) 12 (5) 8 (3) 6 (6) 10 (合計)47	930	465	
風間浦中学校	大字易国間字 古野 18-1	3	12	6	6	(1)11 (2) 8 (3) 8 (合計)27	1, 221	610	

(2) 学校以外の教育施設の状況

	施設名	所 在 地	施設概況	応急教育時 受入可能数	備考
総合	福祉センター	大字易国間字大川目 11-2	鉄筋コンクリート平屋建	150	
中央	公民館	大字易国間字大川目 28-5	鉄骨2階建	130	

11. 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

村教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他 の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

村長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施について、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

12. その他

災害救助法が適用された場合の学用品の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第29節 警備対策

主管担当班(本部の班名)

地震・津波災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を 防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備 対策を行う。

総務班、財務保安班

1. 実施責任者

災害時における警備対策は、大間警察署長が、村、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て 行う。

2. 災害時における措置等

災害時、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- ア 災害関連情報の収集及び伝達
- イ 被災者の救出救助及び避難誘導
- ウ 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- エ 被災地における交通規制
- オ 被災地における社会秩序の維持
 - a 大間警察署は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。
 - b 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に 関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
 - c 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政 機関、被災地、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除 活動の徹底に努める。
- カ 被災地における広報活動

3. 応援協力関係

村及び自主防犯組織は、県警察の実施する警備活動に協力する。

第30節 交通対策

主管担当班(本部の班名)

地震・津波災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防 止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行う。

総務班、財務保安班、 建設管理班

1. 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、大間警察署長と道路管理者等が連携して実施する。
- (3) 海上における交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、青森海上保安部長等が漁港管理者等と連携して実施する。

2. 陸上交通に係る実施内容

- (1) 道路等の被害状況等の把握
 - ア 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険 箇所を早急に調査把握する。
 - イ 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管する ものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの 管理者に通報する。

(2) 道路の応急措置

- ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
- イ 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当 な場所を一時的に代替道路として開設する。
- ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域 で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急 復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。
- エ 道路管理者は、道路占有工作物(電力、上下水道、電話)等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命じる。

(3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、通行の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。 また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(4) 交通規制の周辺徹底

通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

(5) 応援協力関係

村は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援協定に基づき他市町村への応援を県に要請する。

3. 海上交通に係る実施内容

(1) 漁港施設等の保全

漁港管理者は、漁港施設について早急に被災状況を確認し、農林水産省に対して被災状況を報告する。農林水産省及び漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう、 航路啓開を行うとともに、防波堤・岸壁・物揚場等の工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・物 揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を必要に応じ実施する。

(2) 応援協力関係

村長は、自ら漁港施設等の応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

第31節 電力・ガス・簡易水道・電気通信施設対策

主管担当班(本部の班名)

建設管理班

地震・津波災害が発生した場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・簡易水道・電気通信施設の各施設 (以下「各施設」という。)を防護し、その機能を維持するため、応急措置(応急復旧措置を含む。)を講じる。

1. 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 村長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者(事業所)に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2. 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置(東北電力ネットワーク㈱むつ電力センター)

ア 体制確立

災害により電力施設に被害が発生するおそれがあるときには、事業所が定める「非常災害対策実施マニュアル」に基づいて災害対策本部を設置する。

イ 要員及び資機材等の確保

災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートの選定、車両の確保に努める。

ウ安全広報

災害の状況に応じ地域住民に対し、広報車及び無線放送により安全広報を行う。

- エ その他必要と認める事項
- (2) ガス施設応急措置(協同組合下北エルピーガス保安センター)
 - ア 体制確立

災害により施設が被害を受けた場合は、村内の指定業者に協力を要請する。

イ 要員及び資機材等の確保

要請を受けた指定業者は災害状況に応じて、必要な要員の確保を図る。

ウ安全広報

災害の状況に応じ地域住民に対し、広報車及び無線放送により安全広報を行う。

エ その他必要と認める事項

(3) 簡水道施設応急措置

ア 体制確立

災害により施設が被害を受けた場合は、村内の指定給水装置工事事業者に協力を要請する。

イ 要員及び資機材等の確保

要請を受けた指定業者は災害状況に応じて、必要な要員の確保を図る。

ウ 安全広報

災害の状況に応じ地域住民に対し、広報車及び無線放送により安全広報を行う。

エ 応援協力関係

簡易水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

また、村長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県(健康福祉部長)へ応援を要請する。

オ その他必要と認める事項

(4) 電気通信設備応急措置(東日本電信電話㈱青森支店災害対策室、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、㈱NTTドコモ東北、KDDI㈱、ソフトバンク㈱)

ア 体制確立

- a 災害により電気通信設備に被害を受け、又はそのおそれがあるときは、その規模、状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置する。
- b 設備の被害状況は、機械、線路調査により、把握するとともに、関係機関から道路状況及 び災害情報を収集する。
- c 設備の被害状況及び復旧状況は、村災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報する。

イ 要員及び資機材等の確保

- a 災害対策用機器、資材物品の点検及び出動準備
- b 異常輻輳に対する措置の検討
- c 予備電源設備、移動電源車の稼動準備
- d 出動要員の確保(呼出し等を含む。)
- e 食糧、飲料水、燃料等の確保
- f 可搬無線機により災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置

ウ 安全広報

広報車及び防災無線等により地域住民へその状況等について広報を行う。

エ 応急復旧

災害により電気通信設備に被害を受けたときには、東日本電信電話(株)青森支店において定める災害等対策実施規則に基づき、直ちに応急復旧に当たるほか、災害の規模及び状況に応じて、通信を確保するため次の措置を行う。

- a 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置 広範囲な通信途絶等が発生したときは、支店等の窓口に災害時用公衆電話(特設公衆電話) を設置し、緊急通信及び被災者の通信を確保する。
- b 移動無線機による応急通信の確保 青森支店と各自動電話交換所間の通信途絶等が発生したときは、移動無線機等を設置して 応急通信回線を作成する。

オ 非常通信、緊急通話の確保

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、一般加入電話の利用を段階的に制限し、重要加入電話及び街頭公衆電話の通信を確保するが、異常輻輳状態が解消しないときは、それらに対しても段階的に利用を制限する。

カ その他必要と認める事項

第32節 石油燃料供給対策

主管担当班(本部の班名)	地震・津波災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、
	住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速
産業振興班	な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必
127(100)	要な応急措置を講じる。

1. 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等 については、村長が県石油商業組合下北支部と連携して行う。

2. 実施内容

(1) 供給体制の整備

国・県・村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給 体制の整備を図る。

(2) 関係機関相互の連携による石油燃料の供給

村長は、本計画に基づき石油燃料を調達するが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合下北支部と調整しても調達できない場合は、知事(商工政策課)に応援を要請する。

3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第33節 危険物施設等災害応急対策

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班、 消防班 地震・津波災害が発生した場合において、危険物施設、高圧ガス施設の被害(放射性物質の大量の放出による被害を除く。)の拡大を防止し、又は最小限に止めるとともに、二次災害の発生を防止するため、次のとおり応急対策を講じる。また、施設の関係者及び周辺住民に対する危険防止を図るため、必要な措置を行う。

1. 実施責任者

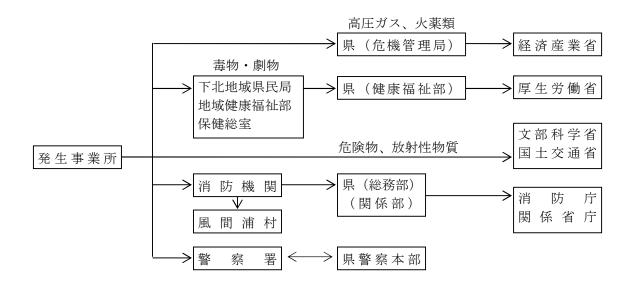
- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、村長、下北広域消防本部消防長及び知事が行う。
- (2) 危険物、高圧ガス施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

2. 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合の情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁及び 関係機関に対しても報告する。(『火災・災害等即報要領』)

- ア 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- イ 負傷者が5名以上発生したもの
- ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、 500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- エ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの
 - a 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - b 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等
- オ 街区等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近の住民の避難、道路の全面通行禁 止等の措置を要するもの
- カ 街区等において発生したタンクローリーの火災



3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

- (1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置
 - ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは 注水冷却するなどの安全措置を講じる。
 - イ 大畑消防署風間浦消防分署及び大間警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認める ときは、付近の住民に避難するよう警告する。
 - ウ 自衛消防隊その他の要員により初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係 企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
 - エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(2) 村長の措置

- ア 知事へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準 に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命じる。また、公共の安全の維持、又は災害 の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はそ の使用を制限する。
- ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、 又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制 限、退去等を命令する。
- エ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、 必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出

被害防止について、十分留意して行う。

- オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村(消防機関) に対して応援を要請する。
- カ さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するととも に、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 大間警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置を講じるよう命じ、又は自らその措置を講じる。また、村(消防機関)職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合はその旨村(消防機関)へ通知する。

第34節 海上排出油等及び海上火災応急対策

主管担当班(本部の班名) 総務班、財務保安班、 地震・津波災害に起因して、沿岸海域において油等の漏洩、排出、漂着、火災等の災害時、排出油等の防除、災害拡大防止のため、応急措置を講じる。

1. 実施責任者

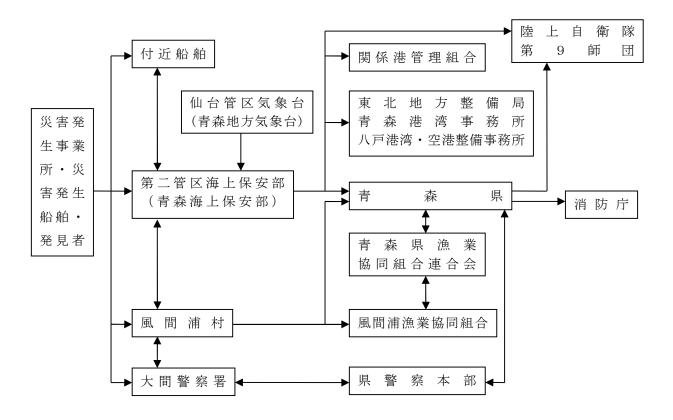
消防班

排出油防除、災害拡大防止の措置等に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は、村長が 行う。

2. 情報の収集・伝達

沿岸海域において油等の漏洩、排出、漂着、火災等の災害時、情報の収集・伝達は次のとおりと し、災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、大型タンカー火災、漁港内のタンカー火災(火災が発生するおそれのあるものを含む。) については、第一報を県に対してだけでなく消防庁及び関係機関に対しても報告する。(『火災・災 害等即報要領』)



3. 活動体制の確立

県と協力して、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の 設置等必要な体制をとる。

4. 搜索活動

第二管区海上保安本部(青森海上保安部)、県及び大間警察署は、関係機関と緊密に協力の上、 船舶及び航空機等多様な手段を活用して捜索活動を実施する。

5. 救助・救急活動

(1) 災害発生事業所の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 村長の措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(3) 防災関係機関の措置

- ア 第二管区海上保安本部(青森海上保安部)は、被災者の救助・救急活動を行う。
- イ 県及び大間警察署は、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

6. 医療活動

医療活動については第4章第19節「医療、助産及び保健」により実施する。

7. 油等の大量排出に対する応急対策活動

沿岸海域において、油等が大量に排出・漂着等した場合や海上火災があった場合の応急対策は次により実施する。

(1) 災害発生事業所(船舶の所有者、管理者、占有者等を含む。)の措置

- ア 所轄消防機関、第二管区海上保安本部 (青森海上保安部)、又は村等関係機関に災害発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意を喚起する。また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。
- イ 自衛消防隊、その他の要員により次の流出油等の防除活動及び消火活動を実施するとともに、 必要に応じ他の関係企業に応援協力を求める。
 - a 大量油の排出があった場合
 - (a) オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡がりを防止するための措置を講じる。
 - (b) 損傷箇所を修理するとともに、さらなる残油の排出を防止するための措置を講じる。
 - (c) 損壊タンク内の残油を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。
 - (d) 排出した油の回収作業を行う。
 - (e) 排出した油の海岸漂着を防止できない場合は、油が漂着した海岸で回収作業を行う。
 - (f) 油処理剤を散布し、排出油の処理を行う。

(なお、油処理剤の使用については、十分留意する。)

- b 危険物の流出があった場合
 - (a) 損傷箇所の修理を行う。
 - (b) 損壊タンク内の危険物を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。
 - (c) 薬剤等により、排出した危険物の処理を行う。
 - (d) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。

- (e) 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。
- (f) 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- (g) 消火準備を行う。
- c 海上火災が発生した場合
- (a) 放水、消火剤の散布を行う。
- (b) 付近にある可燃物を除去する。
- (c) 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
- (d) 火点の制御を実施する。
- (e) 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。
- (f) 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- ウ 第二管区海上保安本部 (青森海上保安部) 又は消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告するとともに、その指示に従い、積極的に消火活動及び排出油等防除活動に協力する。
- エ 災害発生事業所のみによる油等の排出の防止、除去及び消火活動が困難な場合は、海上災害 防止センターに業務を委託する。

(2) 村長の措置

- ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、 退去等を命じる。
- イ 回収油等の仮置場所を確保するとともに、海上排出油及び沿岸漂着油等の防除活動を行う。 また、地元海面の浮流油を巡視、警戒し、環境モニタリング等必要な措置を講じる。
- ウ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。
- エ 消防計画等により消防隊を出動させ、第二管区海上保安本部(青森海上保安部)と連携し、 漁港関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止活動及び消火活動を実施する。消火活動を 実施するに当たっては、陸上への波及防止について十分留意して行う。
- オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

(3) 防災関係機関の措置

- ア 第二管区海上保安本部 (青森海上保安部) の措置
 - a 災害応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。
 - b 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。
 - c 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うと ともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講じる。
 - d 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
 - e 船体並びに排出油等の非常処分を行う。
 - f 巡視船艇を出動させ、関係市町村(消防機関)と連携し、漁港関係団体等の協力を得て排 出油等の拡散防止、除去活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、 陸上への波及防止について十分留意して行う。なお、業務協定により、①埠頭又は岸壁に繋

留された船舶及び上架又は入渠中の船舶、②河川湖沼における船舶の消火活動は、主として 消防機関が担任し、①及び②以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それ ぞれ相互に協力して消火活動を行う。

- g 航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置等 を講じていない場合は、措置を講じるよう命じる。
- h 油等が大量に流出した場合であって、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う など被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。
- i 緊急に防除のための措置を講じる必要がある場合において、原因者が防除措置を講じていないと認められるとき、又は防除措置を講じるいとまのないときは、海上災害防止センターに指示する。
- j 大量の油等の流出や多数の者の避難を伴う船舶の火災等漁港の機能を停止させるような 大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合又は必要があると認めるとき は、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。 また、化学消火薬剤等必要資機材の確保が困難である場合は、県へその確保につき応援協力 を求める。
- k 大量の油等の排出事故が発生した場合、必要に応じ、関係行政機関の長等に対し、海上汚染を防止するため必要な措置を講じることを要請する。
- イ 国土交通省東北地方整備局の措置

油排出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行う。

ウ 仙台管区気象台(青森地方気象台)の措置 気象・海象に関する情報を提供する。

エ 大間警察署の措置

海上事故により油等が大量に排出した場合、関係機関と緊密に連携して地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、海上排出油等の防除活動を行う。

オ 県の措置

- a 沿岸に漂着した海上排出油等に対処するため、関係機関と協力の上、油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じる。
- b 第二管区海上保安本部(青森海上保安部)又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材 の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力するとともに、その他陸上火災 に準じて必要な措置を講じる。

カ 漁港管理者の措置

漁港管理者は、漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講じるとともに、漁港機能に支障をきたす おそれがある場合、又は第二管区海上保安本部(青森海上保安部)若しくは関係市町村から協 力を求められた場合は、曳き船等により、積極的に災害応急活動等に協力する。

キ 青森県沿岸排出油等防除協議会の措置

青森県沿岸排出油等防除協議会会長又は地区部会長は、大量の油が排出され、沿岸に漂着するなどした場合には、必要に応じ総合調整本部を設置し、協議会会員に対し、情報の共有や既に実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、迅速かつ的確な防除活動が実施できるよう調整する。

協議会会員は、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ防除活動を実施する。

8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第21節「輸送対策」及び同章 第30節「交通対策」により実施する。

9. 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

10. 応援協力関係

- (1) 村自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及 び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧

主管担当班(本部の班名)

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧 手続体制を確立の上、災害復旧事業計画を作成し、実施する。

総務班、財務保安班

1. 災害復旧手続体制の確立

- (1) 村長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議の上、迅速、適切な災害復旧対応をする。
 - ア 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の 適否を確認すること。
 - イ 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯がわかるように事務処理を行っておくこと。
 - ウ 査定を受けるための体制を確立しておくこと。
- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に対応できる体制を整備しておく。

2. 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に 止めるべく応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成す るとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を 実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

- ア 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望 する。
- イ 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- ウ 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、そ の指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

- エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。
- オ 査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再 調査の上、村単独災として実施する。
- カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材 の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検 討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施 を働きかける。

- ア 公共土木施設災害復旧
 - a 河川災害復旧事業
 - b 海岸災害復旧事業
 - c 砂防設備災害復旧事業
 - d 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - e 地すべり防止施設災害復旧事業
 - f 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - g 道路災害復旧事業
 - h 漁港災害復旧事業
 - i 下水道災害復旧事業
 - j 公園災害復旧事業
- イ 農林水産施設災害復旧
- ウ 文教施設等災害復旧
- 工 厚生施設等災害復旧
- オ その他の公共的施設災害復旧

3. 災害復旧資金の確保

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を 県又は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

- ア 災害復旧経費の資金需要額を把握する。
- イ 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
- ウ 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- エ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

- ア 必要資金の調査及び指導
 - 関係機関と緊密に連携の上、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置を講じる。
- イ 金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便 宜を考慮した適時適切な措置を講じるよう指導を行う。

ウ 災害つなぎ資金の融通

県、村に対し、災害つなぎ資金(財政融資資金地方短期資金)の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

4. 計画的な復興

大地震等により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて復興計画を作成し、復興事業を遂行する。

(1) 復興計画の作成等

- ア 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画 を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
- イ 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施 体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求 める。
- ウ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地 の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十 分に配慮する。

(2) 復興の理念、方法等

- ア 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのもの という理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
- イ 街区等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な街区の形成を推進する。
- ウ 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施 施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

第2節 民生安定のための金融対策

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班、 産業振興班、国保班 災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかける。

1. 農林水産業復旧資金の活用

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)に基づく天災資金や㈱日本政策金融公庫の農林漁業施設資金(災害復旧)等の円滑な融資について指導する。

2. 中小企業向け復興資金の活用

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班、福祉介護班、産業振興班、 建設管理班、課税徴収班、 出納班 災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じる。

村は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や 避難者の情報管理に係る手続きのほか、被災者台帳の作成や罹災証明書 の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行 われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努める。

1. 被災者に対する職業の斡旋

災害による勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により職業を失した者に対し、次のとおり必要な就職の斡旋を行い、被災者の生活の確保を図る。

(1) 職業斡旋の対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に 伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

むつ公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、むつ公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要 に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業の斡旋

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

2. 租税の徴収猶予、減免

村、国及び県は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、 災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の 延長、徴収猶予及び減免の措置を実施する。

3. 郵便業務に係る災害特別事務取扱い

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便業書等の無償交付及び被災者が差し出 す郵便物の料金免除措置を講じる。

4. 生業資金の確保

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関:青森県社会福祉協議会

申込先:村社会福祉協議会

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関:県

申込先:村民生活課、下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関:村

申込先:村民生活課

5. 生活再建の支援

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、 国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

6. 義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

住民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを 把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受入れ、配分

住民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受入れし、それぞれの配分委員会の決定に基づき、村が被災者に配分する。また、村で受け入れた義援金は適切に保管し、村配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

7. 住宅災害の復旧対策等

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害 復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(1) 災害復興住宅資金

県及び産業建設課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入手続の指導、 融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進 を図る。

(2) 災害特別貸付金

産業建設課は、被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を 住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者 に対して借入れの指導を行う。

(3) 住宅相談窓口の設置

住宅金融支援機構は、県と協議の上、必要と認められる場合、村に住宅相談窓口を設置し、相談を受け付ける。

8. 生活必需品、復旧用資機材の確保

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害 復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに 物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

9. 農業災害補償

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく農業共済について、補償業務の近代化、かつ適正化を図る。

10. 漁業災害補償

漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)に 基づく漁業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。

11. 罹災証明の交付体制の確立

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。 県は、村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害 の調査の迅速化を図る。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

12. 被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する村からの要請に 応じて、被災者に関する情報を提供する。

13. 被災者の住宅確保の支援

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空き家等への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を 待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

14. 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公共性の高い保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の1つであることから、その制度の普及促進に努める。

15. 援助、助成措置の広報等

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

第6章 日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

第1節 総 則

1. 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成 16 年 4 月 2 日法律第 27 号。以下「特別措置法」という。)第 5 条第 2 項の規定に基づき、 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地 震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千 島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当 該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 推進地域

特別措置法第3条に基づき指定された青森県の推進地域は次表のとおりである。

【令和4年10月3日内閣府告示第99号】

青森市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、東津軽郡、 西津軽郡、 北津軽郡中泊町、上北郡、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町及び同郡階上町の区域

3. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 (以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第5節「村及 び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

主管担当班(本部の班名)

各施設等の整備については、次の施設ごとに掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努める。

総務班、財務保安班

なお、施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

1. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

(1) 建築物の耐震化の推進

住宅やオフィス等の耐震化を進めるために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るほか、緊急輸送道路沿いの住宅・建築物に対する補助制度や税制優遇措置の活用促進により、住宅・建築物の耐震診断、耐震補強を促進する。

(2) 耐震化を進めるための環境整備

住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

また、街区の住宅や、多数の人が利用する建築物に対する耐震改修の指示等、耐震化促進のための制度の確実な運用を進める。

(3) 公共施設等の耐震化

村及び関係事業者は、庁舎、学校、診療所、公民館等様々な応急対策活動や指定避難所となり 得る公共施設等の耐震化について数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

(4) 建築物の不燃化

地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化を促進する。

(5) 公共施設等の耐浪化

村及び関係事業者は、地震発生時に重要な役割を担う行政関連施設、学校、要配慮者に関わる 社会福祉施設や医療施設等の施設の耐浪化を推進する。

2. 土砂災害防止施設

別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定めるよう努める。

3. 津波防護施設

別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定めるよう努める。

4. 避難場所、避難経路の整備

想定された津波到達時間や浸水域に基づいた指定緊急避難場所の計画的整備、耐震性・耐浪性や 浸水深を考慮した上で、建築物を指定緊急避難場所に指定するいわゆる津波避難施設の活用、平地 が広範な沿岸部における人工高台の整備等により、各地域における指定緊急避難場所を早急に確保する。

また、指定緊急避難場所、避難経路の確保に当たっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。 その際、土砂災害危険箇所の防災対策との連携に配慮した避難経路整備を図る。

なお、積雪寒冷地であることを踏まえ、屋内空間を備えた避難場所を必要に応じて整備するとと もに、積雪等に配慮した避難経路の整備を行い、冬期においては、避難経路の積雪や凍結によって 避難が困難となることが予想されるため、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策等を強化する。

5. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定めるよう努める。

6. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港

別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定めるよう努める。

7. 通信施設の整備

村その他防災関係機関は第3節の2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策 を実施するために必要な通信施設を第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」3に準じて整備 する。 主管担当班(本部の班名)

第6章 日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関 第3節 する事項

全 班

津波による被害の想定を踏まえ、堤防や防波堤等の津波防護機能を有 する施設の早急な整備・点検を行い、整備が不足している地域や、老朽 化が進み耐震性・耐浪性の観点から補強・更新が必要な施設においては、 津波防護機能を有する施設の新設や既存施設の耐震化、かさ上げ、更新、 海岸防災林の整備等を計画的に実施する。

また、閉門作業の自動化や遠隔操作が可能な水門等の整備を進めると ともに、冬期の積雪等の影響下においても確実に作動する水門等の整備 に努める。

1. 津波からの防護のための施設の整備等

(1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、工事中の場合は工事の中断等 の措置を講じる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検 その他所要の被災防止措置を講じておく。

- (2) 河川、海岸及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - ア 防潮堤、堤防等の点検方針・計画
 - イ 防潮堤、堤防等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ウ 漂流物による二次災害の防止のための方針・計画

2. 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

(1) 村内部及び関係機関相互間の伝達体制

第2章第2節「配備態勢」及び第2章第3節「風間浦村災害対策本部」に準じる。

(2) 防災関係機関、地域住民等及び船舶に対する伝達体制

第4章第1節「津波警報等・地震情報等の発表及び伝達」に準じるものとし、光ネットワーク 等を活用した映像等による災害情報の伝達・収集システムの構築、バイクの活用、ヘリコプター 衛星通信等の実用化を検討し、可能なものから実施し、迅速かつ的確な津波警報等の提供に努め る。

また、沿岸地域の孤立への対応のため、発災時における地域内の集落の把握に努め、津波によ り孤立する可能性がある集落等において、衛星携帯電話、村防災行政無線、地域防災無線、簡易 無線機等被災時に外部との通信確保に向けた備えの強化を図るほか、これらの設備が停電により 使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常用電源の確保に努める。

(3) 迅速かつ的確な津波警報等の提供

ア 提供された津波警報等を居住者等及び一時滞在者等、全員にもれなく伝達するため、村防災 行政無線(同報系及び移動系)の整備・拡充及びデジタル化の促進・高度化、全国瞬時警報シ ステム (J-ALERT) 等の確実な伝達を図る。

イ 生活の中での様々な場面で津波警報等が得られるように、テレビ、ラジオ(コミュニティF)

M放送を含む。)、インターネット、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、FAX、ワンセグ等の多様な情報提供環境の整備を進める。

- ウ 携帯電話、路側放送、道路情報板等により、走行中の車両や運航中の列車、船舶等へも津波 警報等を迅速に提供する仕組みの導入を図る。
- エ 外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも津波警報等が的確に伝わるように、多言語での 音声放送や文字放送等の情報提供方法の充実を図る。
- オ 対応マニュアルの整備、訓練の実施等により対応能力の向上を図る。

(4) 沿岸地域の孤立への対応

発災時における地域内の集落の把握に努め、津波により孤立する可能性がある集落等において、衛星携帯電話、村防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等被災時に外部との通信確保に向けた備えの強化を図るほか、これらの設備が停電により使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常用電源の確保に努める。

(5) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制

第4章第2節「情報収集及び被害等報告」に準じる。

(6) 防災行政無線の整備等

第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」3に準じる。

3. 地域住民等の避難行動等

- (1) 村は、各地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。
 - ア 地区の範囲
 - イ 想定される危険の範囲
 - ウ 指定避難所(屋内、屋外の種別)
 - エ 指定避難所に至る経路
 - オ 避難指示等の伝達方法
 - カ 指定避難所にある設備、物資等及び指定避難所において行われる救護の措置等
 - キ その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等)
- (2) 村は、指定避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

また、冬期の避難生活環境の確保のために、暖房器具等の適切な配備に努める。

- (3) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置を講じる。
- (4) 支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。
 - ア 村は、あらかじめ自主防災組織等単位に、要配慮者の避難に当たり、支援を要する者の人数 及び支援者の有無等の把握に努める。
 - イ 津波の発生のおそれにより、村長より避難指示等が行われたときは、上記アに掲げる者の指 定避難所までの支援及び移送は、原則として本人の親族又は居住地域を担当する消防団・自主

防災組織等の指定する者が担当するものとし、村は自主防災組織等を通じて支援又は移送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

- ウ 地震が発生した場合、村は上記アに掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、 いて、 避難者等に対し必要な救護を行う。
- (5) 村は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、観光客等に対する避難誘導等の対応について定めるとともに、津波避難施設を示す標識の海岸付近への設置等適切な情報の周知に努める。
- (6) 村は、避難経路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講じる。
- (7) 指定避難所での救護に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 村が指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - a 避難施設への収容
 - b 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - c その他必要な措置
 - イ 村は上記アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を講じる。
 - a 流通在庫引渡し等の要請
 - b 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - c その他必要な措置
- (8) 村は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。
- (9) 村は、津波避難の際の自動車の利用方法等について、関係地区住民との合意を形成するとともに、合意事項についての周知を図る。

4. 避難場所及び指定避難所の運営・安全確保

村は、避難場所及び指定避難所の運営・安全確保に、第4章第8節「避難」に準じて取り組む。

5. 意識の普及・啓発

村は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、周知を行う。

6. 消防機関等の活動

- (1) 村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 土のう等による応急浸水対策
 - エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - オ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第6章 日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

- カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (2) 上記(1)に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、村消防計画に定める。
- (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は次のとおり措置を講じる。
 - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - イ 津波に備え、水防資機材の点検、整備、配備

7. 水道、電気、ガス、通信、放送関係

各防災関係機関は、積雪寒冷地であることに配慮した津波からの防護及び円滑な避難の確保のために実施すべき事項について、その対策を明示する。

(1) 水 道

水道事業者、水道用水供給事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定める。

(2) 電 気

- ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
- イ 東北電力ネットワーク㈱むつ電力センターは、津波からの円滑な避難を確保するため、津波 警報等の迅速確実な伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電 力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう電力供給のための 体制確保等必要な措置を講じる。
 - a 二次災害の予防措置
 - (a) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により 被害の拡大防止を図る。

(b) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった 場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

b 広報

津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(a) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(b) 公衆事故感電防止に関する広報

公衆事故感電を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

i 無断昇柱、無断工事をしないこと。

- ii 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク(㈱むつ電力センターに通報すること。
- iii 断線垂下している電線に絶対さわらないこと。
- iv 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに 東北電力ネットワーク㈱むつ電力センターに連絡すること。

(3) ガス

一般社団法人青森県エルピーガス協会は、第4章第31節の2(2)に準じるほか、特に次の措置を講じる。

- ア ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害 防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する 広報を実施する。
- イ 災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者 及び住民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 通信

指定公共機関である東日本電信電話㈱(青森支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ ㈱及び㈱NTTドコモ、楽天モバイル㈱は、第4章第31節の2(4)に準じるほか、特に次の措置を講じる。

ア 津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保(非常用電源を含む。)に万全を期する。 イ 地震発生後に通信が輻輳した場合の対策等の措置を講じる。

(5) 放 送

日本放送協会(青森放送局)、青森放送㈱、㈱青森テレビ、青森朝日放送㈱は、特に次の措置を 講じる。

- ア 放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものである ため、大きな揺れを感じたときは、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に 対して、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波 警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- イ 県、村その他の防災関係機関と協力し、観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために 必要な情報の提供に努める。
- ウ 発災後も円滑な放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検そ の他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定めておく。

8. 交 通

(1) 道路

ア 交通規制

県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

イ除雪

積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、除雪体制を優先的 に確保する。

(2) 海 上

ア 第二管区海上保安本部(青森海上保安部)及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置 を講じる。

また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を講じる。

イ 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、安全確保 対策をとる。

(3) 乗客等の避難誘導

船舶等の乗客や漁港のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

また、計画の作成に当たっては、避難経路の凍結等によって避難が困難になることを踏まえ、 冬期においても津波からの円滑な避難が確保できるよう配慮する。

9. 村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、診療所、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

- ア 各施設に共通する事項
 - a 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを 感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避 難するよう、入場者等に対し伝達する。

<留意事項>

- 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切 な伝達方法を考える等の措置を講ずる。
- 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

b 入場者等の避難のための措置

<留意事項>

- 避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備

第6章 日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- a 病院、療養所、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困 難な者の安全確保及び避難誘導のために必要な措置
- b 学校等にあっては、当該学校等が村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の誘導 のための必要な措置
- c 保護を必要とする生徒等がいる学校等にあっては、これらの者に対する保護の措置
- d 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者 の安全確保及び避難誘導のために必要な措置

<留意事項>

- 要配慮者の避難誘導方法に配慮する。
- 詳細な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置を講じるほか、 次に掲げる措置を講じる。また、災害対策本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を講じるよう協力を要請する。
 - a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - b 無線通信機等通信手段の確保
 - c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。

<留意事項>

○ 従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。

(4) 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき 措置を実施する。

<留意事項>

○ 津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

10. 迅速な救助

- ア 村は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努める。 消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備に努める。
- イ 村は、県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施 計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。
- ウ 村は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・

港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

エ 村は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

主管担当班(本部の班名)

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の点検、整備及 び配備等の準備を行うとともに人員の確保に努める。

総務班、財務保安班

また、災害応急対策の実施に必要な協力を得るために、関係団体と応援協定等を締結しておく。

1. 資機材、人員等の配備手配

- (1) 物資等の調達手配
 - ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保を行う。
 - イ 村は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体(以下「居住者等」という。)及び観光客、 釣り客やドライバー等(以下「観光客等」という。)に対する応急救護及び地震発生後の被災者 救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。
- (2) 人員の配備

村は、人員の配備状況を県に報告する。

- (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
 - ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、村地域防災計画に定める災害応急対策及び 施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。
- (4) このほか、物資調達については、第3章第10節「災害備蓄対策」、第4章第13節「食料供給」、 同第14節「給水」及び同第18節「被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与」に準ずる。

2. 他機関に対する応援要請

(1) 村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時における郵便局、 風間浦村間の協力に関 する覚書	平成 10 年 9 月 30 日	風間浦郵便局 易国間郵便局	災害発生時の相互協力
災害復旧時の協力に関 する協定	平成 23 年 5 月 10 日	東日本電信電話㈱青森支店	災害発生時、通信設備の 迅速、円滑な復旧
災害時における石油類 燃料の優先供給に関す る協定	平成 23 年 11 月 17 日	風間浦村石油商業会	石油類燃料の優先供給
災害時の通信設備復旧 等の協力に関する協定	平成 24 年 3 月 9 日	㈱エヌ・ティ・ティ・ド コモ東北支社青森支店	災害発生時、通信設備の 迅速、円滑な復旧
災害時における緊急物 資輸送及び緊急物資拠 点の運営に関する協定	平成 25 年 9 月 12 日	ヤマト運輸㈱青森主幹支 店	災害時物資輸送に関す る協力

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時における風間浦 村と風間浦村郵便局の 協力に関する協定	平成 27 年 8 月 3 日	日本郵便㈱、むつ郵便局 長、風間浦郵便局長、易 国間郵便局長	災害発生時の相互協力
災害時における液化石 油ガス及び応急対策用 資機材の調達に関する 協定	平成 27 年 10 月 21 日	一般社団法人青森県エル ピーガス協会	液化石油ガス及び応急 対策資機材の調達
福祉避難所の確保に関 する協定	平成 29 年 3 月 31 日	倉石ハーネス㈱	福祉避難所
災害時における応急対 策業務に関する協定	平成 29 年 8 月 1 日	一般社団法人青森県測量 設計業協会	応急対策業務に関する 調査、測量、設計
災害時の協力に関する 協定	令和 2年 7月14日	東北電力ネットワーク㈱ むつ電力センター	停電時の電力設備の復 旧
漁港等の施設の災害復 旧支援に関する協定	令和 2年11月17日	一般社団法人水産土木建 設技術センター	漁港等の施設の災害復 旧支援
地域防災パートナーシ ップ協定	令和 3年 3月23日	青森放送㈱	災害情報の放送による 減災と安全確保
災害時における飲料の 確保に関する協定	令和 3年 6月 1日	みちのくコカ・コーラボ トリング㈱	災害時の飲料供給支援

- (2) 村は必要があるときは、上記(1)に掲げる応援協定に従い応援を要請する。
- (3) 村は必要があるときは、陸上自衛隊第9師団長、海上自衛隊大湊地方総監、海上自衛隊第2航空群司令、航空自衛隊北部航空方面隊司令官に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

なお、災害派遣を要請する予定の事項は、次のとおりである。

- a 被害状況の把握
- b 避難の援助
- c 遭難者等の捜索救助
- d 水防活動
- e 消防活動
- f 道路・水路の啓開、障害物の除去
- g 応急医療、救護及び防疫
- h 人員及び物資の緊急輸送
- i 炊飯及び給水
- j 救援物資の無償貸付、譲与
- k 危険物の保安又は除去
- 1 その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置
- (4) 村は、災害が発生し、県及び他の市町村からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け

入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁等との連絡体制を整備すると ともに、活動拠点を確保するなど、受入態勢の確保に努める。

3. 広域応援対策

上記のほか、広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊の応援要請などについて は、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」及び同第6節「広域応援」に準ずる。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

主管担当班(本部の班名)

47/

後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

総務班、財務保安班

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

1. 後発地震への注意を促す情報等の伝達、村の災害に関する会議等の設置等

- (1) 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等(以下「後発地震への注意を促す情報等」という。)の伝達に係る関係者の連絡体制については、第4章第1節「津波警報等・地震情報等の発表及び伝達」に定めるところに準じる。
- (2) 村は、防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。なお、地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- (3) 村は、状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。また、外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。
- (4) 村災害対策本部等の設置運営方法等については、第2章第2節「配備態勢」及び同第3節「風間浦村災害対策本部」に定めるところに準じる。

2. 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に 関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項に ついて、第4章第4節「災害広報・情報提供」に準じて周知する。

3. 災害応急対策をとるべき期間等

村は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4. 後発地震に対して注意する措置

- ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、 円滑かつ迅速に避難するための備え
- ウ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・ 点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- エ 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の 再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6節 防災訓練に関する事項

主管担当班(本部の班名)

総務班、財務保安班

防災訓練計画については、第3章第8節「防災訓練」に準じて、災害 時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、計画的、継 続的な防災訓練を実施するものとし、特に次の事項に配慮する。

<防災訓練にあたって留意すべき事項>

- ア 積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、村防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう配慮する。
- イ 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に十分配慮するよう努める。
- ウ 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市 町村等との連携を図ることに努める。
- エ 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

主管担当班(本部の班名)

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

総務班、財務保安班

1. 村職員等に対する教育

村は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

ア 地震・津波に関する一般的な知識

次のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。

- a 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと
- b 津波は必ず引き波で始まるものではないこと
- c 津波の第一波が必ずしも最大のものではないこと
- d 大きな津波は長時間継続すること
- e 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する場合があること
- f 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知 識
- ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- エ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- オ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- カ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- キ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育・広報

村は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努める。関係機関と協力して、住民等の津波避難意識の向上のため、津波ハザードマップの整備等により津波避難計画の作成を進めるとともに、その作成に当たっては、住民参加により避難経路、指定緊急避難場所を検討することにより地域で有効に利用されるものとなるよう配慮するなどし、津波防災教育の充実に努める。また、パンフレットやチラシの配布、ホームページの活用、津波注意、津波避難場所及び津波避難施設を示す標識を設置するなど、現地の地理に不案内な観光客等にも配慮した広報に努める。

防災教育は、地域単位、職場単位等で行い、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

なお、その内容はおおむね次の事項とする。

ア 地震・津波に関する一般的な知識

次のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。

- a 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと
- b 津波は必ず引き波で始まるものではないこと
- c 津波の第一波が必ずしも最大のものではないこと
- d 大きな津波は長時間継続すること
- e 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する場合があること
- f 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知 識
- ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の 自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の 備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実 施方法
- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

第6章 日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策については、一人でも多くの「人命を救う」 とともに、広域にわたり発生する「甚大な被害をできる限り最小化」し、被害からの「回復をできる だけ早くする」ことが重要であるという基本的方針を踏まえ、村及び関係団体は具体的な施策の検討 に努める。

本村の地震・津波防災推進のための事業については、今後別に定める「津波避難対策緊急事業計画」 に、区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間等の計画を策定することとする。

風間浦村地域防災計画 【地震·津波災害対策編】

令和6年3月修正

編集発行 風間浦村防災会議

事務局 風間浦村総務課

 $\mp 039 - 4502$

風間浦村大字易国間字大川目 28-5

電話 代表 0175-35-2111